

別書誌
合3冊

14.5
171



始



14. 5-17イ



1200501211364

14
17

滿鐵調査資料第七十七編

滿蒙に於ける露國の現勢力

南滿洲鐵道株式會社

庶務部調査課

凡 例

深 寄 贈 本

一、本編は滿蒙に於てソウエート聯邦及赤白兩系露國人の有する政治、經濟上の現勢力の鳥瞰圖を與へんとする目的を以てつくられたるものである。



本編の筆述に當つては必要なる文献は汎く之を利用したつもりであるが、緒論にも述べたる如く滿蒙に於ける民族別の政治經濟的勢力を研究せる文献即ち本編の必要とする文献の乏しき事は想像の外であつて、貴重なる數字なるもそれが民族別せられざるばかりに可惜利用し得なかつたものが多くある。また現地に於ける質問調査の際にも問題が露西亞人のみに限定せられてゐるために所要の數字を捉へる事は多く容易でなかつた。これは商業又は貿易關係に於て最も甚だしく、殊に露西亞人の財力、彼等の企業の運轉資金に關して遺憾な點が多い。かゝる理由により本編がその内容に於て幾多の缺陷を有するは免れざる所であるが、然し一面よりこれを考ふるに、斯の如く參考資料に乏しい事は、それだけ本編が従來行はれなかつた新しい試みである事を意味し、この點に於て貧しいながら本編が或る程度迄價值づけ得られるのではないかと思ふのである。今後滿蒙に於ける露西亞人の研究の行はるゝ時、本編が聊かたりともその參考となり又それによつて本編の缺陷の補はるゝ事あらば幸ひである。

凡 例

14.5-171

度量衡比較表

重	度						區分
	尺			寸			
一布 ^ナ (四〇フント)度 ^ド	一チ ユイム	一フ (二二サエイム)	一ウ エルシヨク	一ア ルシヨク (一六ウエルシヨク 又は二八サエイム)	一サ ー ジ エ ン (七フート又は三アルシン)	一露 ウ エル スト (五〇〇サージュエン)	露
	一六三八〇四九六 ^{基花}	三〇四八 ^尺	四四四五 ^尺	七二二八七 ^尺	三三三五六 ^尺	一〇六六七八 ^尺	米
	四三六八四 ^尺	一〇〇五八 ^尺	一四六六五 ^寸	二三四六六 ^尺	七〇四〇七 ^尺	〇二七二 九七八八 ^{町六里} 五三三〇三 ^{町四里}	日
	〇二七〇九六 ^寸	〇九五三五 ^尺	一六八九〇 ^寸	二二三三五 ^尺	一三三三三 ^寸 六六七五 ^尺	一八五三 ^里 六六七五 ^尺	支
	〇〇一六二三 ^米 〇〇一八五六 ^米 〇〇二〇七八 ^米 〇〇二二九一 ^米 (一 ^米 四 ^寸 五 ^分 三 ^厘 八 ^毫 三 ^絲 二 ^忽 六 ^微)	一尺	一七五 ^寸	二三五 ^尺	〇七 二三五 ^尺 二三五 ^尺	〇六三 ^里 〇五七五六 ^尺 五三〇三 ^尺	英 (米) 國

凡例
一、本編に利用したる参考資料は之を巻末に附記して置いた。その筆者諸彦に對して茲に篤く謝意を表する次第である。
二

昭和三年三月
一、本編の筆者は課員市川倫である。

庶務部調査課

積	地	容		量	
		積	容	積	容
一	デシヤチン	一〇九二四八〇六 ^{平方}	一〇九二四八〇六 ^{平方}	三三〇四九三 ^坪	一九〇三三 ^坪
一	平方露里	一、二八〇、一九七 ^{平方}	〇〇七、七八四、六五 ^{方里}	九六、六四九、三三 ^町	一八五、三二一、五 ^町
一	ウエドロ	二、二九八、五 ^{リットル}	六八、二七 ^升	二、二八 ^斗	二、二八 ^斗
一	立方ヂユイム	一、六三六、七二 ^{立方}	五八、八九四 ^{立方}	〇、五〇二 ^{立方}	一、立方
一	立方フート	二八、三六八 ^{立方}	一〇、二七五 ^{立方}	〇、八六四、四三 ^{立方}	一、立方
一	立方ウエルシヨク	八七、八二四 ^{立方}	三、二五六一五 ^{立方}	二、六〇一七 ^{立方}	五、三三九、八 ^{立方}
一	立方アルシン (四〇九六立方ウエルシヨク)	五八、七七〇、八九三 ^{立方}	一、二九二、七五六 ^{立方}	一〇、九七九、〇五 ^{立方}	二、六四九、三三七 ^{立方}
一	立方サージュエン (二七立方アルシン)	九七、三六八 ^{立方}	一、六二五、九五 ^{立方}	三、九一四、〇七三 ^{立方}	二、六四九、三三七 ^{立方}
一	ゾロトニク	四三、六五七、五 ^瓦	一、一三七、五三 ^瓦	〇、一四三、六 ^瓦	〇、一五〇、四七 ^瓦
一	フ (九六ゾロトニク)	四〇、九五二、二四一 ^瓦	一、〇九二、〇三九 ^瓦	〇、九七八、五九 ^瓦	〇、九〇三、九三 ^瓦

滿蒙に於ける露國の現勢力

目次

緒論 一

第一章 滿蒙に於ける露西亞人の戸口數 四

第二章 露國官廳及在支露人の法律的地位 二〇

 第一節 領事館・税關・通商代表 二〇

 第二節 露西亞人の法律的地位 二一

第三章 東支鐵道に於ける勢力 二五

 第一節 東支鐵道の建設 二五

 第二節 支那の東支鐵道利權回收運動 三二

 第三節 東支鐵道に於ける露支勢力の比較 四〇

 第四節 東支鐵道の經營狀態 四五

第四章 商業(貿易)に於ける勢力 五三

 第一節 總說 五三

目次

第二節 商事機關.....五五

一 哈爾濱取引所.....五五

二 國營企業代辦所.....五七

三 會社及個人商店.....六三

第三節 貿易.....七二

一 露國の對滿蒙貿易.....七二

二 在滿露國系貿易商(特産商)の勢力.....七七

三 密貿易.....八一

第五章 工業に於ける勢力.....八六

第六章 林業に於ける勢力.....九八

第一節 總説.....九八

第二節 東支鐵道會社の林業.....一〇二

第三節 コワリスキイ商會の林業.....一〇九

第四節 スキデリスキイ商會の林業.....一一一

第五節 ヴオロンツォフ商會林區.....一二二

第六節 極東建築會社林區.....一二四

第七節 札免採木公司林區.....一二四

第七章 鑛業に於ける勢力.....一二六

第一節 總説.....一二六

第二節 札賚諾爾炭坑.....一二六

第三節 穆稜炭坑.....一二〇

第八章 金融界に於ける勢力.....一二六

第一節 總説.....一二六

第二節 極東銀行(ダリバンク).....一二七

第三節 極東猶太商業銀行.....一三四

第四節 極東借款銀行.....一三六

第五節 其他の金融機關.....一三七

第六節 各國勢力の比較.....一四〇

第七節 通貨としての露貨.....一四一

第九章 新聞雜誌及通信業に於ける勢力.....一四三

第十章 文化事業及社會事業に於ける勢力.....一四七

第一節 東支鐵道の學校事業.....一四七

第二節 哈爾濱に於ける各種學校.....一四九

第三節 圖書館及學術研究機關……………一五五

第四節 哈爾濱に於ける慈善公共團體及俱樂部……………一五九

第五節 病院……………一六一

第十一章 呼倫貝爾に於ける勢力……………一六六

第一節 政治的勢力……………一七〇

第二節 産業利權上の勢力……………一七六

第三節 漁業に於ける勢力……………一七九

第十二章 滿蒙に於ける所謂赤化宣傳機關及其運動……………一七九

第一節 露國共產黨哈爾濱縣委員會……………一八〇

第二節 職業同盟……………一八〇

一 一般的觀察……………一八二

二 哈爾濱縣職業同盟協議會……………一八四

三 東支鐵道職業同盟(ドルコム)……………一八五

第三節 國家保安部(ゲ・ベ・ウ)……………一八七

第四節 所謂赤化運動に對する考察……………一九二

第十三章 在滿白系露人の勢力……………二〇一

參考資料……………二〇一

滿蒙に於ける露國の現勢力

緒論

本調査書に於ける所謂滿蒙とは、東は鴨綠江及び豆滿江を以て朝鮮に接し又烏蘇里江を以て露領沿海州に境し、北は黑龍江を以て露領黑龍州に境し、西はアルゲン河を以て露領後貝加爾州に境し更に大興安嶺の山系を以て蒙古本部に接し、南は萬里の長城を以て直隸省に境し其餘の南部は渤海並に黃海の浪に洗はれて居る地域を指すのである。

由來露國は自國の勢力の東漸即ち西比利の攻略及び極東の獲得を以て露國民の「不可抗的趨向」と公稱してゐる。

その露西亞帝國が、耕耘を待てる無限の豊沃なる處女地、千古斧鉞を加へざる大森林、無盡藏と稱せらるゝ炭田等あらゆる富源を擁する滿蒙の地を黑龍江の水路を隔つる一衣帶水の南に眺め、他方支那老大國の無力と南支に於ける英佛の侵略の着々たる成功とに驅られて遂に滿蒙進出の舉に出で、燎原の火の如く忽ちにして自國の勢力を全滿に擴め之を其の勢力下に收めた事は蓋し自然の勢いと稱するの外はない。

然るに勢ひの赴く所日露の衝突となり、露國は一敗地に塗るゝと共に、茲に滿蒙に於ける霸業は一頓挫を來たし、更に歐洲戰爭並に露國革命に依る國力の疲弊に伴はれ、雄圖遂に空しく既に昔日の面影を失ひ、加ふるに對支政策に失敗に失敗を重ねたる結果、往年唯々諾々たりし支那よりさへ壓迫を蒙り、東鐵理事會の形に於ける露支交渉に於ても

讓歩に次ぐに讓歩を以てし、露國は今や其の對支政策の根本的立て直しの必要に迫られ居る情勢にある。

従つて露國の滿蒙に於ける現勢力は素より舊帝政時代のそれに及ぶべくもないが、然し之を以て直に滿蒙に於ける露國の勢力の崩壊を意味するものとするは當らない。滿蒙の開拓に先鞭を着けたるものは實に露國である。露國の北滿進出以前に於ける滿蒙の人口は僅々三百萬に過ぎず、支那本部と異り其の人口は面積及び資源に比して著しく稀薄にして東支鐵道沿線の吉黑兩省の如きは住民殆ど無く僅に游牧民の去來するに止まつてゐた。然るに東支鐵道の敷設せられて茲に二十有五年、その間露國は六億の巨資を投じ、滿蒙に露國の文化を輸入して産業を助成し、荒涼たる平原は變じて世界の一大穀倉と化し、三百萬の人口は二千七百萬に増加し、猶一億の人口を優に收容する餘裕ありと稱せらるゝに至つた。露西亞の北滿進出は元來スラブ民族の傳統的侵略主義の然らしむるものではあるが、北滿の今日の經濟的及文化的發達あるは露西亞に負ふ所最も多しとせねばならぬ。之は即ち露國の無形の勢力であつて、之れあるが故に露國の滿蒙に於ける勢力の根強さがあり、一朝一夕に露國の勢力を驅逐する事は出来ないのである。また他面露國は其の革命中に失はれたる東支鐵道に於ける自國の權利を恢復し、之を露支共管となす事に成功し、東支鐵道は依然露國の滿蒙經營の牙城として滿蒙に於ける露國の勢力の源泉となつてゐる。

東鐵理事會の露支交渉に於て從來露國側が常に讓歩的態度に出で、其の軟弱外交は世目を引いてゐるが、縦んば之れが勞農露國の内治外交の不振に原因せる讓歩であるとしても、見方に依れば之れは勞農側が一九二四年締結以來履行を濫りたる露奉協定の規定せる所を新に履行する迄であるとも見られるのであつて、最近の教育權の回收の如きは事行政に關し當然支那の手に移讓さるべき性質のものである。又東鐵收益金露支折半問題の如きは一見露國側の多大

の讓歩の如くであるが、それは露支合辦の權利義務に基く當然の讓歩である。斯の如く露支交渉は近來露國側が悉く押され氣味であるが、其の讓歩は協定に基く支那の合法的權利の承認であり又支那側の要求は當然の要求と稱し得るのであつて、而も露奉協定の定むる所の最後の退却點迄には尙相當の距離を存してゐる。

露商が華商の壓迫を蒙り其の商工業が概して不振に陥れる事は當該章に於て述べるが、それは必ずしも露商のみの勢力減退を意味せず、即ち現在支那に行動せる全ての外國實業家の等しく痛感する處である。

これを要するに、露國の滿蒙に於ける立場は今將に過渡期にありと言ふべきであつて、其の將來に於ける勢力の消長は一つに東支鐵道の回收問題の推移如何竝に露國々内工業の恢復の遲速に懸るとせねばならぬ。蓋し東支鐵道は露國にとつて之を政治的に見れば開は太平洋に達すべき外國領土上の橋梁であり、之を經濟的に見れば世界の一大穀倉に接して勞農露國の滿蒙に於ける政治的及經濟的動脈を成し、その回收は露國の勢力の死命を制し、又國內工業の恢復は其の製品の對滿蒙輸出に依つて其の經濟的勢力を助成する一大要素であるからである。

露國の現勢力を陳ぶるに當つて之を各國の勢力と對照し比較研究を試みる事は最も理想的であり且つ最初その計畫であつたが、資料及其他の事情に依り其の目的を達せず、又滿蒙に關する從來の資料が總て各國の勢力を綜合せるものであつて、露國の勢力を特に分示したる資料に乏しきため、明確なる報告を得る能はざりしは大いに遺憾とする所である。

第一章 滿蒙に於ける露西亞人の戸口數

滿蒙への露西亞人の侵入は東支鐵道の敷設に依つて始められたと見てよい。然しながら東支鐵道が元來純政策的見地を以て敷設せられたるものであつて殆ど移民事業を目的として居らなかつたために自ら移民の吸収力に乏しく、敷設後二十有餘年を閲するも尙東支鐵道従事員と商工業者とを合せて僅に十二萬を超えず、之を北滿の人口千二百萬に較ぶれば百分の一、之を滿洲の總人口二千七百萬に比較せば實に二二五分の一に過ぎない。然し露西亞人は北滿に於ける一般外國人々口に於て第一位を占むるのみならず、文化的施設及經濟の兩方面に於てその優越權を握るものは多數人口を擁せる支那人にあらずして、從來の關係上先づ露西亞人に指を屈せねばならぬ現狀にある。

在滿露西亞人は農業移民にあらず商工業者としての性質を有する關係上、彼等が鐵道沿線並に主として都市に集合せるは尤もの現象と言ふべきである。

滿蒙に於て露人々口の最も多き居住地は哈爾濱及其附近であつて、彼等の商工業も殆ど同地に集中せられて居ると云つてよ。

支那警察の調査によると一九二六年に至る十箇年の哈爾濱及其附近に於ける各國人口は左の如くである。(昭和二年一月號露亞時報所載)

國別	一九一六年	一九一八年	一九二〇年	一九二二年一月	一九二四年六月	一九二五年五月	一九二六年
露西亞人	三四、二一五	六〇、一〇〇	一三三、一七〇	一五五、四二〇	五八、五五九	九二、八五二	五四、六四四

支那	日本	英國	美國	獨逸	佛國	朝鮮	太蘭	波蘭	猶太	高加索	和蘭	土庫	埃爾	丁國	葡萄牙	チベット	アルメニア	白耳	瑞典	印度	其他	合計	
四、五、四八二	六、九七	四、三	二、七	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三
九四、〇〇〇	二、七、六八	二、七	二、七	二、七	二、七	二、七	二、七	二、七	二、七	二、七	二、七	二、七	二、七	二、七	二、七	二、七	二、七	二、七	二、七	二、七	二、七	二、七	二、七
一、五〇、四一四	三、七、五九	一、四、三	九、四	五、九	一、一、二	一、〇、六	一、八、二	一、八、二	一、八、二	一、八、二	一、八、二	一、八、二	一、八、二	一、八、二	一、八、二	一、八、二	一、八、二	一、八、二	一、八、二	一、八、二	一、八、二	一、八、二	一、八、二
一、八、三、六九六	三、八、二二	一、八、二	一、八、二	一、八、二	一、八、二	一、八、二	一、八、二	一、八、二	一、八、二	一、八、二	一、八、二	一、八、二	一、八、二	一、八、二	一、八、二	一、八、二	一、八、二	一、八、二	一、八、二	一、八、二	一、八、二	一、八、二	一、八、二
三、三、一〇二	二、七、七六	一、八、九	五、二	九、三	八、七	三、四、五	一、六	八、七	一、六	八、七	一、六	八、七	一、六	八、七	一、六	八、七	一、六	八、七	一、六	八、七	一、六	八、七	一、六
二、二、八六三	三、一、八七	二、八、八	一、一、二	一、一、二	一、一、二	一、一、二	一、一、二	一、一、二	一、一、二	一、一、二	一、一、二	一、一、二	一、一、二	一、一、二	一、一、二	一、一、二	一、一、二	一、一、二	一、一、二	一、一、二	一、一、二	一、一、二	一、一、二
三、三〇、四九四	二、五、三三	一、五、四	一、一、三	一、一、三	一、一、三	一、一、三	一、一、三	一、一、三	一、一、三	一、一、三	一、一、三	一、一、三	一、一、三	一、一、三	一、一、三	一、一、三	一、一、三	一、一、三	一、一、三	一、一、三	一、一、三	一、一、三	一、一、三

第一章 滿蒙に於ける露西亞人の戸口數

備考 一九二六年度の人口中露人は特に少いやうである。

支那警察調査一九二七年八月現在（これは最近の調査である）第一區即ち哈爾濱特別區内の戸口は左のごとくである。因に第一區とは埠頭區及其附近八區、三十六棚、新市街即ち支那語の秦家崗、馬家溝、舊哈爾濱、顧鄉屯（一名故郷屯）を示すものである。

國籍別	戸數	人口
支那	一四、七五三	七二、七九五
露國	六、九一〇	二五、二八八
無國籍	七、五九四	二八、五四四
日本	七七〇	二、六二二
朝鮮	一九三	八八四
英吉利	四二	一六三
佛蘭西	四六	一五二
獨逸	四七	一四〇
米國	二〇	五三
埃太利	一六	四七
丁抹	一一	四五

伊太利	人	一七	六二
波蘭	人	一六一	五六二
チエツク	人	二二	五八
ラトキヤ	人	二五	一五〇
ユダヤ	人	二九三	一、一一三
瑞典	人	一三	三五
洪牙利	人	二	六
印度	人	三	八
和蘭	人	一四	三二
土耳其	人	四	一五
白耳義	人	一	一
セルビヤ	人	三	八
希臘	人	二六	九六
ルーマニヤ	人	二	二
計		三〇、九三五	一三三、八八一

以上の如くにして戸數三萬九百三十五戸（筆者の檢算によれば三萬九百八十八戸）人口十三萬二千八百八十一名とな

第一章 滿蒙に於ける露西亞人の戸口數

第一章 滿蒙に於ける露西亞人の戸口數

つてゐる。

尙大哈爾濱の總戸數を知るがためには、前記戸數三〇、九三五戸に濱江警察署管内の戸數一九、九六一戸、濱江縣(即ち郷區)七、三五二戸を加へ、更に水上警察署管内戸數八二四戸(人口三、七〇五)を加ふべきであつて、その總計は五九、〇七二戸となり、その總人口は三三八、三八一となる。

因に水上警察署管内八月現在調査戸口は次の如くである。

國籍	戸數	人口
支那	三三三	一、五七五
露國	六五	三四九
無國籍	四三二	一、七七八
佛國	一	一
獨逸	一	一
日本	二	五
計	八二四	三、七〇五

無國籍人と稱するのは無國籍露人の事である。これを要するに一九二七年八月現在に於ける大哈爾濱の露人戸口數は計數の判明せる範圍に於て左の如くである。

特別區 水上警察署 管内合計	勞農國籍		無國籍		計	
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口
六、九一〇	二五、八八	七、五九四	二八、五四四	一四、五〇四	五三、八三二	一五、〇〇一
六五	三四九	四三二	一七、七八	四九七	二、二二七	五五、九九九
六、九七五	二五、六二七	八、〇二六	三〇、三三二	一五、〇〇一	五五、九九九	

勿論この中には計數不明なる濱江警察署管内及濱江縣に居住せる露人戸口數を含んでゐない。

同じく一九二七年八月現在に於ける東支鐵道沿線の露人及其他各國人戸口數は支那警察の調査に依れば左の如くである。(滿洲日報二、一二、三所載)

國籍	戸數	人口
支那	六、六八五	三三、一一八
露國	二、一五七	八、四三三
英國	二	六
佛蘭西	三	九
獨逸	三	一〇
日本	八七	二七四
計		九

第一章 滿蒙に於ける露西亞人の戸口數

第一章 滿蒙に於ける露西亞人の戸口數

朝鮮人	二四八	一、二四七
伊太利人	一	二
波蘭人	三〇	一二八
チエツク人	三	八
無國籍者	一、〇五七	三、五〇八
計	一〇、二七六	四六、七四三
(口)西部線		
支那人	一一、七三二	六二、三五七
露國	一、四七二	六、四六一
英國	三	八
佛蘭西	六	一七
獨逸	二	五
米國	二	六
日本	七九	三〇〇
朝鮮	六三	二四三
伊太利	八	一四

第一章 滿蒙に於ける露西亞人の戸口數

伊太利人	一	二
波蘭人	三三	一三九
瑞典	一	二
希臘	四	二四
猶太人	二〇	三四
チエツク人	二	三
丁抹人	一	二
無國籍者	三、一六〇	一六、五四一
計	一六、五六八	八六、一五八
(口)南部線		
支那人	一、八四五	一一、六七八
露西亞	五六二	二、二五八
日本人	二二	六九
朝鮮人	一	三
無國籍者	七五	二九三
計	二、五〇五	一五、三〇一

第一章 滿蒙に於ける露西亞人の戸口數

註 無國籍者とあるは全部露人である。

右の表に基き東西南各線の戸口を合計せば左の如くである。

國籍別	戸數	人口
支那	二〇、二五二	一〇八、一五三
露西亞	四、一九一	一七、一五二
無國籍者	四、二九三	二〇、三四二
英國	五	一四
佛蘭西	九	二六
獨逸	五	一五
米國	二	六
日本	一八八	六四三
朝鮮	三二二	一、四九三
奧地利	八	一四
波蘭	六二	二六七
瑞典	一	二
希臘	四	二四

猶太人	一〇	三四
チエツク人	五	一一
丁抹人	一	二
伊太利人	三	四
計	二九、三四九	一四八、二〇二

即ち二十五箇國(ユダヤをパレスティンとして)三萬戸十五萬人の概數を得る。特に注意すべきは其中に無國籍の露人四、二九三戸二〇、三四二人を含むことであつて、これと大哈爾濱の無國籍人七、五九四戸二八、五四四人とを合計するときは、特別区内に於ける無國籍露人は一一、八八七戸四八、八八六人の多數となる。又猶太人に就ては哈爾濱二九三戸一、二一三人と本表の夫れとを合計すれば三〇三戸一、一四七人となる。今露西亞人の中に無國籍者と猶太人とを含め之に依り露支人の戸口數を比較すれば左の如くである。

支那	露國
戸數	戸數
人口	人口
三五、〇〇五	二二、九八七
一八〇、九四八	九二、四二六

即ち支那人は露西亞人に對し戸數に於て約一倍半、人口に於て約二倍を示してゐる。

(註) 以上哈爾濱及東西南各沿線の戸口數調査は哈爾濱日日新聞昭和二年十一月二十五日、同二十七日及び同三十日號掲載の資料

第一章 滿蒙に於ける露西亞人の戸口數

を參考したものである。

一九二〇年及一九二二年頃の露人人口の特に多數を示して居るのは露領極東の赤化とそれに次ぐ日本西比利派遣軍の撤退に依り難を支那領に避けたる露國避難民の激増と遁入兵とに依るものであるが、その後求職者過剩のため生活上に甚しき脅威を受け、彼等の大半が當地に安住し得ず、奉天、天津、上海、米國及一部はソウエート聯邦へ立ち去つたために戸口の減少を來たした。

斯して哈爾濱の露人々口は露西亞革命十周年たる一九二七年に於て漸やくその十年前の常態に復しつゝあるものと見る事が出来る。

哈爾濱に次いで露西亞人の多數居住せる地として擧ぐべきものは、滿洲里、海拉爾、綏芬河站（露名ボグラニーチナヤ）である。

滿洲里の最近に於ける露西亞人の人口は總計七、三五八人であつて、それをソウエート公民及舊露國民に區分せば左の如くである。

ソウエート公民		舊露國民		計
男	二、一五〇	一、三六九	三、五一九	
女	一、九四〇	一、八九九	三、八三九	
計	四、〇九〇	三、二六八	七、三五八	

右の數字は滿洲里北方に見ゆる哥薩克民部落を含む。而して滿洲里の總人口は約二二、〇〇〇（一九二五年滿洲里市

役所調査）であるが故に、露人はその過半數を占めてゐる譯である。

海拉爾の露西亞人々口は左の如くである。

ソウエート公民		舊露國民		計
男	一、一四五	一、一〇一	二、二四六	
女	一、〇九三	一、二八一	二、二七四	
計	二、二三八	二、二八二	四、五二〇	

綏芬河站の國別人口及戸數は左の如くである。（昭和二年三月調査）

支那	露西亞	日本	朝鮮	英國	佛蘭西	セルビア	計
七〇〇	八〇〇	一一二	七七	二	四	二	一、五九七
二四三二	一九七六	二二	二〇四	三	五	五	四、六三八
九四四	一八八	一八	一五一	三	三	三	二、九四一
三、三六五	三、七九六	四〇	三三五	六	八	九	七、五七九

綏芬河站は東支鐵道の東部國境驛であつて、その附近には東支鐵道の建設當時に既に露人の當地に來たつて支那人

第一章 滿蒙に於ける露西亞人の戸口數

部落と別に定住せるものあり、又同鐵道従業員にして退職後土地を給せられて當地に永住せるものあり、更に避難民の來たつて居を此處に定むるものありて此等の戸口數も亦見るべきものがある。西毛屯とは即ちこの種の一部落であつて筆者の實見せるところによるに、本部落は西比利に於ける純然たる露國農村の觀があつて、而も哈爾濱近郊のナハローフカ村に於けるが如き零落せる露國人の充滿せるとは自ら趣を異にし、正規の農業及び牧畜を營み、牛乳及牛酪等を産し、之をボグラニーチナヤに移入して富裕ならずも兎に角平和なる日を送つてゐる。その戸數及人口は約左の如くである。

	戸數	人口	戸數	人口
支那 人	二〇〇	五〇〇	露西亞 人	七〇
朝鮮 人	三〇	一〇〇	計	三〇〇
				八〇〇

右の外東支鐵道驛にして露人戸口數の比較的大なるものとしては、東部線に於ける一面坡(戸數約五〇〇、男子約一、〇〇〇、女子七三〇)及び横道河子(戸數約六〇〇、男子約一、三〇〇、女子約八二二)、西部線に於ける布克圖(人口約二、〇〇〇)、昂々溪(人口約一、四〇〇)、安達(人口約八〇〇)等である。

滿蒙に於ける露西亞人の總人口を的確に突きとめる事は頗る難事に屬するのであるが、奉天日本總領事館の資料に依るに在滿各帝國總領事館及領事館管内を通じて大體に於て十二萬人位のものらしく、從來一般に二十萬と稱せられ筆者亦各地に於て概數二十萬を耳にしたが、之は一九二三年及び一九二四年頃の激減と思ひ合せて少しく誇大されはゐないかと思はれる。

帝國領事館管内別に見ると最近の滿蒙全帯に於ける露人々口は左の如くである。(昭和二年五月調)

哈爾濱管内	九二、九八七	奉天管内	一、〇三四
間島管内	一〇八	吉林管内	七九
長春管内	二二二	鐵嶺管内	一二
遼陽管内	一	鄭家屯管内	一
安東管内	一七	牛莊管内	一七
赤峰管内	二二	齊々哈爾管内	六、五三四
滿洲里管内	一五、三〇六	關東州	二九九
合 計	一一六、六二六		

右の如く滿蒙に於ける露西亞人の人口は先づ十一萬乃至十二萬と見てよい。

呼倫貝爾に於ける露人の移民状態に就いては特に陳べる必要がある。前にも述べたる如く滿蒙に於ける露人は主として東支鐵道の建設後後貝加爾州若しくは露西亞本國より移住し、従つて彼等は専ら鐵道沿線に居を定めたのであるが、茲に呼倫貝爾のみは他とその趣を異にしてゐる。

後貝加爾哥薩克は歐洲大戰前既に呼倫貝爾の諸河川の沿岸に於て馬群を逐ひ狩獵を營み、當時彼等は此の地方に個々の居住地及び冬營地を設けてゐた。

然るに歐洲戰爭及露國革命亂後は其の影響を受けて漸次移民の大流入を見るに至り、此等移民は先づアルグン河の

沿岸に定住し、更に根河、得爾布爾河、喀拉布河に沿ふて進み、遂に牙克石驛附近の鐵道沿線に達した。此等の移民は早晚露領に歸還し得るものと考へ、新居住地に一時的の假小屋を建てたるのみであつたが、次第に彼等の希望は裏切られ、遂に永住するの已むなきに至り、先づ穀類の播種を始め、假小屋に代へて丸太を以て堅牢なる屋舎を建築し其他必要な施設を爲すに至つた。現在東支鐵道の北部には約六〇の露人部落があつて、その戸數は一〇五〇、人口は約五、〇〇〇と謂はれてゐる。而して河川別にして其の部落數、露支蒙別戸口數を示せば左の如くである。

居住地名	部落數	露 國 人		支 那 人		ブ リ ャ ー ト 人		總 計	
		戸 數	人 口	戸 數	人 口	戸 數	人 口	戸 數	人 口
アルケン河	三〇	二〇一	一、〇二九	四三三	一、九七六	—	—	六四一	三、〇〇五
根河	九	二〇二	一、三〇〇	二八	八五	—	—	二三四	一、二二五
得爾布爾河	八	一五一	八六五	二七	一一五	—	—	一七六	九八〇
喀拉布河	四	二二	一三五	—	—	—	—	二二	一三五
墨爾格勒河	五	一八三	一、二〇〇	—	—	—	—	二九八	一、八二〇
及海爾勒河	一	四〇	一五〇	—	—	—	—	三四〇	二七五〇
錫尼河	—	—	—	—	—	—	—	—	—
總計	五七	七九	四、六一九	四五八	二、七六六	四一五	三、一一〇	一、六七二	九、八二五

アングン河岸に於ける露西亞人の人口の其の總人口に對する割合は三五パーセントである。この方面に於て支那人の人口が露西亞人の人口に對して優勢を示してゐるのは全く支那官吏の多いためであつて、決して農民の數に依るものではない。

三河地方(根河、得爾布爾河、喀拉布河)に於てはアルグン河岸と異り、露人移住者は全人口の十分の九を占めてゐる。

墨爾格勒河及海爾勒河流域に於ける住民は露西亞移民たる後貝加爾哥薩克、ブリヤート・ツングース人であつて、支那人を見ない。

以上は凡て東支鐵道以北であるが、同鐵道以南に於ける露國移民は錫尼克河沿岸のブリヤート人の鄂魯特旗内に根據し、其の居住部落の戸數は四〇、人口は二五〇である。

尙露國移民の沿線地帯外の居住地は前記の五十七箇村に盡きない。即ち近年産業の發達に伴ひ、蒙古人の旗内にも侵入するに至つた。この種の露人居住部落として擧ぐべきものは、海拉爾の西南一六〇露里なる伊敏河沿岸に於けるダオロンツォフ兄弟商會林區の食糧積換地點であつて、同地に於ては地方蒙古官憲の認可を受けて飼料穀類の栽植を營んでゐる。また甘珠爾地方に於ては少數の露人商人が蒙古人と取引してゐる。

此等の露人住民の外に尙夏期及冬期用の二つの假小屋を有する半遊牧を營む露人があるが、彼等は牙克石驛より北方三十露里以内を根據としてゐる。

註 呼倫貝爾に於ける露國移民の戸口數は昭和二年四月刊行哈爾濱事務所調査資料「政治的方面より見たる呼倫貝爾事情」より摘出したものであるが、現在に於ける露國移民は所載計數よりも多少増加して居る筈である。

第二章 露國官廳及在支露人の法律的地位

第一節 領事館・税關・通商代表

露國革命に依る露支斷交の結果、支那政府は一九二〇年九月二十三日附大總統令に依り露國使臣の禮遇を停止し露國公使館及各地領事館を閉鎖したが、一九二四年五月締結せられたる露支協定に依り中華民國とソウエート社會主義共和國聯邦とは彼我平日の國交を恢復し、同協定第一條に依り兩國の公使領事關係を復活し且つ露奉協定附屬聲明書第一號に於て中華民國東三省自治政府が前露國時代の領事館をソウエート聯邦政府に引渡すことに同意せる結果、ソウエート聯邦政府は協定成立の功勞者たるカラハンを以て初代駐支露國大使に任ずると共に、支那各地並に滿洲の各總領事館及び領事館も亦再開せらるゝに至つた。

滿洲に於けるソウエート聯邦領事館所在地及び領事氏名は左の如くである。

- | | | | |
|-----------|--------|-----------|-----------|
| 一、奉天總領事館 | クズネツオフ | 二、哈爾濱總領事館 | 代理 オボウティン |
| 三、齊々哈爾領事館 | マルテイノフ | 四、滿洲里領事館 | スミルノフ |
| 五、海拉爾領事館 | レヴィン | 六、綏芬河領事館 | バルキン |
| 七、黑河領事館 | ミラメド | 八、大連領事館 | コレスニコフ |

註 哈爾濱總領事レグランは昨年十月本國へ召還せられ、副領事オボウティンが事務を代理してゐる。

哈爾濱に通商代表支部が置かれたのは一九二四年末であつて、現代表はエス・エス・ボグレベジスキイ、現在従事員は約二十名である。支部の商取引機能は専ら營業部が之を有し、代表及事務所は行政的機能を取扱つてゐる。而して單獨に物資の買付を爲す事は殆ど稀であつて、其の機能の大部分は貨物に對する輸出許可證の發給である。

本機關は當地方に於けるソウエート聯邦のあらゆる商工機關を統轄し、自からは在哈爾濱ソウエート聯邦總領事の指揮管轄下に在る。

露國税關署は露支國境驛滿洲里及びボグラニチナヤに在り、對露輸入品の檢閲に當つてゐる。

第二節 露西亞人の法律的地位

前記支那大總統令は其の後章に於て『在支露國人民及其生命財產ハ自ラ舊ニ照シテ保護ヲ加フヘシ(中略)露國租界及東支鐵道用地並ニ各地方ノ在支露國人ニ關スル一切ノ事宜ニ至リテハ主管各部各省長官ヨリ妥籌辦理セシムヘシ』〔北滿洲の政治經濟的價值〕二〇〇頁引用)と記して、天津、漢口兩租界を沒收すると共に、北滿に於ては東支鐵道附屬地行政權を回收して東省特別區行政長官公署を設置し、従前の東支鐵道廳民政部に代つて行政長官をして東省特別區の行政に當らしめ、又露國の治外法權を排し支那の裁判に服せしむる事とした。

當時露國は歐洲戰爭に次ぐ革命亂のため疲弊甚だしく國威失墜して内治外交共に振はず且つ赤露が支那の露國利權回收熱を以て在支白系露人に對する壓迫手段となす傾向ありしため、露國の治外法權並に領事裁判權の撤廢は支那側の一方的處置に依り事實上何等の支障無く決行されたが、次いで一九二四年に露支協定が成立し、同協定第十條に依

り『各種ノ公約、條約、協定等ニ據ツテ取得セル租界其他ニ關スル總テノ特權及特許ノ拋棄』並に同協定第十二條に依り『治外法權及領事裁判權ノ拋棄』を露國側に於て承認し、露奉協定亦その第一條第一項に於て東省特別區に於ける『中華民國ノ國家及地方政府ノ權利ニ關係スル各項ノ事務即チ司法、民政、軍務、警務、市政、稅務及土地（鐵道本身ノ必需地ヲ除ク）等ノ如キハ一切支那官憲ニ於テ之ヲ辦理處置ス』と兩締約國政府が聲明せるに依り、茲に露國は明かに其の治外法權並に領事裁判權の撤廢を承認したのである。

尙露支協定附屬聲明書第六號は『露支協定第十二條ニ依ル治外法權及領事裁判權撤廢後ノ「ソウエート」聯邦人民ノ地位ニ關スル準則トシテ適宜ノ條項ヲ同協定第二條ノ規定セル會議ニ於テ規定スヘシ』と聲明し、露西亞人の法律的地位に關する細則を協定する筈になつてゐるが、本會議は未だ開催せられず、露奉協定第四條に依る通商條約及關稅條約締結委員會も亦同様の運命にある。

治外法權及領事裁判權の撤廢に依り在支露人は其の居住權並に商權に於て支那の國法に従ふ事となり、支那官憲に對する納稅の義務を負擔し今日に及んでゐる。

然し從來露西亞人に對しては、彼等は舊露西亞帝政時代と同様の法に依つて審判せられ、公證人も設けられ、地方審判廳には舊露西亞審判委員會があつて何れも露西亞法に基いて裁判されてゐたが、最近支那側では之れを撤廢し、全然支那法に依らんとする傾向が著しくなつて來た。この事柄は支那側として斷行せんとすれば當然行はれる問題であらう。従つて東支沿線に居住する露西亞人は全く支那法に基いて裁斷されると云ふことになる。

支那に於ける露人の居住權は左の一九二〇年十月三十日附發令によつて設定せられた。

- 第一條 支那國內ニ居住セル露國臣民ハ商埠地若シクハ從來彼等ノタメニ居住ヲ許可セラレタル地ニ於テ居住ヲ繼續スルヲ得又彼等ハ妥當トセラルル平和的職業ニ従事シ且ツ生命財産ノ保護ヲ受ケ得ルモノトス之ト共ニ彼等ハ現行及將來適宜ニ公布セラルヘキ支那ノ法律及ヒ規定ニ服従スルノ義務ヲ有ス上記ノ地ニ於テ家屋ヲ賃借スルノ必要アル場合ニハ露國臣民ハ當該地ニ實施セラルル家屋賃借規定ヲ遵守シ且ツ許可ヲ得ルタメ當該地ノ官衙ニ申出ツルコトヲ要ス然レトモ支那ニ居住セル露國臣民中傳道事業若シクハ慈善事業ニ従事スル者ハ内地ニ於テ家屋ヲ賃借スルヲ得ルモ同シク規定ヲ遵奉シ許可ヲ申請スルヲ要ス
- 第二條 支那ニ居住セル露國臣民ニシテ密輸ヲ行フカ如キ犯罪アル者ハ地方官憲ノ臨檢ヲ受クルコトアルモノトス
- 第三條 支那ニ居住セル露國臣民ニシテ法律ヲ冒シ公安ヲ害スル行爲ヲ爲シ若シクハ其ノ嫌疑ヲ受ケタル場合竝ニ之ガ疑ヒナク必要ト認メラレタル場合ニハ彼等ヲ法律ニ問フ外國外追放ヲ宣告シ又ハ彼等ニ對シテ適宜ノ監視及ヒ拘束ヲ加フル事アルヘシ
- 第四條 支那ニ居住セル露國臣民カ旅行スル際ニハ申請書ニ旅行ノ目的ト地點トヲ記載シ且豫メ旅行ノ期限ヲ定メ地方官廳ヲ經テ若シクハ直接外交部ニ對シ許可ト護照ノ發給ヲ申請スルヲ要ス然レトモ彼等ハ旅行地ニ於テ測量ニ従事スル事ヲ得ス上記ノ護照ハ都會地ノ警察處ニ於テ發給スルモノトス
- 第五條 本規定ニ於テ地方官廳ト稱セラルルモノハ既ニ警察ノ設置セラレアル地ニ於テハ警察署ヲ指シ未タ其ノ設置セラレサル地ニ於テハ縣廳若シクハ縣設置準備局ヲ指スモノトス
- 第六條 本規定ハ其ノ公布ノ日ヨリ一般ニ實施セラルルモノトス

本規定に基き東省特別區に居住する露西亞人は居住許可證を取得するの必要を規定せられてゐる。

居住許可證は一時居住許可證と一年居住許可證の二つに分れる。

一時居住許可證は、新に東省特別區に來たれる露西亞人の取得すべきものであつて、これを取得するには申請書に入國査證及寫眞二葉を添附して、哈爾濱に於ては警察總管理處へ、また沿線にては最寄の警察支署へ提出する。居住許可證の發給手数料は一年居住——大洋六圓十錢、一時居住——大洋三圓十錢である。

一時居住許可證は三箇月を期限として發給せられ、期限の経過したる者は一時居住許可證の再下付を出願し、或は一年居住許可證の下付を申請する。即ち最初は一時居住許可證を申請し、二度目より一年居住許可證を申請する事が出来る規定となつてゐる。

特別區に來たり、十日以内に一時居住許可證の發給を出願せざりし者は大洋十錢乃至十圓の科料に處せられる。

支那入國査證若しくは東省特別區經由他國へ赴く査證を有する者にして東省特別區に滯留せず若しくは滯留日數十日以内の者は居住許可證の取得を要さない。

一年居住許可證を有する者が支那の内地へ旅行する場合には該許可證の保存を命じ所定期限迄之を有效と認める。

滿鐵附屬地及關東州以外に於ける露西亞人は全て居住許可證を取得すべきを規定してゐるが、滿鐵附屬地及關東州に於ては日本の治外法權の保護下に在つて日本の國法に準ひ居住許可證を要さない。

第三章 東支鐵道に於ける勢力

第一節 東支鐵道の建設

滿洲に於ける露國の勢力を知る上に於て東支鐵道の研究程重大なるものは無い。東支鐵道は露國の極東經營の牙城であり滿洲に於ける露國の勢力を代表するものであつて、東支鐵道を度外して滿洲に於ける露國の勢力の研究は成立しない。而して現時の東支鐵道に於ける露國の勢力の消長を知るがためには勢ひ既往に溯つて先づ其の建設當時の事情を説明せねばならぬ。

露國の滿洲進出に於ける積年の野心は露帝戴冠式に於ける李鴻章の參列に依て具體化せられ、鐵道の建設を支那側に承認せしむる手段として一八九六年(明治二十九年)五月露都に於て李鴻章との間に「露清同盟密約」を締結した。本密約の締結に先立つてウイツテ伯が李鴻章に語れる談片に「露國は有力なる軍隊と精巧なる重砲とを有す、而かも一朝事ある秋に當り如何にして之れを日清の戰場に送るべきか、交通機關海陸に絶無たるなり、故に兩國にして提携事に當らんとせば先づ露兵の速に支那軍に聯合する途を拓かざるべからず、之れ即ち鐵道の敷設を要する所以なり、鐵道なくんば同盟なし、吾人の結論は此の二字にあり」とあるが、このウイツテ伯の言は實に露國の眞意を如實に披瀝したものである。即ち露國のために露清同盟密約そのものは何等目的とする所にあらず即ち之れは滿洲侵略に缺くべからざる鐵道敷設權を得んとする前提に過ぎないものであつた。従つて露清同盟密約に於て露國が以て主眼とする

點はその第四條にある。第四條の謂ふ所は左の如くである。

危険ニ頻セル地點ニ向ケ露國軍隊ノ到達ヲ容易ナラシメ且ツ其軍隊ノ兵 彈藥ノ輸送ヲ確實ナラシムルタメ清國政府ハ黑龍江及吉林ノ清國領土ヨリ浦鹽斯德ニ通ズル鐵道敷設ニ協賛ヲ與フベシ 露國鐵道線ト此ノ鐵道線トノ聯絡ニ於テ清國領土竝ニ清國皇帝陛下ノ主權ヲ侵害スルコトヲ得ズ 此ノ鐵道ノ敷設及經營ハ露清銀行ニ許與シ其協約ノ細則ニ就テハ『ペテルブルグ』駐在清國公使ト露清銀行トノ間ニ於テ適宜協議ヲ遂グベシ

露國は本密約に據つて東支鐵道利權に關する支那側の協賛を得、駐露支那公使許景澄と露清銀行の當事者とは、第四條後段の指定する所に従つて「東清鐵道建設及經營に關する契約」を締結し、支那は庫平銀五百萬兩を出資して同銀行の露支合辦契約が成立したのである。これ即ち一八九六年九月八日であつて、同年十月二十日北京に於て批准が交換された。

「東清鐵道建設及經營に關する契約」の締結せられたる翌年一八九七年二月同契約に従つて露清銀行に依り東清鐵道會社が創立せられ、三月一日には其の創立式を舉行し、同社總裁として駐露支那公使許景澄が任命せられ、本社をペテルブルグに、支社を北京に置き、鐵道廳を哈爾濱に設け、東清鐵道會社條例第二十七條に依つて之を露國大藏大臣に直屬せしめた。

之を要するに「露清同盟密約」第四條に依つて露國は東支鐵道敷設權を獲得し、「東支鐵道建設及經營に關する契約」に依つて此の鐵道の建設及經營を露支合辦の露清銀行に委託し、露清銀行は同契約第一條によつて此の鐵道の建設及經營のために東支鐵道會社なる一會社を設立して之に關する一切の權利義務を同會社に移讓したのである。

東支鐵道の建設に關し特に記憶し置くべき點は露支佛三國の投資關係である。

「東清鐵道建設及經營に關する契約」の前文に依れば、露清兩國は東清鐵道の建設及經營を露清銀行に委任し、清國政府は庫平銀五百萬兩の金額を露清銀行に拂込み、右の拂込資金の比率を以て該行の損益に關與する事となり、露清銀行が東清鐵道の建設及び經營に當る形式となり、同時に露清銀行は鐵道の建設及び經營のために東清鐵道會社を設立する事となり、會社の株券は露支人之を所有すと定めてある。これを以て見るに、露清銀行は鐵道の建設及經營を別個の法人なる東鐵會社に委任し自からは會社の株主たる資格に止まつた如くである。而して清國は東鐵會社の株主たる露清銀行に對する權利を保留せる形式にある。併し同契約第十二條の末尾に「鐵道完成シテ運轉開始ノ日ニ於テハ會社ハ清國政府ニ庫平銀五百萬兩ヲ支拂フモノトス」とあるが故に、露清銀行に對する拂込資金を個別の關係會社が支拂ふ事の不合理は暫らく之を論ぜぬとして、東支鐵道運轉開始後に於ては清國政府と東鐵會社との間に於ける直接間接の資本關係は斷絶せるものと見るのが至當である。即ち東支鐵道の運轉開始後に於ては露清銀行は露清合辦銀行たるの實を失つた結果、東支鐵道は露亞銀行及其他の露國人を株主とする露國人の事業となつたと見られるのである。何となれば清國政府は東支鐵道の株券を所有せず又支那人の株主なるものは一人も存在しないからである。併し尙實際問題としては、契約面の庫平銀五百萬兩を果して清國政府が出資したか又鐵道完成後に於て東鐵會社が果して之を支拂つたか此の事を明かにせねばならないが、之に關しては出資及び支拂の事實を證明する何等の證據物件が無いやうである。尙一九二〇年十月北京に於て中國交通部と露清銀行の後身たる露亞銀行との間に締結せられたる「東支鐵道の敷設及經營に關する續訂契約」に據ると、中國政府は庫平銀五百萬兩を出資し未だ返済せられざるものとの見解を持

し之を中國政府に對する東鐵會社の社債として整理してゐるが、併し其の後一九二四年五月勞農露國政府と中國政府との間に締結せられたる暫行管理中東鐵路協定に於ては庫平銀問題には一言も觸れず、却つて其の前文に於て東支鐵道が露國々家の出資に依り完全に支那國領土内に建設せられたるものなる事を明白に認定してゐる。

之を要するに今日に於ては庫平銀五百萬兩は契約面上の幽靈であつて、事實に於て支出せられず、従つてまた返済もせられずと看做して差支へないやうである。一九二〇年に中國政府が此の權利を主張し露亞銀行との契約上其の主張を貫徹し得たのは事實上東支鐵道の株主にあらざる露亞銀行を株主と認むる事に對する一種の交換條件であつたとも推測せられるのである。

庫平銀問題は斯して一段落を告げたるものとして、次は東支鐵道會社の株式及株主の問題である。東支鐵道會社定款に依れば、同會社は表面上露支兩國人を株主とする一箇の商會社であつて、又株券、株主、株主總會等に關する規定があるが、事實に於て支那は政府としても個人としても一つの株券も所有する事無く全部露國の所有する處なる事は從來廣く知られてゐる所である。然し露國側所有の株券の所屬に關しては或は大藏省と言ひ或は露亞銀行と言ひ又折半して各一半を所有すと傳へ、真相は最近に至る迄秘密に屬してゐた。然るに一九二二年三月北京に於ける勞農政府代表者アガリヨフ及びバイヂスが支那政府に對して東支鐵道の權利が莫斯科政府にある旨聲明せしと共に、其の間の真相が外間に暴露せらるゝに至つた。即ち當時哈爾濱發行ザリヤ紙の傳ふる處に據れば左の如くである。

東支鐵道會社設立當時株式會社の形式を有せしは支那を購着する手段に過ぎずして、事實に於ては株券は一枚も發行せられず、露國政府は唯國立銀行に命じて一枚の株券保管證書を發行せしめ、該證書に依り國立銀行が東支鐵道會社の株券一千枚を保管せる事と爲し、而して該證書を何人にも交付せず、同行の貸出部に保管せしめた。又一方國立銀行は一つの覺書を露清銀行より取り置いたが、それは露清銀行が政府に對し同行所有の株券に對し將來何等抗議を提出する事無く且つ株券そのものを請求すること無き旨の保證を與へたものである。斯の如くして露國政府自から東支鐵道の實權を手中に收め大藏省の管轄下に置き、この状態は露國革命の時迄繼續したが、革命の起ると共に、此の状態に變化を來たす重大なる事件が発生した。即ち一九一七年十月革命の勃發するに及び過激派は國立銀行を襲ひ財寶の掠奪を行ひたるが、前記株券保管證書は其の以前に於て國立銀行貸出部長フォン・ザメン氏の手を経て露亞銀行總裁の手に移り、而して之と同時に國立銀行は亦覺書をも紛失したのである。

右の報道中、露亞銀行提出の覺書紛失一件は眞偽の程頗る怪しいが、然し此の記事は或る程度迄首肯するに足るものと思はれる。

一九二〇年露亞銀行が中國政府交通部との間に東支鐵道管理に關する暫定協約締結の議を起したのは右の事情を基礎と爲せるものであつて、中國政府が露亞銀行の東支鐵道會社株主たる資格に就て質疑したるに對し、露亞銀行の保護者たる佛國政府當局者の右證據物件の提供及び證明となり、中國政府は改めて公式に露亞銀行が東鐵會社の株式の全部を所有する事を先づ認むる結果となつたのであるが、上記の保管證書に基き露亞銀行が東支鐵道の株主たる權利を生じたりと爲すは明かに一種の偽購と見るべきである。果して一九二四年勞農露國と中國との間に締結せられたる暫行管理中東鐵路協定は露亞銀行の東鐵會社に對する權利に關しては之を默殺し、一九二〇年に締結せられたる露亞銀行と中國政府間の東支鐵道に關する契約を全然無視し、中國政府は本協定に於て正式に東支鐵道が全く露國々家の

出資により建設せられたるものなることを認定した。該協定の劈頭に於て曰く「大中華民國及び大ソウェイト社會主義共和國聯邦ハ東支鐵道ガ露國々家ノ出資ニ依リ完全ニ支那國領土内ニ敷設セラレタルモノニシテ彼我共ニ該鐵道ハ純然タル商業ノ性質ヲ帶ブルモノナルコトヲ認定シ云々」と。本條文に依り東支鐵道と露亞銀行との關係は決定せられたるものと見て差支へ無きものゝ如くである。即ち露亞銀行が東支鐵道の出資者であるとの考へ方は一蹴せられ、同行は本協定に依り東鐵會社の株主たる資格を剝奪せられ、露支兩國より其の東支鐵道に於ける發言權を拒否せられたるものと解釋すべきであらう。又露亞銀行としては露支及露奉協定に對して勿論不滿であるが、有力なる抗議を爲す意無かりしものゝ如く、同行の背後にある佛國政府も亦傍觀の態度を執つた。

之を要するに東支鐵道は露國政府が四億三千餘萬留の金額を支出し、露國々法に準據し露國の資金に依り露國人の經營する會社の敷設せるものと思惟してよいのである。

次に東支鐵道に最も關係深き露清銀行と佛國との關係に就て一言して置かふ。露清銀行の資金は實際上其の大部分は佛國の資本である。即ち其の資本の大部分は佛國の大銀行たるコトワル・ナシヨナル・デスコント銀行の供給せる處であつて、上海に於ける露清銀行支店の如きは實に該行支店を其の儘繼承せるものである。その後一九一〇年事業の破綻により露清銀行は北方銀行と合併し露亞銀行と改稱したが、この北方銀行は本店を露都に有する露國の大銀行であつて、之も亦實は佛國のソシエテ・ゼネラル銀行の一分身たるに過ぎない。故に露清銀行は實質的に佛國の勢力圈内にあるものといふべきであつて、露亞銀行も亦其の資本の大部分は佛國の出資に係かるのである。一九一六年の調査に據れば露亞銀行の國別出資額は左の如くである。

基 本 金	四五、〇〇〇、〇〇〇圓
露 國 資 本	三、〇〇〇、〇〇〇圓
獨 逸 資 本	二、〇〇〇、〇〇〇圓
佛 國 資 本	三五、〇〇〇、〇〇〇圓

仍て露亞銀行に於ける佛國資本の勢力は推して知るべきである。即ち露亞銀行は露國革命前に於ては其の重要業務の遂行に就て常に佛國資本家の指圖に甘んじ同行の露人重役は佛國資本家の傀儡たるに過ぎなかつた。露國革命後佛國政府が露亞銀行本店を巴里に移し自己の保護下に入れ、主なる活動舞臺たる支那に於ける支店の如きも露使禮遇停止後は露國銀行として立つの不利なるを思ひ佛國旗を掲げしめ、又露亞銀行をして中國政府交通部との間に東鐵管理に關する暫定協約を締結せしむるに腐心せるが如きは、露國過激派政府の外債廢棄宣言以來露國に對する投資の回收及保護の爲に出でたるに外ならない。

露亞銀行と東支鐵道との關係の現状を述ぶるに、露亞銀行は一九二〇年十月二日支那政府との間に「東支鐵道の敷設及經營に關する續訂契約」を締結して東支鐵道の合辦經營に入つたのであるが、これは一時的のものであつて、一九二四年露支協定並に露奉協定が露支間に成立するに及んで事實上該合辦契約は破棄せられ且つ極東銀行が設立せられて露亞銀行に代り東支鐵道の機關銀行となりたるため、同行と東支鐵道との關係は目下の處斷絶の形にある。

東支鐵道運用及經營の實權の所在を按ずるに、總裁は「東支鐵道建設及經營に關する契約」第一條及東支鐵道會社條例第十九條により清國政府に於て任命する事となつてゐるが、初代總裁許景澄の後には再び總裁を置かず、運用及經

營の實權は最初より露人副總裁の手中に收められ、露國政府の純然たる專斷に委ねられた。

本鐵道の敷設工事は一九〇〇年に着手せられ、技術上の種々の困難並に一九〇〇年に於ける義和團事件等の幾多の難關を経て、一九〇二年に完成し、翌一九〇三年營業開始の運びに至つた。

現在の本鐵道哩數を擧げんに、露國は日露戰役後一九〇五年締結のポーツマス條約に依り長春以南の南滿本支線四七五哩を日本に割讓し、その結果本鐵道は本線として滿洲里ポグラニイチナヤ間九二七哩四分、哈爾濱長春間一五一哩六分、合計一〇七九哩の鐵道となり今日に及んでゐる。

第二節 支那の東支鐵道利權回收運動

露國革命以來の支那の東支鐵道利權回收運動の経緯を既往に溯つて記述する事は露國の現在の勢力の記述を旨とする本編の目的とする所ではないが、東省特別區の行政權の移動、東支鐵道を繞る露支勢力の消長並に露支交渉の推移又は現在の露支勢力の關係を知るがためには一應之に觸れる所がなければならぬ。

露國は「東支鐵道建設及經營に關する契約」に依り鐵道附屬地の絶對的且排他的行政權を獲得し、その執行機關として鐵道廳内に民政部を特設し、附屬地内の民政、財政、警察、裁判の樞機を握り、北滿に露國領土の延長を形成して一九一八年に至つたが、遂に革命に端を發して支那政府は先づ其の行政權を回收するを得、一九二四年成立せる露支及露奉協定に依りて之れを確定的ならしめた。

兵權及警察權

一九一七年歐露革命の影響を受けて哈爾濱は革命派及反革命派の政争の巷と化し東支鐵道の經

營權の動搖を來たせるため、支那政府は同市の治安維持を名として先づ一萬の支那兵を入哈せしめ約二千の過激派軍の武装解除を斷行し、その後ホルワット長官の要請ありしに拘らず撤兵せざるのみならず、一九一八年七月及び八月の二箇月に互り哈爾濱及南部線に於て賃銀問題に關する鐵道従業員及び職工の同盟罷業の發生するや、支那は此のストライキを見て將來の利權回收に備ふるため沿線に於ける軍備の充實と其の統一に一步を進めんとして八月十一日附大總統令を以て特に哈爾濱に東省鐵路軍總司令部を設け、武官たる鮑貴卿を東省鐵路公司督辦兼護路軍總司令に任じ其の下に哈爾濱—滿洲里、哈爾濱—ポグラニイチナヤ、哈爾濱—長春の三司令部を夫々滿洲里、一面坡、哈爾濱に設け、約二個師團の兵を全線に配し以て先づ沿線守備の實權を手中に收め機會あらば露國守備隊の解散を斷行せんと計畫した。支那は一九二〇年二月ホルワット長官に對し東支鐵道會社組織の變更、行政、警察權の讓渡等に關し嚴談を開始し、右提案中會社組織の變更のみは辛うじてホルワットの承認する所となり支那側理事を四名、露國側理事を五名と決定した。一方支那は其の過激派利用策に着々として成功を收め、遂に同年三月十二日哈爾濱に於ける革命黨派の聯合大會はホルワット將軍に對し其の政權を滿洲の臨時政府に交付すべしとの最後通牒を發し且つ回答期日を十三日正午とし同時刻迄に要求を容れざれば東支全線に互り大同盟罷業を起すべしと威嚇し、遂に十三日正午ホルワット將軍より回答の來たらざるを以て、哈爾濱に於ては汽笛一聲之を合圖に一齊にストライキを敢行し、ストライキは逐次東支全線に蔓延した。斯てホルワット部下の露軍憲の歡呼して赤軍に投ずるや、鮑貴卿督辦は機乗すべしとなし、十六日哈爾濱及び沿線各地に於ける警察及軍隊の武装解除を行ひ、十八日ホルワット長官は鐵道附屬地に於ける兵權及警察權を支那に讓り、ホルワット長官は一重役として其の權限を縮小せられた。斯の如くして幾多の努力の結果築

き上げたる露國の勢力は根底より覆されたのである。護路軍は全線の守備に任じ又支那は哈市に臨時警察局を設けて附屬地の警察に當つたが、一九二二年東省特別區警察總管理處組織章程が發表せらるゝと共に、從來の警察局及其附屬機關は廢止せられた。

右の東省特別區警察總管理處は、鐵道及停車場を除きたる附屬地の警察機關であるが、鐵道及驛構内の警察として一九二二年に特に東省特別區路警署を設置し、路警は東支鐵道會社督辦の支配下に置かれた。而して上記特別區内の有らゆる機關を總攬するために東省特別區行政長官公署を置いた。

東鐵管理權

勞農政府は豫てより東支鐵道附屬地帯に於ける反過激派掃蕩のために支那を利用せんと試みつつあつたが、遂に一九二〇年三月末外交委員カラハンの名を以つて、東支鐵道其他に關する露國の既得權及利益の拋棄を聲明し、支那の利權回收熱は本聲明に依つて益々熾となつた。

次いで同年八月勞農代表ユーリンの北京に來たるや、その暗中飛躍の效を奏してか、九月二十三日附大總統令は突如在支露國公使及び同領事の禮遇停止を公布せるのみならず、天津漢口の露租界を沒收して露國人に對する治外法權を撤廢した。然るに茲に東支鐵道と最も密接なる關係にある露亞銀行は一度露使禮遇停止の報あるや、東支鐵道の管理權の移動及び銀行財産の沒收を免れんとして露亞銀行に佛國々旗を掲揚したがため、端なくも中國政府對露亞銀行間に東鐵管理權問題が発生し、結局同年十月二日東支鐵道管理續訂契約なるものを締結するに至つて一先づ事件は落着した。

本契約中特に重要と認めらるゝ點は左の如くである。

- 一、條約前文中に支那が一時露國政府に代りて同鐵道最高管理權を執行することを明記せること
- 二、支那政府が督辦の外株主にあらざる理事四名を任命することを規定せること
- 三、東支鐵道の運用に關しては理事七名の同意を要すること、し完全に支那政府と露亞銀行との合辦制を取りたること

四、會社業務を商會社の範圍に限定せること

五、庫平銀五百萬兩に利子を附したる額を支那に對する社債とする件を定めたること

而して支那は右協約に先立ち東支鐵道會社の株式の半數を讓渡せんことを露亞銀行に申込んだが婉曲に拒絕せられ東支鐵道を一商會社と協定し乍ら其の實株主に非ざる支那が重役を出すの矛盾を敢へしたのであるが、事實上支那は東支鐵道の最高管理權を一時回收したに相違なく、其後一九二四年露支協定及び露奉協定の締結せらるゝに至り東鐵管理權は其の所在を變じ、同會社は露支合辦となつた。(第一節參照)

司法權

支那は一九二〇年九月二十三日附大總統令によつて露國公使及領事の資格を取消すと共に、東支鐵道附屬地に於ける司法權を處置するの必要あるを認め、露國地方裁判所を兵力を以て閉鎖し、十二月二日東三省特別區域法院編成條例により東省特別區高等審判廳、地方審判廳を設立し、地方審判廳は哈爾濱及沿線主要驛に支廳を置き小事件を取扱はしむる事とした。斯て支那は附屬地の司法權を回收した。

附屬地行政權

前に陳べたる如く東支鐵道附屬地の行政權は從來東支鐵道長官に屬し、同鐵道廳内に民政部を置き民政部長をして其の衝に當らしめ哈爾濱、滿洲里、海拉爾及橫道河子等には其大小に應じて市町村の自治制を布

いてゐたが、茲に東支鐵道に關する新協定により鐵道會社が一商事會社として其の權限を縮小せられし結果、支那は從來會社の有したる附屬地行政權を具體的に回收せんと欲し、一九二二年二月五日附大總統令を以て董士恩を東省特別區市政管理局長に、馬忠駿を同副局長に任ずる旨を突如發表した。即ち董及馬は二月十六日哈爾濱市會に臨み、議員に向ひ東支鐵道が一商事會社に改められたる事、從來會社民政部の管理に屬したる東省特別區の市政を支那政府に於て統一し、其の機關として東省特別區市政管理局を設置し、自からその局長に就任したる旨を告示した。然るに列國は鐵道附屬地自治制の監督官廳としての市政管理局の權限に關しては一九一四年の英露協約に基づき反對し、之は遂に外交問題と迄なつた。その後一九二六年三月二十五日哈爾濱市會の市政改正案討論中支那の一議員より市會用語の露語と規定しあるを支那語と改むべしとの提案を見、日英佛露白の各國議員の反對によつて右提案は否決されたが、同月三十日市政管理局代表は行政長官張煥相の命を帯びて市會に出頭し、警察力を以て市會を解散せしめ、市參事會に對し一切の事務及び財産の引渡を要求し、爾後市會事務は自治委員會にて繼承處理すべき旨を聲明した。これと同時に支那側は滿洲里、海拉爾、ボグラニチナヤ、橫道河子、齊々哈爾、布哈圖の六市會をも同様の手段を以つて解散せしめた。哈爾濱市會は一九二六年四月一日より事實上支那側の手に回收せられ、市政管理局の監督下に哈爾濱特別市自治會が十一月一日成立すると共に、其の實行機關として市及市外地行政を統轄する哈爾濱特別市市政局が設置せられ、この制度は沿線主要地にも適用せらるゝに至つた。

これよりさき一九二三年七月張作霖は東支鐵道會社の土地課を撤廢し、直接鐵道の業務範圍に屬せざる土地一切の事務を移管するがために地畝管理局を設置する事を命じ、土地課長ゴンダツチを追ひ強壓的に回收に着手した。附屬地の回收は勞農露國、領事團、北京外交團等の抗議に遭ひ一時行惱みの状態にあつたが、露支協定成立後支那側は同協定第九條第一項を楯に取り、特殊の協定を結ばずして曖昧模糊の裡に東鐵土地課の實權を地畝管理局に收めた。

註 哈爾濱市自治會の主體なる機關は市民の選舉せる五十名より成る市代表者會議であつて、哈爾濱市自治會規定に依れば、代表者會議の議席四十は支那人が之を占め、七は露西亞人を除く他の外國人が之を占め、三は露西亞人が占むる事となつてゐる。尙當面の問題の決議機關として市政局長の下に評議員會があり、評議員は局長、助役、各課長及び露人一名、其他外國人一名より成つてゐる。規定には露人中より三名の代表を選挙する事となつてゐるが、事實に於て選舉は行はれず行政長官が哈爾濱取引所員の中より任命してゐる。即ち任命を受けたる者は取引所長ヤ・エル・カバルキン、所長代理イ・ハ・ソリスキン及び會計係ア・イ・サルマノフである。又ア・イ・サルマノフは評議員會の露國人代表となつてゐる。自治會には露支計二名の法律顧問があるが、主席顧問は支那人、次席顧問は辯護士露人デ・エム・コシカロフである。

斯くて此れまで東支鐵道會社の司る所であつた鐵道附屬地の司法行政權の一切は擧げて支那政府の回收するところとなり、東支鐵道會社は純然たる商事會社として經營せらるゝ事となつたのである。

郵便行政 支那は一九二二年一月二十三日附をもつて左の如き東支沿線露國郵便局閉鎖令を發し、その回收を行つた。

『中國政府ハ今回萬國聯合郵便會議ニ加入シタルニ付キ東支鐵道ニ於ケル不確實ナル露國郵便局ヲ存置スルノ必要ナキヲ認メ之ヲ閉鎖ス』

即ち一月二十五日濱江道尹は露國各郵便局に向て右命令の實行を豫告し、二十七日兵力を以て露國郵便局を閉鎖し、支那政府に於て之を管掌する事となつた。

右の結果露國側の通信施設としては東支鐵道中央電信局、哈爾濱驛電信取扱所、舊哈爾濱驛電信取扱所、埠頭驛電信取扱所、モストヴォイ區電信取扱所（東支商業部代辦所貨物事務所内にあり）が残つた。尙東鐵通信課は從來中央電話交換局を設けて哈爾濱市内に於ける電話交換を行ひ、其の加入者は一千餘名である。

東鐵船舶部

露國は一八五八年締結の瓊璣條約第一條の條文を以て松花江をも含むとなし從來同江を自由に航行してゐたのであるが、支那は之を以て黒龍江のみの航行權と認め一九二四年一月領土侵害の故を以て露國の所謂松花江航行權の回收を聲明し、同年八月東北艦隊司令官沈提督は繫留船舶が腐朽に委されある事と曩にソウエート政府が支那政府に無斷にてエゲルシエリド埠頭を東鐵所有船舶十一隻と共に沒收せるを理由として、同部の財産たる汽船十一隻、曳船二十八隻、傳馬船多數、埠頭倉庫、船渠等の引渡を要求し、九月一日遂に之を沒收した。その價格は約三百萬圓に達するといふ。

東鐵船舶部は之を支那國營東北汽船運輸會社と改め、同會社は其他三船舶業者と合併して組織せるシンチケート東北航務局によつて統轄されてゐる。

松花江航行權問題は目下露支交渉の懸案となつてゐるが故に、何れ討議の上解決さるべきものである。

教育管理權

鐵道附屬地に於ける東支鐵道の教育事業は一九二四年の初めに至つて漸次ソウエート化し、露奉協定の成立により勞農露國の勢力の東支鐵道に加はると共に、此の傾向は益々旺となつた。茲に於て支那は此の弊を排すると共に特別區の教育權の統一を期するがために、露奉協定第一條第一項を楯として一九二六年八月十六日特別區教育管理局を設け、張行政長官は東鐵に對し學務課を閉鎖し同課の事務一切を同管理局に移管すべきを命じた。

これに對し露國側は支那側の教育管理權は之を承認するも東鐵從業員のために施設せられたる學校に對して支出する經費を支那側に委託する能はずとして反對の態度を取つたが、教育管理局に對する職權妨害を理由として九月遂に學務課は閉鎖せられ、之と共に露國側は路立學校の經費の支出を停止した。然し支那人學校を除き露西亞人學校に對しては何等かの方法を以て經費を支出してゐた模様である。また路立支那人學校に對する經費は行政長官公署が之を立替へ教育管理局から支拂つてゐた。

爾來斯る不徹底なる状態を持続する事一年有三箇月、一九二七年十二月一日遂に理事長代理郭福綿理事、副理事長代理ゲツケル理事及び傳儀年教育管理局長により協定が成立し圓滿なる解決を遂げた。其の解決の要點を擧ぐれば左の如くである。

一、東省特別區に於ける教育管理權は支那側に屬し、教育方法は特別の場合を除く外は總て支那の教育法と地方の法令に従ふ事

二、教育管理局が露人學校を管理するがためには同局に第四課を新設し、同課長及び同課員は東鐵管理局の推薦に依り教育管理局長が露人中より任命し、露人教員の任命も此の方法に依る事

三、教育費は露支均分とし支那側學校經費は毎月東鐵が行政長官公署に之を交付し公署が自由に分配し、露西亞側學校の經費は東鐵金庫に保管して教育管理局長と同局第四課長の請求に依つて毎月支出する事

四、視學は露支雙方より出す事

教育費は新聞の報道に依れば露支各々百二十萬留宛合計二百四十萬留とあり、第四課長にはフィリツボヴィチ氏が

任命せられた。尙一九二七年十二月十四日東鐵管理局は露西亞側教職員全部の名簿を作成し、之を教育管理局長に提出したが、その人員は八〇〇名に達する。

第三節 東支鐵道に於ける露支勢力の比較

一九二四年五月顧維鈞とカラハンとの間に露支懸案解決大綱協定所謂露支協定なるものが成立し、勞農露國政府は支那の正式承認を得ると共に、東支鐵道は暫時兩國政府の共管とし他日根本的解決を圖ることとなつた。

然るに此の協定に憚らざるものは東北の雄張作霖である。東三省の主權者たる張作霖は中央政府の露支協定締結を以て自己の立場を無視せるものとして之を承認するを欲せず、ために本協定は殆ど空文となり何等實行を伴はなかつたが、偶々盧齊の鬭争を端緒として吳佩孚と張作霖との間に第二次奉直戦が勃發し、勞農露國は陰に吳を援け且北滿方面より張作霖を脅威し、遂に同年九月露奉協定を成立せしめ、茲に東支鐵道の營業權の一部を回復するを得たのである。

露奉協定の正式の效力に至つては、一方が地方政權である關係上稍不明な點もあるが、各國が之を暗々に承認せる形にあり且つ實際上既に之を實行して居る事ではあり又北京政府が露奉協定に對し其の無效を露國に抗議せる際、露國は張作霖は地方の實權者なるを以て之を有效と認むる旨を回答せるが故に、少くとも勞農露國と東三省官憲は之を決定的なものとして認めねばならぬ立場にある。

露奉協定の決定せるものは東支鐵道會社の組織の大綱であつて、其の機關の明確なる權限の決定其他に關する鐵

道の根本辦法は露支協定第二條に定むる處の細目會議に於て決定せられる事となつてゐるが、露奉協定第一條第一項に依り營業權は明かに露國の手に在り、支那の主權に關する事項は支那側の手に在る事が分る。

會社の最高議決機關は兩國政府の任命に係る理事各五名より成る理事會(内中國人理事の一名理事長となり、露國人理事の一名副理事長となる)であり、直接鐵道業務を執行する爲めには管理局を設け、露人局長一名副局長露支各一名其の事務を掌管する制度を採つてゐる。而して局長及副局長の權限は理事會之を決定し、其の任免も亦理事會の權限なるも各當該政府の認可を要する事となつてゐる。

并は一見露支兩國の東鐵共同經營方針の組織化及び具體化であり頗る公平のやうであるが、次に述ぶる如き理由により理事會は鐵道經營上殆ど有名無實に近き機關と化し、營業に關する重要事項は悉く管理局長の專斷に依て行はれる事となつてゐる。

即ち理事會は最小限七名を以て成立し、採決は六人以上の同意を必要とする。而して露支兩國理事が各半數を占むる關係上、理事會は場合に依りては何等の決定をも爲し得ざる様出來てゐる。露國に有利なる事は左の點にも存する。即ち未解決問題の處理に關して暫行管理中東鐵道協定第二條が「理事會ハ鐵道事務ヲ商議シ之ヲ解決スルコト能ハサルトキハ兩締約國政府ニ申請シテ之ヲ解決スルモノトス但シ規定第七條ニ記載スルトコロ豫算決算ノ事項ニ關シテハ此ノ限りニ非ラス」と規定せる點である。此條項は但書以下を含む事により勞農露國が有利なる地位を占むる事を語つてゐる。何となれば第七條には「本鐵道ノ豫算決算ハ理事會ヨリ理事會及監事會聯合會議ニ之ヲ廻附シ其ノ認可ヲ經ルモノトス」(露奉協定も同様)とあるからである。即ち理事會及監事會聯合會議の議決方法に關しては特別の規

定が無いから單なる多數決に依るものと見るべきであるが、協定第二條に於て監事五名の内露人三名と規定してゐるから、聯合會議に於ては常に勞農側が多數を占むる事となる。尙理事會は豫算の作成箇所となつてゐるが、其の決定箇所でない事は特に注意を要する。

議決機關たる理事會の組織が斯るものである以上、執行機關たる管理局の権限の増大するは自明の理である。而して管理局長が露人なるべきことは協定の明文の示す處であるが故に、鐵道業務事項が大體露人局長の專斷に依つて行はるゝ事に少しの不思議も無いのであつて、理事會が之を認むると認めざるは業務執行上大なる影響を來さざるよう豫め考慮して協定を作成せるものと見られぬ事も無いのである。目下理事長の権限の擴張及管理局長の権限の縮小が問題となりつゝあるも全く此の故に外ならない。

本協定は上述の如く著しき不備なる點を存するのであるが、本協定を措いて他に之に替はるべき規約無き以上、不完全なりと雖も目下の場合本協定は東支鐵道に關する決定的效力を有するものと謂はねばならぬ。即ち東支鐵道は本協定に依つて動きつゝあるのである。

之を要するに、支那は露國革命以來歩一步露國の有する權利の回收に努め來たり、司法、警察、市政、稅務、土地等に關する事項は殆ど完全に其の手中に收めたが、鐵道のみは此れ露國々家の資本に依つて建設せられたる事を承認し、其の經營に關しては勞農露國側に優越的地位を與へ、實權を之に委ねたものと見られる。また勞農露國側としては、東支鐵道を以て國外に於ける一コンセッションと看做し、露國が自國內に於ける外國及外國資本家のコンセッションを認むる以上、國外に於ける自國の權利も拋棄すべきでないといふ見解の下に、露支協定に依り出來得る限り革

命當時に失はれたる權利の恢復に努め、或る程度迄其の目的を達成し得たと見る事が出来る。

次は人事上の組織より見たる露支勢力の比較である。露奉協定は其の第十條に於て「本鐵道各處人員ハ露支兩國人民平均分配ノ原則ニ依リテ任用ス」との明文を有し、露支從業員の均分の原則を規定してゐる。これは即ち露支合辦の營利會社としての趣意より出でたるものに外ならないのであるが、一九二四年同協定締結以來四年を経たる今日に至るも未だ其の實現を見ず、均分問題は依然として露支交渉の重要問題を爲してゐる。

東鐵從業員の折半問題は從來屢々支那側理事より理事會に上程せられ協議を重ねつゝあるが、一向に進歩の跡を見せない。これは多年の經驗と錯雜繁多なる鐵道事務遂行上の特殊技能を有する者を露人なる故を以て直に解雇し此れに代へて無經驗にして業務上の知識乏しき支那人を雇備して果して東支鐵道が完全に動き得るや否や頗る疑問の餘地あるために、露支双方に於て其の實行を躊躇せる結果である。支那側としては一般從業員は特殊技能の向上するに従ひ徐々に露支折半に進むことゝし、差當り重要地位を折半し、部課配分を公平ならしむる方針であると思はれる。要するに支那側は從業員の折半は之を實現したきは山々であるが、求人難のため行き悩みとなり、之れが本問題解決の澁滞する所以と觀られる。

東支鐵道管理局長エムシャーノフ氏の一九二六年の發表に據ると、最近二年間に露支從業員及勞働者均等雇備の原則は著しく實現せられ、一九二四年一月一日現在では鐵道從業員總數一六、七五〇名中五、六七九名即ち三四パーセントが支那人であつたに對し、同年十月一日現在では從業員二三、七〇五名中支那人一〇、一二一名即ち四三パーセントを示すに至つた。

右のエムシャーノフ氏の報告は華籍露人及無国籍露人の數を明かにしてゐないが、越えて一九二七年八月二十八日哈爾濱日日新聞は東支鐵道従業員に關して左の如き興味ある數字を掲げてゐる。その出所不明なるため事の眞偽は保し難いが一應參考迄に掲載する。

一九二六年一月末調査に據ると東鐵従業員の數並に国籍別は左の如くである。即ち東鐵従業員は理事會關係を除き、露支人及び無国籍者を合して一九、八四〇名であつたが、最近の調査に據れば全従業員(理事會をも含む)は二二三、六八七名であつて、これを先づ地區別にすると

哈爾濱管内	二一、三四七
沿線各地	二一、三四〇
計	二二三、六八七

である。而してこれを国籍別に見ると左の如くである。

哈爾濱管内 沿線各地	勞農国籍露人	支那人	華籍露人	無国籍露人	計
一、四八〇	五六八	二九一	八	二一、三四七	
八、九四五	九、九九八	九八五	一、四二二	二二、三四〇	
一〇、四二五	一〇、五六六	一、二七六	一、四二〇	二三、六八七	

註 哈爾濱管内無国籍露人八名は少數に失せざるが。

茲に三種の露西亞人従業員を合計すると二三、一二一といふ數字を構成し、これと支那人従業員一〇、五六六との比

を取るならば、五六パーセントと四四パーセントの比となり、大體に於て先に示せる割合となる。東支鐵道従業員の總數及露支従業員の比例に關しては資料が區々であつて真相を捕捉し難いが、割合の上では大體前述の現状にあるものと見てよからう。従業員露支折半問題に就いて大いに議論の餘地あるものは華籍露西亞人であつて、之を露支の何れに入るべきか、又無国籍露人の国籍別も大いに問題である。而して現在管理局の調査が華籍露人及び無国籍露人を所謂露西亞人として統計上扱つてゐる事は注目し値する。

部課配分に依る露支勢力の比較は章末の表に於て之を窺ふ事とする。

第四節 東支鐵道の經營狀態

露奉協定成立後赤白幹部の更迭旺に行はれ、下級従業員中にも少からず動搖があつたが、營業の成績には大なる影響を爲さず、最近社業は益々順調に發展しつゝある。

左に露文より抄譯したる東鐵管理局長エムシャーノフ氏の報告は一九二七年二月發表せるものであつて、東支鐵道の最近の經營狀態に對し充分なる説明を與へてゐる。

貨物輸送 一九二六年度に於ける東支鐵道の輸送高は三億二千七百六十萬布度と云ふ記録を示し、一九二五年度の輸送高(二億六千三百八十萬布度、前年との増加率一〇パーセント)に比して二四・二パーセントの増加を示してゐる。布度露里も亦前年に比し一六、二七七、〇〇〇布度露里(二一・一パーセント)の増加を示し、最近五年間の布度露里平均増加率を超えてゐる。

一九二四年度、二五年度及び二六年度に於ける貨物輸送高を營業貨物、社用貨物及び軍用貨物の三種に區分すれば左の如くである。(數量單位百萬布度)

	營業貨物	社用貨物	軍用貨物
一九二四年度	一八四・八(七六・八%)	五三・三(二二・一%)	二・六(一・一%)
一九二五年度	二一〇・四(七九・八%)	五一・九(一九・六%)	一・五(〇・六%)
一九二六年度	二五六・〇(七八・二%)	七〇・〇(二二・四%)	一・六(〇・四%)

貨物の種類

一九二六年度に於ける營業貨物の大宗は從來の如く穀物であつて、その數量一億七千四百萬布度即ち營業貨物全體の七〇パーセントを占め、之を一九二五年度に比較する時は三千四百萬布度の増加である。次位は建築用材及薪の二千百萬布度であつて、一九二五年度のそれは千九百五十萬布度である。次は石炭の千九百七十萬布度であつて、一九二五年度に於けるそれは千四百七十萬布度であつた。一九二六年度に於ける木材の輸送高は八百萬布度であつて、一九二五年度(千八十五萬布度)に比して約三百萬布度を減じ、却つて地方市場用の薪の輸送高が増加してゐるが、木材の輸送の減少は一九二五年度に於て既に認められたる傾向であつて、之は日本に於て建築用材を南滿及び朝鮮に仰ぎ、東支線より南滿への木材輸出が減少した結果である。支那人一般日用品を主とする輸入貨物も亦著しく増加した。營業貨物を輸出入及線内輸送に依つて區分すれば左の如くである。(數量單位百萬布度)

線	輸	輸	輸
	入	出	内
一九二二年	九七・四	一一・三	二九・一
一九二三年	二二・三	一一・三	三〇・五
一九二四年	一一〇・一	三〇・七	三三・一
一九二五年	一四三・一	三三・〇	三三・〇
一九二六年	一六五・六	三五・七	三五・三

即ち輸出貨物は營業貨物全體の約六五パーセントを占め、其の大宗たる穀物は依然地方及鐵道の繁榮を司り、其の經濟生活の基礎となつてゐる。

輸送の方向

輸出貨物の九〇パーセントは穀物及び大豆油であつて、その中大豆、豆油粕、小麥、小麥粉及び大豆油は最も重要な地位を占め、その爭奪戰が從來隣接南滿洲鐵道との間に繰返されてゐる。最近五年間の輸出貨物を方向別にすれば左の如くである。(數量單位百萬布度)

	大豆	豆油	豆油粕	小麥	小麥粉
一九二二年	一一・二	九・八	〇・八	二・〇	〇・二
一九二三年	一三・四	一五・六	一・二	一・九	〇・四
一九二四年	三三・三	七・八	二・〇	〇・四	〇・三
一九二五年	三三・一	一一・一	一・九	〇・八	〇・二
一九二六年	三五・二	二五・二	二・四	一・一	〇・三

其他穀物計	南行				
	一九二二年	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年
其他穀物計	一五 三六四	〇五 四二九	〇八 四五六	二・三 四八四	九・六 七二七

大豆 粕 油 麥 粉 其他穀物計	南行				
	一九二二年	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年
大豆	三・九	三六六	三五〇	五三・三	五九・二
粕	二九	二七	一六七	一一〇	〇九
油	〇・二	〇・三		〇・一	
麥	三・八	五九	〇九	一・七	四・四
粉	二・三	三・四	〇・三	〇・六	〇・七
其他穀物計	一・三 四五	一・九 三五	〇・八 三〇	〇・八 一四八	〇・九 一七九
合計	四六・九	五四・三	五六・六	八一・三	八四・〇

上記の表に現はれたる如く、一九二六年度は輸出の方向から見て特に東行に有利であつた。同年増加した輸出穀物の數量は殆ど全部烏鐵に流れた結果、一九二五年度に三七パーセント(穀物四千八百四十萬布度)に減退した烏鐵の輸出貨物の比率は一九二六年に於て四六パーセント(七千二百七十萬布度)に増加し、前例に無き數量を示したるに、南行輸出穀物の數量は殆んど變化を來さず(一九二五年度の南行穀物は八千三百三十萬布度、一九二六年度は八千四百萬布度)總量に對して六三パーセントより五四パーセントに減じた。茲に特記に値するのは高粱の輸出が百十萬布度より

五百八十萬布度に一躍増加したことであつて、之に就ては一九二六年東鐵商業部が北滿から浦鹽經由上海へ高粱の直通輸送を開始したことが興つて力ある。

北滿への輸入

一九一七年乃至一九二三年の期間に於て東方よりの輸入は全く杜絶し、漸やく蘇城炭及び魚類約二百萬布度が輸入せられたるのみである。東支鐵道は東行輸出貨物輸送後の空車利用に意を用ひ、烏蘇里鐵道に依る貨物の輸入に鋭意努力せる結果、東方よりの輸入は漸次増加の傾向を表はし、最近五年間に四倍に増加した。輸入高を方向別すると左の如くである。(數量單位百萬布度)

南線 東線 合計	北滿への輸入				
	一九二二年	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年
南線	二二・六	二四・六	二五・八	二六・〇	三三・〇
東線	一・三	〇・三	二・〇	三・一	四・七
合計	二三・九	二四・九	二七八	二九・一	三五・七

東支鐵道に依る主なる輸入貨物は石炭(千五百五十萬布度)、鹽(四百三十萬布度)、麻袋(二百萬布度)、織物(百六十萬布度)、鑛油(百五十萬布度)及び果實(百四十萬布度)である。

輸入總量から嵩物である石炭及び鹽の數量を控除すれば、北滿の輸入貿易に關して一層明確なる概念を得る事が出来る。即ち左の如くである。(數量單位百萬布度)

年	石炭		鹽		其他貨物	
	烏鐵	滿鐵	烏鐵	滿鐵	烏鐵	滿鐵
一九二三年	〇・九	二・四	—	—	〇・四	一〇・〇
一九二四年	一・三	一〇・六	—	—	〇・七	一三・〇
一九二五年	一・九	九・七	—	—	一・二	一二・四
一九二六年	二・三	八・九	—	—	二・二	一四・七

註 上記の烏鐵里鐵道に依る石炭の輸入數量は東支鐵道用の二百萬布度を含まない。

滿洲里驛の貿易高は東支鐵道が後貝加爾鐵道に直通せざるため、一九二六年度に於ても概して振はない。即ち左の如くである。(數量單位百萬布度)

發到	年					
	一九二二年	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	合計
著高	五・五	一・五	〇・八	一・二	二・〇	一一・〇
送高	〇・六	〇・五	〇・七	—	—	一・八

一九二二年に比較的多額を示してゐるのは、ソウエート聯邦へ饑饉救済のため穀物(三百八十萬布度)を輸出した結果である。

線内貨物輸送

線内輸送は總計五千六百三十萬布度と見る事が出来る。而してその中四千五百四十萬布度は原料品の主要驛への蒐集であつて(千四百四十萬布度は油房向大豆、五百九十萬布度は其他の穀物、八百二十萬布度は石

炭、六百七十萬布度は薪、千七十萬布度は建築材、五百四十萬布度は其他の貨物である)、輸入貨物及び加工品の主要驛よりの散出高は千九十萬布度である。散出貨物の主なるものは麥粉、鹽、麻袋、米、砂糖及び織物である。

旅客輸送

最近五年間に於ける等級別旅客數は左の如くである。(單位千人)

年	等級					合計
	一等	二等	三等	四等	合計	
一九二二年	五	—	—	—	—	—
一九二三年	四	—	—	—	—	—
一九二四年	四	—	—	—	—	—
一九二五年	五	—	—	—	—	—
一九二六年	—	—	—	—	—	—

一般的増加の外茲に特記に値するのは其の等級による旅客の區分が鐵道にとつて有利に(下級から上級に)變化してゐることである。即ち一九二六年度には一九二五年度に比し二等及三等旅客の數が三二及四一パーセントを増加したるに對し四等旅客の増加は二四パーセントに過ぎない。この上級旅客の増加は露國經由の通過旅客の増加せる結果であつて、東鐵商業部代辦所は此の種の旅客の誘引策としてソウエート聯邦内全鐵道の乗車券及寢臺券の豫約及前賣を行つてゐる。

収入及支出

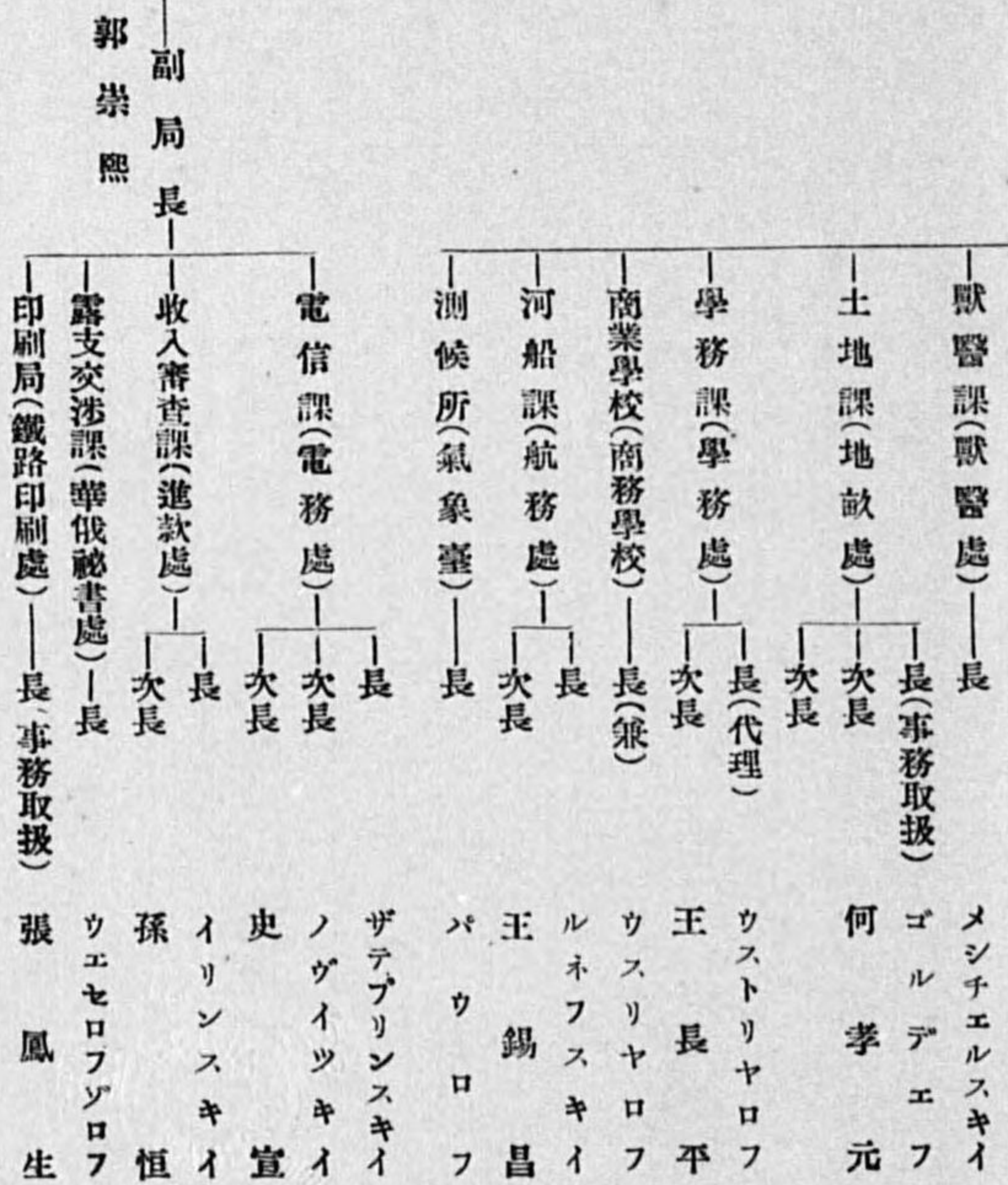
東支鐵道の収入豫算は左の如くである。(數量單位百萬留)

收 入	一九二二年		一九二三年		一九二四年		一九二五年		一九二六年	
	貨物輸送による	旅客輸送による	貨物輸送による	旅客輸送による	貨物輸送による	旅客輸送による	貨物輸送による	旅客輸送による	貨物輸送による	旅客輸送による
貨物輸送による	二五・三	八・六	二六・〇	八・四	二七・二	七・六	三三・九	七・九	三八・八	八・八
旅客輸送による	三三・九	三三・九	三四・四	三四・四	三四・八	三四・八	四一・八	四一・八	四七・六	四七・六
合計(輸送による)	三三・五	三三・五	一・七	一・七	二・八	二・八	四・六	四・六	五・〇	五・〇
其他業務による	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五
總計	三三・五	三三・五	三三・五	三三・五	三三・五	三三・五	三三・五	三三・五	三三・五	三三・五

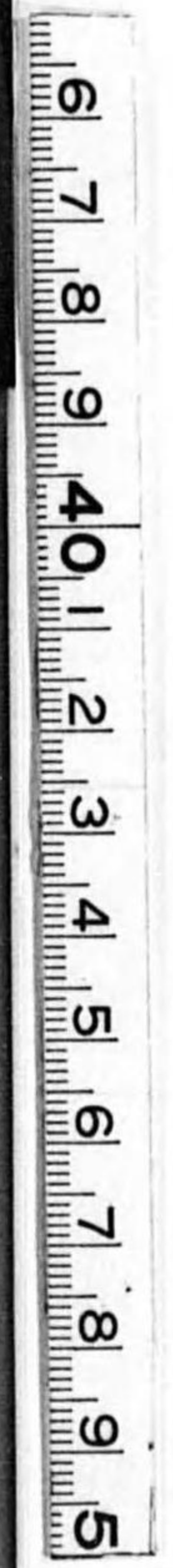
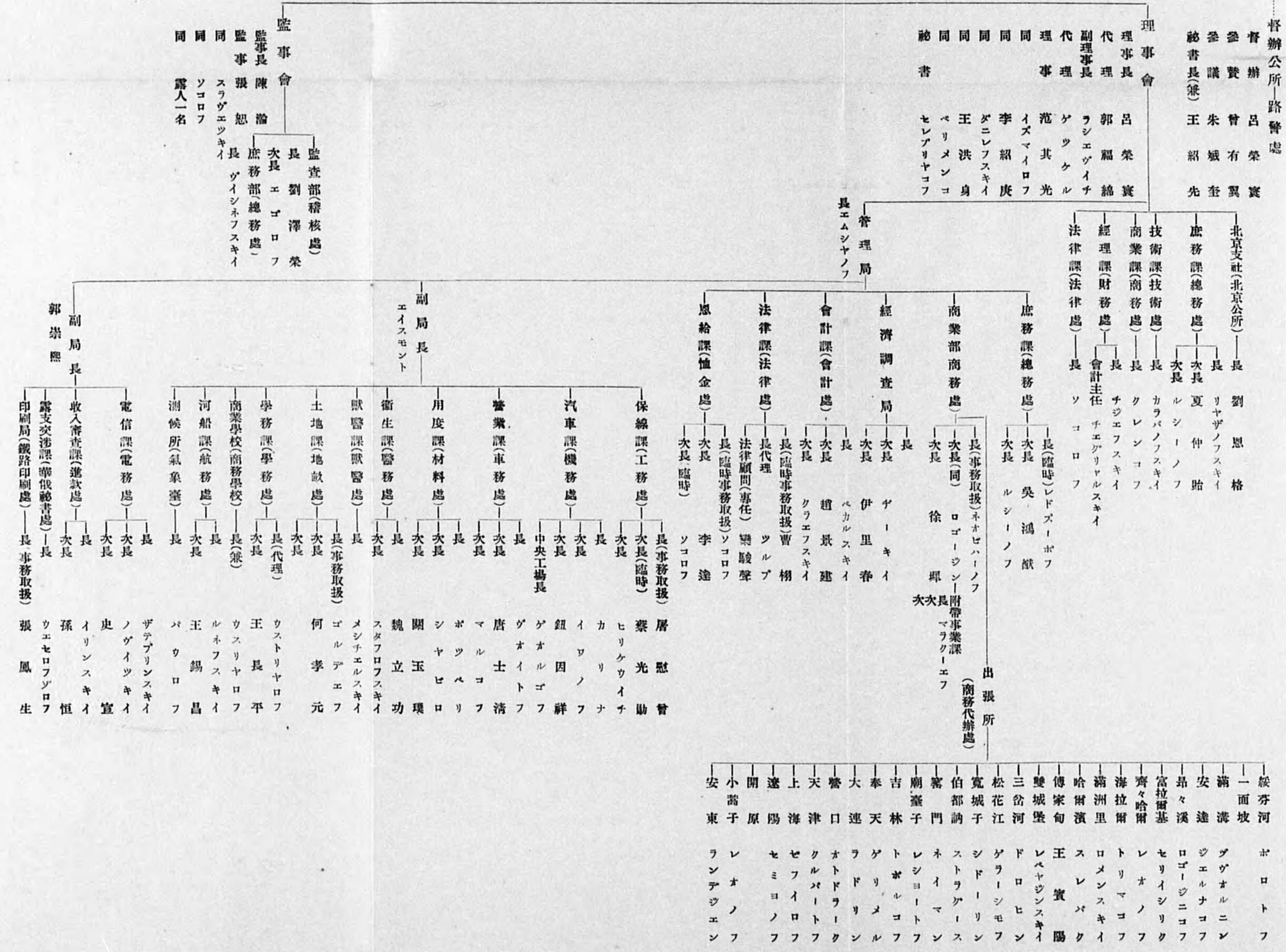
今右の總收入と支出とを對比すれば、その純益は左の如くである。(數量單位百萬留)

年	收 入	支 出	純 益	總收入に對する百分比
一九二二年	三三・五	二六・三	七・二	三三・三
一九二三年	三三・五	二四・三	九・二	三三・三
一九二四年	三三・五	二二・九	一〇・六	三三・三
一九二五年	三三・五	二二・三	一一・二	三三・三
一九二六年	三三・五	二二・六	一一・九	三三・三

一九二六年度の純益金の中五百九十萬留は之を新事業に投じ、尙特別費(鐵道附屬地管理費、護路車費)として三百三十萬留を計上した。而して結局鐵道の利益金は千五百八十萬留と算定された。



東支鐵道 (一九二七年八月調)



第四章 商業(貿易)に於ける勢力

第一節 總 說

滿蒙に於ける露西亞人の商業上に於ける勢力を陳べるに當つて、先づ問題になるのは猶太商人に對する見解である。露西亞の北滿進出當時ヴィツテ伯は支那人の先天的なる商才に鑑み、彼等に對抗して東支鐵道の敷設を有意義ならしめ滿蒙に露國の商工業上の勢力を扶植するには、露西亞人の實業家よりも寧ろ猶太人を滿蒙の野に放つに如かずとして旺に猶太商人の滿蒙進出を助成した。これによつて露國は滿蒙に今日の如き大なる商工業的勢力を張り得たのであつて、斯る政策の下に利用されて來たつた猶太巨商の勢力は縦んば人種に於て異なるとも之を露國の勢力と看做すに何等差支へないのである。然るに一度露國革命の起るや此等巨商は多くは自からの財産の安全を圖るがために、露國の國籍を捨て英米佛等の外國々籍に轉じた。之れは決して無理からぬ事柄であるが、露國は猶太人の離籍によつて従來滿蒙に張つてゐた商陣を破られて、その商工業上の勢力の大半を失し猶太人を除いての露國の斯界に於ける勢力は極めて愍然たる姿となつた。

然しながら東支鐵道敷設後二十有數年間若しくはそれより以前に既に張られてゐた露國の猶太人による大勢力が彼等の單なる國籍の移動によつて失はれたとするのは聊か早計では無からうか。大方の意見は彼等猶太人を以て當然露國の一勢力と見るべきであるとなし、その理由とする處は次の如くである。即ち彼等の國籍の變更は何等その商業

上の動機に發したるものではなく、露國の時局に影響せられて露國と斷交せる支那の領土に於ける自己の生命財産の保護のため之を便宜上變更せるに過ぎない。而して國籍の變更によつてその經營者なり取引相手なり取引の方法なりに於て變化を來たさざるのみならず、露國革命後の猶太人は舊露國の帝政時代に於ける猶太人と社會的地位に於て異り、勞農露西亞とは自ら一脈相通するものさへあるのである。

露西亞人の商業上の勢力を陳ぶるに當り必要に應じて外國々籍の猶太人にも觸れたのは全く上記の理由に依るに外ならない。

次に支那人の勢力は有らゆる方面に於て近來益々擴張せられ、ために舊に露商のみならず他國商人も尠からず壓迫を蒙つてゐる。哈爾濱埠頭區の目貫きの街に堂々軒を並ぶる商店が飾窓のみ至つて華やかに飾り立てゝゐるが一步店內に入れば、商品は頗る貧弱であつて、而も猫の眼の如く看板の變り易きに引換へ、一度駕を支那街傳家句に托ぐるや歐洲戰爭當時の好況を今に持越したる新興市街の物々しき景氣は往時の埠頭區の隆盛を奪ひ、商館の擴張新築忙はしく軒を聯ぬる百貨店の出入の客足、往來の雜沓は宛ら織るが如くである。八十萬に垂々とする山東難民の入滿が此の好況の一因を爲してゐる事は事實である。

沿線に居住せる露西亞人は殆ど全部が鐵道從業員であつて主要驛附近には相當露商の數も多いが、之とて華商の數に及ばざること遠く、中間驛の商業勢力は全く支那人の掌中に在る。

次はソウエート聯邦の國營企業の代辦所である。これらが從來極端なる祕密政策をとり其の業務狀態竝に統計の外部に漏れるもの至つて少きため、これが研究上至大の不便を感じる。然し翻つて考ふるに此等機關がその聲の如く實

際に活躍してゐるかといふに开は大いに疑問であつて、ソヴトルグフロート(ソウエート商船隊)及其他一部の機關を除いては、單に有名無實の機關ではなからうかといふのが一般の説である。また一部には商店の看板は表看板で實は赤化宣傳機關を隠す口實に過ぎないといふ穿つた説もあるが萬更嘘とも言はれぬ事情にある。此等國營企業中一部の機關例へばソヴトルグフロートの如き比較的に見るべきものがあるならば、蓋は東支鐵道の特別の援助によるものであつて、東支鐵道の援助無くしては全露金屬シンチケートもダリレス(極東林業トラスト)もゴストラフ(國營保險局)も多大の損失を蒙らずしては到底存立し得まいと思はれる。

ソウエート露西亞のシンチケートの支店が外國に開設せらるゝのは素より販路の擴張もあるが、一つには露國がその國內工業の發達を國外に宣傳するにある。幸ひに石油シンチケートは製品も後續きがして著實に販路を開拓し相當の成績を擧げてゐるが、紡織シンチケートの北滿進出の如きは振り出しが華々しかつた丈に龍頭蛇尾に終つた今日謂ふ所の宣傳の内容が如何に空虚なるかを徒らに世に暴露したに過ぎない。之を要するに露國々營企業の營業狀態の明かでないのは其の極端なる祕密政策の結果でもあるが、市場に於ける地位の低きこともその一因であると考へられる。

第二節 商事機關

一 哈爾濱取引所

哈爾濱取引所は取引所の事務と日本の商業會議所の事務の大部と各種同業組合事務の一部とを搗き混ぜたやうな内容を有する會員組織の取引機關である。

哈爾濱取引所委員會は左の如き組織を有してゐる。

委員長 ヤ・エル・カバルキン

副委員長 イ・ハ・ソスキン

委員 エヌ・デ・ブヤノフスキイ、エス・イ・グリングウト、ヴェ・エフ・コワリスキイ、ヤ・エヌ・コズロフ、イ・ア・ロバト、イ・マルクス、ア・イ・サルマノフ、エス・エル・スキデリスキイ、ア・ア・ジヤン・チン・ゴ、エヌ・カ・フエドセ
エフ、イ・ヤ・ヤツボ

候補 エム・イ・ゲイマン及びア・エム・モルドホヴィチ

仲買 イ・ヤ・ヤツボ、ア・ベ・グトマン、エス・ア・エツケリ

書記 エヌ・エム・ドロホトフ

哈爾濱取引所の相場委員會の組織は左の如くである。

委員長 ア・エム・コレリン

副委員長 ベ・テ・リハチヨフ

委員左の如し。

特産商 イ・フン・スヤン、ア・イ・カガン、穀類ブローカー事務所、イ・イ・マルクス、ヤ・カ・ポリヤコフ、シビリスキイ商會、エヌ・ハ・ソスキン、ア・ヤ・ホフロヴキン、エム・エ・シヤエヴィチ
製粉業者 松花江製粉所株式會社、ドゥン・ヒン・ソン・ホ・シン

油房業者 株式會社中英東方貿易公司(カバルキン商會)、油房會社

砂糖商 ア・イ・カガン

精肉獸脂皮革業者 ベ・エ・ザゴルスキイ、エル・ア・ザレツキイ、英國食糧輸出會社

毛皮商 ア・エム・コレリン、ゼ・ア・パウレンコ、デ・エル・シヤピロ

木材商 エフ・イ・イツハキン、ヴェ・エフ・コワリスキイ、エル・シエ・スキデリスキイ商會

カロナアル商品取扱商 チウリン商會

茶商 イ・エム・ベルコヴィチ、ア・エム・オツペンゲイム

紙商 エム・ア・ゲンフェル

銀行 露亞銀行、極東借款銀行、極東猶太商業銀行、極東銀行

役所 東支鐵道商業部、同經濟局、烏蘇里鐵道哈爾濱營業所、ダリゴストルグ、トルグブレドストヴオ、ツェント

ロソユーズ、エクスポルトレス、テクスチリシンデカート、ネフテシンデカート

仲買 イ・ヤ・ヤツボ、ア・ベ・グトマン、エス・ア・エツケリ

書記 エヌ・エム・ドロホトフ

哈爾濱取引所は週刊機關誌トルゴヴィイ・ビュレテン・ハルピンスコイ・ビルジを刊行してゐる。

二 國營企業代辦所

通商代表事務所營業部、通商代表事務所の商取引機能は専ら營業部が之を有し、露領から木材、石炭、洋灰、護謨製品、海鼠、かちめ、蛙、鱒、各種魚卵、菌類、石油、酒類、種實等を輸入し、露領へ脂肪、生革、鞣革、靴類、小間物類、事務用品其他を輸出してゐる。尙その取扱にかゝるソウエート露西亞製映画フィルムは大部分宣傳的色彩濃厚なるため當地方に普及するに至らない。

國營貿易局極東支部、所謂ダリゴストルグであつて、同支部はハバロフスクにある。哈爾濱出張所は一九二三年に開設せられ、現在所在地はビルジエワヤ街三三、支配人はゲ・エヌ・ベルディエフである。現在従事員は約二十名、奉天には東鐵商業部出張所に部員一名を置いてゐる。

一九二五年初頭より極東銀行の融資を受け、北滿貨物の東行を圖る意味にて特産物の買付に着手し、毎月五百萬乃至一千萬布度を買付け、一部を浦鹽經由にて歐洲に仕向け、大部分は當地特産商に轉賣した。其の買付に際しては價額を考慮せず、營利事業としての利害を超越して浦潮港の繁榮を目的とする純國策上の立場に於て相場を無視して法外なる買占めを行つたが、斯る放漫なる政策の結果として一九二六年に至り約百萬留の損失を招き、進退谷まり前出張所長ソーコルは自殺するに至つた。かくて殆ど一箇年間活動を停止し、その再舉は大いに危ぶまれてゐたが、一九二七年十二月初旬に至り一旦罷免したる舊従業員を原職に復し、輸出貨物の主要出廻驛に出張員を配し、再び當地市場に活躍することとなつたが、從來の手痛き經驗に鑑み、現物のみで先物には一切手を出さざる方針であつて僅に少量の買付を爲し居るに過ぎない。

ソウエート商船隊事務所出張所、所謂ソウトルグフロートであつて、本部は莫斯科にある。極東總支部は浦潮にあ

り、哈爾濱出張所は一九二三年に開設せられその獨立の營業を開始せるは一九二五年、目下ビルジエワヤ街九番に事務所を置く。現支配人はカルボヴィチであつて、従事員は目下二十一名、事務所は運輸及び會計の二課に分かる。貨物取扱高は一箇月約五千噸にして、年取引額は一九二六年には五六七、三四七留、一九二七年九箇月間には五四〇、七八四留を示してゐる。顧客は主として支那人であつて、實際その取扱ふ主要貨物は上海向高粱、玉蜀黍及日本向大豆等である。目下東鐵主要各驛に従事員を配置し、貨物の東行を圖つてゐるが、トランスポルト(後述)の閉鎖後専ら之に替つて直通運輸業務、倉庫業務、通關代辦及保險業務等の機能を繼承し、これとソウエート聯邦諸港海外諸港間の貨物輸送とを其の營業科目としてゐる。また東支鐵道と特別の契約を結び、任意の各驛より浦潮其他諸港向貨物を引き受け、鐵道證券と共に仕向地迄の直通證券を發給してゐる。

全露石油シンヂケート支部、所謂ネフテシンヂカートであつて、本部は莫斯科にある。哈爾濱支部は一九二五年五月に開設せられ、埠頭區二番線九にあり、倉庫は埠頭區クレイセロフスキイ・ペレウーロク三にある。これは其のタンクと共にノーベル石油會社から譲り受けたものである。代表はア・イ・コウリギンであつて、在滿出張所は滿溝、宋站、安達、小蒿子、昂々溪、海拉爾、滿洲里、松花江、双城堡、三岔河、伯都訥、牡丹江、海林、寧古塔、馬橋河子、綏芬河にある。主として東支西部線を経て本國より搬入する石油の販賣に従事してゐるが、其の取引高は油槽車年約二百車である。石油及其製品の販賣には特に支那仲買商の手を経つゝあるが、東支鐵道は其の最大の顧客であつて、貨物輸送に保管に特殊の便宜を與へてゐる。

紡織シンヂケート支部、所謂テクスチリシンヂカートであつて、本部は莫斯科にある。哈爾濱支部の開設は一九二

五年十一月、目下埠頭區キタイスカヤ街二一七に事務所を置く。支配人はア・イ・モルドウォール、従事員は約二十名である。支那開設の當初は相當優秀なる製品を莫斯科に於けると同價格を以て卸賣してゐたが、本國に於ける製品の不足の結果遂に一九二七年に至り事業を著しく縮小するの止むなきに至つた。同年度の取引高は約五十萬元であつて前年度の半數に過ぎない。

全露消費組合中央聯合會出張所 所謂ツェントロソユーズの出張所であつて、目下哈爾濱新市街射線街一に事務所を置き、支配人はベ・エム・スモローチン、従事員は約二十名である。専ら本國に於ける協同組合の依頼に依り仲買に従事してゐる。最近業務不振の状態にあり、年取引高は二百萬元餘である。

レ、ニ、グ、ラ、イ、ド、煙草トラスト支部 哈爾濱支部の開設せられたのは一九二六年であつて、埠頭區キタイスカヤ街一三八に事務所と店を構へ、支配人はユ・ア・ロネストン、従事員は支配人共六名、年取引高は約五萬留である。製品の比較的高價なると在住露人のソウエート露西亞製品に對する不信用のために充分進出し得ざる状態にある。

ア、ム、ル、國、立、汽、船、會、社、哈、爾、濱、事、務、所 本部をブラゴヴエシチェンスクに有し、當地事務所を埠頭區アルチレリイスクヤ街三に置く。支配人はベ・エ・テレンチエフであつて、従事員は支配人共三名である。目下松花江の露國々籍船舶の航行禁止のため本事務所は哈爾濱露領黑龍州間の貨物輸送に關し支那船舶と協定をなすの機關たるのみである。

國、營、保、險、局、出、張、所 所謂ゴスストラフであつて、本部を莫斯科に有し、當地出張所を埠頭區ビルジエワヤ街九に置く。支配人はイ・エ・クレイネルである。先年支那官憲に依り閉鎖を命ぜられてより一九二六年本店を倫敦に有する黒海バルチック海總合保險會社代理店と改稱してゐるが、事實はゴスストラフの業務を扱ひ、重要事項はギリバン

ク内に於て處理してゐる。營業科目は動産、不動産に對する火災保險、輸送貨物に對する運送保險、生命保險、各種従業員及労働者の團體保險等であるが、現在では殆ど運送保險のみに限られてゐる。

ウ、ラ、ル、金、屬、工、業、ト、ラ、ス、ト、支、部 所謂ウラルメトであつて、哈爾濱支部の開設は一九二四年、事務所を埠頭區ビルジエワヤ街三三に置く。支配人はデ・ベ・オクチャブルスキイ、従事員は八名である、東鐵に對し軌條、鐵板、其他鐵類の供給特約を爲し、其の取引高は割合に多く、一九二七年に於ては三百萬元に達した。然しその材料の粗悪なりしたため信用を失し、東鐵が一九二七年十二月軌條の大口註文を他に發したる等のため、現在は著しく事業を縮小した。

ソ、ウ、エ、イ、ト、聯、邦、映、畫、ト、ラ、ス、ト 所謂ソヅキノであつて、特に事務所を設けず、通商代表事務所が之を代理してゐる。第一運輸株式會社 所謂トランスポルトである。業務は極めて小規模であるが、從來缺損續きにてその上一九二七年支那官憲より營業停止を命ぜられ旁々ソウエート商船隊事務所と業務の相似たる關係上暗々に競争を惹起せる等の事情により、一九二七年十二月ソウエート商船隊事務所へ合併せられ、部員は同商船隊事務所に於て服務しつつある。

全、露、護、謨、ト、ラ、ス、ト 所謂レジノトレストであつて、哈爾濱に獨立の事務所及倉庫を有せず、トルグブドストヴォ(通商代表)事務所が代理してゐる。

極、東、林、業、ト、ラ、ス、ト、支、部 所謂ダリレスであつて支配人はア・イ・クドリヤンツエフである。事務所を哈爾濱埠頭區ビルジエワヤ街三三に置き、現在「木材輸入部」なる名稱の下に通商代表事務所合併してゐる。露領産の材木を滿洲に輸出し、滿洲里に倉庫を有してゐる。主なる顧客は東支鐵道であつて年取引高は百萬元餘である。

沿、海、地、方、國、營、炭、坑、ト、ラ、ス、ト 所謂プリムゴリであつて、其の機能は通商代表事務所營業部が代行してゐる。

全露金屬シンチケート、哈爾濱に於ては通商代表事務所が代理し、各種金屬及同製品、石綿、マグネシウム、金屬粉末等の注文依頼に應じ、東支鐵道に對する賣込特約を有してゐる。

烏蘇里鐵道哈爾濱營業所、事務所を埠頭區コンメルチエスカヤ街に置き、同鐵道駐哈理事兼支配人はエヌ・エヌ・ポルトラツク、營業所主任はエフ・ヴェ・ベレズニヤク、従業員は二十餘名である。一九二四年現在の營業を開始し、専ら滿鐵に對抗して北滿輸出貨物の吸收に力を注ぎ、荷主に對して祕密に割戻金其他のプレミアムを交付し、本營業所の年豫算約三十萬留の中、人件費五―六萬留を控除したる殘餘の大部分を之に投じてゐる。

最近本營業所の取扱にかゝる輸出貨物數量は左の如くである。

一九一三年	二七、一〇〇、〇〇〇布度
一九二二―二三年	四一、八〇〇、〇〇〇布度
一九二三―二四年	三五、二〇〇、〇〇〇布度
一九二四―二五年	四八、〇〇〇、〇〇〇布度

チエルノフスキー炭坑販賣部出張所、滿洲里驛構内露天に板塀を周らし其處にてチエルノフスキー炭を市民に販賣してゐる。滿洲里の需要額の三分の一を占む。

シエルスチ株式會社、滿洲里及海拉爾方面の羊毛買付を專業とする赤露系貿易機關であつて、その取引は頗る大規模であるが全部仲買の手を経て買付け、殊に滿洲里のガーニン、トルヒン各商會の買付品は全て同會社に渡される。同會社の購入せる羊毛は露領へ輸出される。資本金は百二十萬留である。

露蒙合資會社、この所謂ツウモングは紡織シンチケート及皮革シンチケートを始め其他數個の株式會社の發起に依り露蒙間の全ての取引機關を合同し資本金千萬留を以て設立せられたる大會社であつて、一九二七年一月ソウエート聯邦人民委員會に於て正式に認可せられた。その目的はソウエート露西亞の全ての買付機關の諸掛と其他の費用とを節約し蒙古貿易に於ける露國の基礎を鞏固ならしむるにある。支店は海拉爾には無く、滿洲里にある。

蒙古中央人民協同組合、所謂モンツエンコープである。モンツエンコープはそれ自體蒙古人の購買組合であつて、一見露西亞と無關係なるものゝ如くであるが、裏面に於て其の背景を爲すものは極東銀行にして、同行は専ら其の金融に當り、モンツエンコープ支店の所在地には影の形に添ふが如く必ず極東銀行支店又は出張所がある。またモンツエンコープは西比利の購買組合たるツェントロソユーズと唇齒の關係にあり、モンツエンコープの收集せる物資の購買は總てツェントロソユーズが之に任じ、ツェントロソユーズの引取り得ざる物資に限り外部に流れるのである。ツェントロソユーズはモンツエンコープが收集したる皮革、獸毛等を買集すると共に露國の製品を賣らんとするものであつて、露國が蒙古に張つた商陣である。海拉爾支店は支那側により閉鎖された事となつてゐるが皮毛公司及び蒙古コオペラチーフ(呼倫貝爾)に於て實際仕事してゐる。

註 本項資料は主として哈情特第二號在哈蘇聯商業機關の現狀(一九二七年末調)に據る。

三 會社及個人商店

露西亞系の巨商と稱せらるゝ者は専ら哈爾濱と滿洲里に集中して居るが、財界不況の影響は斯る巨商と呼ばるゝ筋

に對して最も甚大であつて、殊に哈爾濱に於けるカワリスキイ、カガン、ソースキン等各商會は極度の財政難に陥り、辛ふじて從來の信用によつて營業を繼續してゐる有様である。會ては哈爾濱目貫の場所に宏壯なる猶太教寺院まで建築し世にその勢威を唄はれたるソースキン商會も、今では朝鮮銀行に六十萬圓の負債を有する内幕である。唯スキデリスキイ商會のみは從來東支鐵道との特殊關係に依り、其の林業は順調に經營されつゝある。

哈爾濱に於ける主なる會社、商會及個人商店の内容を詳細に研究する事は頗る興味ある事であるが、その不可能なるは遺憾である。左に知り得たる範圍に於て確實と思考せらるゝもの若干を擧ぐるに止める。(大正十四年十月十一日哈爾濱日日新聞及哈爾濱資料「北滿主要都市商工概覽」に依る。)

一、株式會社エス・ソースキン商會

本店	哈爾濱
支店	バンクーバー、倫敦、大連、浦潮
設立	一九〇〇年
營業科目	穀類輸出業販賣
資本金	二、〇〇〇、〇〇〇元
株數	二〇〇、〇〇〇株
拂込金額	二、〇〇〇、〇〇〇元

以前露國に籍を置いてゐたが、赤派東漸のため一九二二年三月英領加奈陀に國籍を取得し英國法に準じ法人組織に改む。

二、イ・ヤ・チユーリン商會

本店所在地	哈爾濱
支店所在地	滿洲里、奉天、哈爾濱二箇所
設立	一八六七年
哈爾濱開店	一八九八年
營業科目	工業卸小賣業百貨店
資本金	三、〇〇〇、〇〇〇圓
株數	六、〇〇〇株
拂込金額	全額

本商會は紙卷煙草工場、紙筒工場、腸詰工場、混茶工場、醸造場、被服工場、香料工場、石鹼工場、發電所を具備し、自家製品を販賣してゐる。哈爾濱に於ける使用人員は五百名である。

三、ウエ・エフ・カワリスキイ商會

所在地	哈爾濱
支店	一面坡、ヤプロニヤ驛、横道河子、海林、穆稜、寬城子、奉天
設立	一九〇九年

第四章 商業(貿易)に於ける勢力

第四章 商業(貿易)に於ける勢力

營業科目 木材貯藏及販賣、製材、ベニヤ板製造、同輸出

資本金 三、〇〇〇、〇〇〇留

拂込金額 全額

決算期 年一回九月一日

四、カガン商會(個人經營)

系 統 猶太

資本金 七、八百萬圓と稱するも銀行側は四、五百萬圓と觀測

本店 哈爾濱

營業科目 特産物輸出

五、カバルキン商會

系 統 猶太

資本金 十七萬磅(百七十萬圓)

本店 倫敦

營業科目 特産物輸出

六、ヲルガバイカル商會

本店 ニューヨーク

設立 一九一九年

營業科目 輸出入業

資本金 一〇〇、〇〇〇元

株數 一〇〇株

拂込金額 七五、〇〇〇元

七、バンキーロフ商會

本店 ニューヨーク

設立 一九二〇年

營業科目 輸入業

資本金 一〇〇、〇〇〇元

株數 一、〇〇〇株

八、ベント兄弟商會

所在地 哈爾濱

設立 一九一八年

營業科目 反物卸販賣業

資本金 三、〇〇〇、〇〇〇元

第四章 商業(貿易)に於ける勢力

齊々哈爾省城に居住せる露人は僅々二十名であつて現在の商店としてはアンドレーヴィチ商會あるのみである。同人は當地に十七年在住せる猶太人で時計及電氣器具を主として、哈爾濱チューリン商會製酒類、茶、煙草其の他雜貨を取扱ひ、一方麻袋の賣買を行ふ。店員は露人二名、支那人五、六名で相當の店構へなるも取引高少額であつて、阿片、モヒ等の禁制品を取扱ひ收支を彌縫し居るものゝ如くである。

露西亞人は省城には少數であるが昂々溪驛附近には相當多く支那人に伍して商業を營むものがあるが、特に擧ぐべきもの無く、多くは食料雜貨店である。

布哈圖は興安嶺林區に近きため木材の集散地となり、露西亞人の東支鐵道相手の材木商がある。

黒河にはチューリン商會支店及びロパト煙公司支店がある。

海拉爾を中心とする蒙古特産物は生畜を除き過半支那商人の手によつて買付けられ外商の手を経て輸出されて居るが、外國商人の主なるものは左の如くである。(哈爾濱商品陳列館パンフレット二九號「哈爾濱に於ける列國の經濟的勢力」引用)

國	籍	氏名	資本金	取扱品	摘要
露	國	カブラン	二十八萬圓	羊毛、羊皮、雜貨、食料品	貨物自動車二、客用一、牛車一五〇、使用人六〇名
同	國	プラウソン	二十萬圓	羊毛、羊革、羊腸	客用自動車二、牛車八〇、取引先米國、獨逸、使用人五〇名
英	國	ビデルマン	十七萬圓	羊毛を主として一切獸皮	市中出廻品買付
同	國	カッフマン	十萬圓	羊、羊皮、一般獸皮	英國向、市中出廻品買付
同	國	英國食糧會社 (一名鷄鴨公司)	四百萬圓	生畜、生肉専門	哈爾濱に事務所を有し買付最も大規模
米	國	アイリマン	十萬圓	羊毛、羊皮	奧地買付を主とす

この外露商にて滿洲里に本店を置き當地に支店又は出張員を置けるものがある。

滿洲里に於ける商店の大半は支那人の經營に係り、露人、其他外人の商店は少數である。然し内容に於ては遙かに支那商に優る。その主なるものは左の如くである。

- ヴオロビヨフ商會 雜貨
- アマール商會 靴靴其他革製品
- チューリン商會 百貨店
- プログレス商會 織物類
- ヴィゴダ商會 同
- ウスベルサルド商會 革製品
- ニキチンスカヤ商會 藥品

當地の蒙古特産露商としてはガーニン、ツルヒン、プレジンスキイ、スモリヤンスキイ、ザゴロフスキイ、サビヨルキン、アクチューリン、カタージェフ等有名であつて、その取引高も相當多額に上り、最近は主としてシエルスチ株式會社の羊毛買付の仲介を營んでゐる。

ガーニン及ツルヒンは特産物の仲買の外に取引の閑暇を見て外蒙古貨物の運送を營み、各々所有の貨物自動車二、三臺を動かし又嵩高きものには駱駝を使用してゐる。

奉天に於ける露西亞系商店は約十戸であつて、その主なるものは左の如くである。

仁太洋行 歐米雜貨店にして店主は猶太人フクスである。
 實豐洋行 歐米雜貨店にして店主は韃靼人アブゾフである。
 ヤリ洋行 歐米雜貨店にして店主は露西亞人ヤンケリである。
 右の外飲食店兼ホテルとしては左の如きものがある。
 コンマーシャルホテル 經營者は猶太人ゴニシトクであつて同人は前述フクスの甥である。
 アルカザール 經營者は露人カプスチンである。
 奉天に於ては一九二二年浦潮に於けるメルクロフ政府の没落後ソウェイト露西亞の勢力が極東に蔓延すると同時に漸次露西亞人乃至猶太人の來たつて商店を構ふるものを見るに至り、最送に至つて益々増加の傾向を示してゐる。
 撫順の露西亞系店舗としてはアブゾフ商店の支店一つあるのみである。

第三節 貿易

一 露國の對滿蒙貿易

露領極東と支那北滿洲とはその地理的位置竝に相互特異の經濟狀態に依り互に分つべからざる經濟關係を有し、露西亞はその極東進出の當初より既に農業盛なる滿洲より穀物の補給を仰いで今に及び、滿洲に對しては水産物の如き天然産物及び仲繼貿易により工業製品若しくは機械器具類等を供給してゐる。斯の如くして歐洲大戰前に於ける露國の對滿蒙貿易は盛況を呈し、一九一三年の如きは露國の輸出額は二千百萬留、支那の對露領極東輸出額は六千四百萬留、合計八千五百萬留に及んだ。

然るに露領極東と滿蒙との經濟關係は露國革命に依り露支國交の斷絶すると共に是亦斷絶の運命に陥り、貿易額の上にも由々しき打撃を蒙り、荏苒年月を費したが、遂に一九二四年露支協定の成立に依り兩國の經濟關係は法理上恢復せられ、貿易額も漸次増加の傾向を現はすに至つた。

今一九二六年を標準として北滿の輸入貿易額を概算するに、其の總額は約一億三千六百萬圓に達し、その各國品別價格及其割合は左の如くである。(哈爾濱日本商業會議所發行一九二七年度哈爾濱の概念引用)

日本品	三六、七二〇、〇〇〇圓 (二七%)
支那品	三四、〇〇〇、〇〇〇圓 (二五%)
米國品	二七、二〇〇、〇〇〇圓 (二〇%)
英國品	一三、六〇〇、〇〇〇圓 (一〇%)
獨逸品	一六、三二〇、〇〇〇圓 (一二%)
露西亞品及其他	八、一六〇、〇〇〇圓 (六%)

過去五箇年に於ける露國の對滿蒙貿易額は左の如くである。(單位海關兩)

輸出	大連		牛莊		哈爾濱		稅關管內		琿琿		琿春		總計
	太平洋沿岸	黑龍江沿岸	太平洋沿岸	太平洋沿岸	太平洋沿岸	西比利	黑龍江沿岸	黑龍江沿岸	太平洋沿岸	太平洋沿岸	太平洋沿岸		
一九二〇	一	一	三、一九四	三、一九四	六、九三九	六、九三九	六、九三九	六、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	一、九三九
一九二一	一	一	三、一九四	三、一九四	六、九三九	六、九三九	六、九三九	六、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	一、九三九
一九二二	一	一	三、一九四	三、一九四	六、九三九	六、九三九	六、九三九	六、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	一、九三九
一九二三	一	一	三、一九四	三、一九四	六、九三九	六、九三九	六、九三九	六、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	一、九三九
一九二四	一	一	三、一九四	三、一九四	六、九三九	六、九三九	六、九三九	六、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	一、九三九
一九二五	一	一	三、一九四	三、一九四	六、九三九	六、九三九	六、九三九	六、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	一、九三九
一九二六	一	一	三、一九四	三、一九四	六、九三九	六、九三九	六、九三九	六、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	一、九三九

等である。

滿洲里經由北滿よりの輸出に於て最も注目すべき點は、一九二三年を最後として一九二四年に輸出額の激減せる事であつて、これは露國の對外貿易政策の影響である。

ボグラ、ニーチナヤ經由露支貿易は沿海地方の政情安定と共に急激なる發展を成しつゝあるが、前に陳べたる如く北滿特産物仲繼貿易の増減によつて其の大勢を支配される。同地經由對露貿易品の主なるものは勿論滿洲特産物であつて、その外の大體に於て固定せる貿易品としては輸入品として綿布、水産物、石炭、砂糖、果實等があり、輸出品としては麻子、羊毛、木材、家畜、皮革等がある。

尙石油が東方より北滿に輸入せらるゝに至つたのは露國石油シンヂケートが哈爾濱に於て活躍するに至つた後であつて、それまでは英米の石油會社が營口及大連に根據地を有する關係上ボグラ、ニーチナヤ經由に依り石油を輸入する如きことは殆ど無かつた。

瑗瑗(黑河)は前には黑龍江沿岸貿易の中心地であつたが、その後對岸ブラゴヴェンシエンスクの發達に伴ひ、黑河が之れが仲繼貿易地として急激なる發達を遂げ、先づ經濟的勢力は瑗瑗より黑河に移り、次いで一九〇八年には政治的中心が黑河に移轉したる關係上、瑗瑗の貿易なるものは實は黑河の貿易に外ならなくなつた。支那人に對する壓迫及び支那人の航行禁止に原因せる黑河市民の對露不賣同盟は其後も事故頻發のため依然持續されてゐるため、同地經由の露支貿易は多大の不振を蒙つてゐるが、然し密輸と露領金礦地に於ける物資需要の盛なるため商況は漸次落付きつつある。

瑗瑗經由對露貿易品の主なるものは水産物、石油、機械器具(輸入)並に特産物、茶、煙草(輸出)等である。

虎林は露領對岸にイマンを控へて阿片や雜貨類の密輸が旺である。雜貨、綿布、アルコール、小麦粉の移入高は年額百萬元(誇張あるものゝ如し)、その中五十萬元は露人や朝鮮人の手によつてイマン方面へ密輸出せられる。

露國の對滿蒙貿易を通覽するに、其の輸出品中主なるものは砂糖、水産物等の食料品、石炭、綿織物、雜貨、建築材料、鐵及鋼、金屬製品、石油等であつて、輸入に於ては、特産物、小麦、其他穀物、麥粉、家畜、皮革、羊毛等概して原料品であるが、就中農産物の輸入は滿洲に於ける支那移民と耕地との増加と共に將來益々増加すべく、尙蒙古に近き關係上畜産物の輸入も亦最も有望である。

註 以上各表の數字は當社庶務部調査課編各年の「北支那貿易年報」及同課編「滿洲に於ける各國商勢五箇年統計(前後編)」を參考せるものであつて、北滿よりの輸出高は何れも再輸出を含むものである。

二 在滿露國系貿易商(特産商)の勢力

北滿の貿易の特徴は輸出が(一)農業生産品により其の大部分を占められてゐる事、(二)原料輸出が中心である事に輸入が(一)既製生活必需品を中心とせる事、(二)外國品によつて大部分を占められてゐる事である。今輸出に就て見るに、一九二六年の推定生産高は五億六千六百萬圓、其中農産物は四億五千萬圓、畜産物は三千六百萬圓、木材類は六千五百萬圓、其他が一千五百萬圓であつて、農産物は全生産高の殆ど大部分を占めてゐる(哈爾濱日本商業會議所一九二七年發行「哈爾濱の概念」七頁引用)。従つて北滿の對外輸出は殆ど穀類即ち滿洲特産物の輸出であつて、この

外に蒙古の畜産物の輸出があるが、該方面の勢力は殆ど英米人の手にあり、露西亞系輸出會社としてはシエルスチ株式會社あるのみである。

北滿特産界に於ける外商の勢力はソスキン、カバルキン、カガンの如き猶太系各商會並にワツサルド及びシビリスキイ商會の如き猶太系商會の勢力に外ならず、之に次いで露亞商工會社並に油房會社等がある。

註 此等商會の組織に關しては本章第二節第三項を參考されし。

一九二七年一箇年間に於ける浦鹽港經由外商の北滿特産物輸出高は次の如くである(滿洲日報三、二、二二三)。(單位英噸)

ワツサルド商會	大豆	三〇六、一二七
	油	二二、六七四
シビリスキイ商會	大豆	二七五、五六八
	粕	一三、〇六五
	油	八、二二七
カバルキン商會	大豆	八四、六七二
	粕	一、三四四

豆 油 二、九七七

ソスキン商會

大豆 三三三、八三〇

豆 粕 二、三四二

豆 油 七八七

ゴストルグ

大豆 四八、七三三

豆 粕 一四、五五一

豆 油 二、七〇五

同じく一九二七年一箇年に大連經由大豆を輸出せる外商はワツサルド商會、シビリスキイ商會、カバルキン商會の三であつて、その扱高は左の如くである。(數量單位英噸)

ワツサルド商會

大豆 六六、〇六三

シビリスキイ商會

大豆 七三、〇六四

カバルキン商會

第四章 商業(貿易)に於ける勢力

第四章 商業(貿易)に於ける勢力

大豆 一、〇〇五
粉粕 四九五

今右浦鹽經由及大連經由輸出高を合計するに、上記外商の一九二七年に於ける特産物扱高は左の如くである。

(數量單位英噸)

商會	大豆	豆	粕	豆	油
ワツサルド商會	三七二九〇				二二、六七四
シビリスキイ商會	三四八六三二		一三〇六五		八二二七
カバルキン商會	八五六七七		一、八三九		二、九七七
ソースキン商會	三三、八三〇		二、三四二		七八四
ゴストルグ	四八七三三		一四、五五一		二、七〇五

哈爾濱を中心とする北滿特産界から輸出する穀類の仕向國別價格は最近左の如くなつてゐる。(哈爾濱商品陳列館パンフレット二九號「哈爾濱に於ける列國の經濟勢力」引用)

日本向 一八、〇〇〇、〇〇〇圓
露西亞向 一二、〇〇〇、〇〇〇圓
獨逸向 一八、〇〇〇、〇〇〇圓
和蘭向 一八、〇〇〇、〇〇〇圓

丁抹向 一八、〇〇〇、〇〇〇圓
英國向 五、〇〇〇、〇〇〇圓
支那向 一二、〇〇〇、〇〇〇圓
米國向 一二、〇〇〇、〇〇〇圓
佛國向 一二、〇〇〇、〇〇〇圓

露國系輸入商の主なるものはゴストルグ、ネフテシンヂケイト、テクスチリシンヂケイト、ダリレスの如き國營貿易企業を除き左の如きものがある。

バシキーロフ商會 ヴオルガバイカル商會
クレメンスキイ商會 ナフタノーヴィチ商會
チューリン商會輸入部 バラーノフ商會

北滿輸入品取扱國人別表 (單位百萬圓)

輸入品の取扱人別を見るに大要左の如くである。(哈爾濱日本商業會議所發行一九二七年度「哈爾濱の概念」所載)

國品別	國人別	輸入額	日本人扱	支那人扱	露國人扱	其他扱
日本品		三六〇	一〇〇	二二〇		三〇
支那品		三四〇	〇・五	三二〇		一・三
						〇・二

第四章 商業(貿易)に於ける勢力

第四章 商業(貿易)に於ける勢力

米 國 品	英 國 品	獨 逸 品	其 他 計	合 計
二六〇	二〇〇	一五〇	五〇	一三六〇
〇・五	〇・五	〇・三	〇・三	一一・一
五・五	四・五	一・七	〇・七	六六・四
八〇	六〇	五〇	三〇	二六・三
一一〇	九〇	三〇	一〇	三二・二

而して輸入抜別をパーセンテージを以て示せば、日本人扱九%、支那人扱四九%、露國人扱一九%、其他扱二三%となる。

三 密 貿 易

上記は正規の統計面に表はれたる數字であるが、北滿露支國境に於ては想像外の多額の密輸が行はれて居るが故に、此の密輸を度外視して滿蒙の對露貿易を語る事は出来ない。

密輸を業とする者はブラゴヴェシチエンスク黒河を中心として露支鮮人を合して約二千の上を上る可く、黒龍江の上下流を合すれば六七千或はそれ以上に達するといふ。

一九二五年全極東に於て露國官憲が密輸入品として没收したる額は二百萬金留に達してゐるが、これは眞に行はれたる密輸入の十分の一にも足りない。滿洲里以東ポセツト灣岸に至る國境の延長三、二〇〇餘露里に亘る密貿易に關する正確なる數字を示すことは素より困難であるが、少くとも一千萬乃至一千二百萬金留或は二千萬金留を降らないと

云はれてゐる。今没收せられたる前記二百萬金留の内容を示すと左の如くである。(註)

煙 草	三七二、〇〇〇金留
酒 精	三八三、〇〇〇金留
小 間 物 類	八三、〇〇〇金留
綿 布	三七〇、〇〇〇金留
其他であるが、之を一九二四年の	
綿 布	一一〇、〇〇〇金留
煙 草	九五、〇〇〇金留

に比較すれば殆ど問題にならぬ程の増加である。何が故に一九二五年に斯くも多額の密輸入が行はれたかと云ふに、此れは極東露領が商品の饑饉状態に陥つた結果、斯る變態的數字を示したものである。勞農露國官憲の發表せる一九二五年度の極東露領輸入總額は二千五百萬金留であつて、その約半數は密輸入に屬する。

一九二五年度に於ける沿海地方の密輸入品の主なるものは	
煙 草	二八二、三〇五留
酒 精	一五一、六一〇留
雜 貨 小 間 物	二〇五、〇五五留
高 等 木 綿 織	一九九、六五〇留

第四章 商業(貿易)に於ける勢力

等である。(註)

註「東洋」天正十五年八月號三〇頁引用

露領への主なる密輸入品としては、酒精を第一とし、砂糖、織物、洋服、煙草、茶、洋蠟、シャツ類、靴及靴下等が之に亞ぎ、尙ブラゴヴェシチエンスクに於ては上記の外洋紙、文房具、藥品等が缺乏せるため、此等の商品も相當輸入されてゐる。而して露領より輸出せらるゝものは砂金、阿片、毛皮等である。

密輸入に對する監視は支那領に於ては稍緩慢であるが、露領に於ては國家保安部(ゲ・ペウ)自から之に當り、殊に國境に近き處には避村山谷の小部落に至る迄老幼男女の別なく多數の密偵を放ち、監視を嚴にしてゐる。而して密輸入の發見者には沒收品の二割を賞與として下付せられるが故に、彼等の活躍振りは素晴らしいものである。然し一部に於ては賄賂が行はれるが故に、國家保安部の取締も徹底を期する事は困難である。發見せられたる密輸入業者は初犯者と前科者とを區別して處罰される。判決の結果三箇月又は數年の禁錮を宣告せられるが、實際は數日又は數箇月にて釋放せられる。此等は再び密輸入に従事するのであるが、再度の捕縛により重刑に處せられるを恐れて容貌を變へ變裝偽名するのが常である。

滿洲里に於て特に面白いのは、公然の密輸入でありながら而も官憲に於て手の下しようのない巧妙な密輸入方法が行はれてゐる事である。即ち少きは三十人、多きは百八十人程に及ぶ苦力の一群が頭から脚の先に至る迄新調又は中古の高價品を身に着け得るだけ着け、尙輸入制限品を數量價格に低觸せざる範圍にて肩に背負ひ、公然露支税關の検査を受け悠々露領に乗り込むのである。彼等は二週間の滞在期間内に携帶品を悉く賣拂ひ、見窄らしき元の苦力となつ

て歸り再び物品を仕入れて始終之を繰返すのである。靴一足を賣つて優に往復三等汽車賃に足ると云ふ。

滿洲里界限に於ける密輸入は一年五百萬圓に上ると云はれてゐる。

密輸入の原因と目すべきものは、(一)從來世に阿片郷と稱せられたる吉林省の阿片栽培が禁止せられ勢ひ國外よりその補給を仰ぐこととなりたる事、(二)露人の嗜好する火酒は戦前には國家の專賣なりしたため市價高く又戦後は絶對禁酒令に依り市場に之を見ず、勢ひ之を國外より密輸入するに至れる事、(三)露國國內の物價が騰貴し且つ物資の極めて缺乏せるため日用雜貨品を國外に仰ぐに至れる事、(四)以前滿洲里に五十露里に互る無税地帯の存したるため今尙その墮性の存する事等である。

密輸入の露領極東に禍ひする所は頗る大であつて、常に國庫の收入に影響するのみならず、此れが露領極東に於ける工業、例へば酒精工業、煙草工業の發展を著しく阻害して居る事は否まれざる事實である。

第五章 工業に於ける勢力

北滿に於ける露西亞人の工業に於ける勢力は商業上の勢力の如く哈爾濱又は滿洲里等の主要地に集中せられず支鐵道沿線に於ても相當見るべきものがある。然し支那人の壓迫は商業に於ける場合と同様可なり深刻であつて、露西亞人經營の工場にして近來閉鎖するもの多く、支那人が其れを買収若しくは賃借して經營を試みるものが少くない。工業界に於ける露國の大勢を窺ふに大要左の如くである。

製粉所

北滿に於ける製粉業は歐州戰爭當時の好況に伴はれて異常なる發達を遂げたが、戰爭の終熄と共に販路縮小し、加之小麥の不作打續き、また小麥價の昂騰、原料入手難、米國製粉の輸入等あるため、何れの工場も非常なる苦境に陥り、露國系製粉所も此の例に漏れず、殆ど全く操業を中止してゐる。哈爾濱日本商業會議所時報大正十二年三月號に依ると、哈爾濱の製粉業に於ける列國の勢力は左の如くである。

國籍	資本	一日挽碎能力	工場數
日本	五、七五〇、〇〇〇	一七、五〇〇	三
露西亞	八三〇、〇〇〇	二九、〇〇〇	四
支那	三、三七〇、〇〇〇	三五、五〇〇	一
露國	二五〇、〇〇〇	二、五〇〇	一
日露合辦	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一

(日本の資本は南滿各地の工場を含む)

露西亞人の關係せる最大の製粉所は松花江製粉株式会社(永勝公司)である。主なる關係者は舊露亞銀行、ブリヤノフスキイ、マルコフ、コワリスキイ、ブレン及クリーゲルであつて、本製粉所は露西亞の革命亂の際露亞銀行と共に佛國に籍を移した。創業一九〇四年、資本金三十五萬留にして、一晝夜挽碎能力は二四、〇〇〇布度である。

工場は露亞銀行の營業停止と共に操業を止め、所有の發電機二臺(一五〇キロワット時、直流二二〇ポルト)を利用し、一キロワットに付き大洋三十錢にて市中に電力を供給し、さしも隆盛を誇りたる製粉所も今は宛然一個の發電所に異なる状況にある。

ブ、ザ、ハ、フ、萬福廣合辦製粉所は一九一七年に二十五萬圓の資本を以て創業し、一晝夜挽碎能力三、〇〇〇布度の工場であるが、製粉界の不況により破産し、奉直戰の當時は張作霖の經營せる東興火磨が賃借運轉したが、目下閉鎖中である。

ソ、イ、ス、キン製粉所は一九一三年にカサトキン商會が十萬圓の資本を以つて創業し、その一晝夜挽碎能力は四、五〇〇布度と稱せられる。本製粉所は同じく八區に在る油房工場と共に今より約六年前カサトキン商會破産の際資金融通の擔保物件としてソースキン商會の手に渡つたものであつて、その際契約證及登記面は立派にソースキン商會の名に變更されたに拘らず、支那官憲は今だにカサトキン商會の所有と見做し、これが破産に對する支那商の債權を楯にとり一九二七年九月突如該製粉工場の差押を行ふたが、目下ソースキン商會も窮境にありて、該工場は既に朝鮮銀行の抵當物件となつてゐる關係上、日本官憲がこの不當を責め差押を拒否したものである。然るに支那側は尙之を以て不法とし、ソースキン商會は英國籍にあるには相違無きも支配人ソースキンは露人にして、治外法權無き露人は當然

支那法律によりて處分さるべきであると主張し、支那商債権者を庇護して頗る強硬なる態度を示してゐる。而も英國領事館はソースキン商會は英國籍にある限り支那の法律に依つて處分さるべき性質のものにあらず、斯る不當の要求には斷然應じ難しと、これ又支那官憲に對し強硬に出で爾來紛争を重ねてゐたが、同年十一月十二日哈爾濱地方審判廳はソースキンに對し業務執行妨害及差押家屋を擔保に入れたる行爲を理由として求刑一年半の判決を與へた。

上記の如き事情により本工場は目下操業してゐない。

ブラゴヴェシチェンスク製粉所は合資會社であつて、代表はオバーリンである。一九一八年の創立に係り資本金は三十萬圓である。一晝夜挽碎能力四、〇〇〇布度。目下破産休業中。

福田組マルクス製粉所は日露合辦組織であつて、一九一一年の創立、合資六〇、〇〇〇圓、一晝夜挽碎能力は一、〇〇〇布度である。目下破産休業中。

廣大火磨(ウラロ・シピリスカヤ・コンパニヤ)は露支合辦組織であつて、一九一九年に合資八萬圓を以て創業し、一晝夜挽碎能力は一、〇〇〇布度の小規模であるが、製品良好にて目下操業してゐる。代表者ベニキー・ペトロヴィチ。ルフト製粉所は露人シェーリマンの個人經營であるが、内容不明。

上記は全て哈爾濱に於けるものゝみであるが、更に沿線に於ては左の如きものがある。

ウリーネス製粉所及びビツシエン製粉所は共に安達驛に於ける個人經營であるが、内容不明にて目下休業中。

コワリスキイ製粉所は海林驛に在る。林業家コワリスキイが自家林場用小麥粉製造を目的として設立せるものであつて目下休業中。

油 房

舊哈爾濱に在る中英東方貿易公司油房は一九一五年英支合辦にて資本金十七萬磅を以て創立せられた。目下英國の國籍にあり、代表者はカバルキン(猶太人)である。工場は水壓式搾油機十臺を有し、一晝夜の能力は板粕三、二六四枚である。

本工場は當地に於て最も進歩整頓せるものにして、大豆粕より優良なる板粕及粉粕を製造する。この外不斷の研究を續け數千圓を投じて精製豆油(所謂 ACETCO)の製造に成功し、尙進んで硬化油の製造を研究してゐる。

ソースキン油房工場は哈爾濱八區にある。一九一五年に英露合辦にて設立せられ、水壓式搾油機一八臺を具へ、一晝夜の生産能力板粕一、四一〇枚である。本工場は元カサトキン商會の經營であつたものが抵當流れとなり、爾來ソースキン商會に於て經營しつゝあるものである。

マスロ・ゼール合資會社はブイコフスキイ、ブロスヴィルキン、カサトキンの合資を以て一九二三年に哈爾濱新八區に創設せるものであつて、水壓式搾油機二十臺を具へ、生産能力は板粕一、五六〇枚である。本油房はカサトキン商會が出資者を得て別に別に創設せるものである。

醸 造 場

酒精の醸造は當地工業中の主なるものであつて、哈爾濱のみならず沿線各地に大小幾多の工場がある。麥酒及び葡萄酒の製造も亦將來有望である。

醸造業に於ける露國の勢力を窺ふに左の如きものがある。

ポロチン高田醸造株式會社は哈爾濱顧郷屯に在る。一九二二年の創立であつて、資本金は百萬圓、拂込済株式二十五萬圓である。製品は酒精、ヴォツカ、支那燒酎であつて、一日生産能力一、五〇〇ヴェドロである。本工場は露人ボ

ロヂンが高田合資會社の出資により設立せしものであつて、規模大、哈市の代表的工場の一つである。
ニキーチン醸造場は哈爾濱トルゴワヤ街にある。ニキーチンの個人經營であつて、一九〇二年の創立、製品は酒精及びヴォツカである。

ラザリージ醸造場は哈爾濱ヴオドプロヴオドナヤ街にある。ラザリージの個人經營であるが、製品「ネーガ」印火酒は相當好評を得てゐる。

露支合辦アジア酒精工場は傅家甸にある。一日製造能力四〇〇ヴエドロ。

ソエチニオンノエ・トワリシチエ・ストヴオ醸造場は哈爾濱ウチヤストコワヤ街にある。製品は清涼飲料及麥酒である。經營者はベリソフ及びコーフマフであつて、二三年前に創業したが年五〇〇箱を製し、成績良好であると謂ふ。

一面坡葡萄酒工場 同地方に産する山葡萄及莓を原料として葡萄酒を製造し、製品は哈爾濱へ移出してゐる。

一面坡麥酒工場は使用人百名を算し、大麥の消費量は年額二〇〇〇〇布度、麥酒産額は年七五、〇〇〇ヴエドロにして當地並に哈爾濱の外東支沿線に供給してゐる。

ポロチン酒精工場は一面坡にある。現在操業し、一日製造能力二五〇ヴエドロ。

カガン酒精工場は阿什河にある。現在操業し、一日製造能力四〇〇ヴエドロ。

四合興醸造場 ヴオロンツォフ兄弟、イシマコフ、程前海拉爾督辦により一九二五年六萬元の資本を以て海拉爾に創設せられた。製品は火酒、支那白酒であつて、一日生産能力四〇〇ヴエドロである。

モロゾフ火酒工場 ボグラニチナヤにある。製造能力は月額一、〇〇〇ヴエドロであるが、目下の産額は月額約

五〇〇ヴエドロ、従業員は約二十名である。當地の需要を充たしたる殘餘の製品は浦潮を經由して日本函館に送られ、同地を経て露領漁場へ販賣される。當地には尙カレイギン火酒工場とウルバン麥酒工場とがあるが、前者は小規模、後者の製品は頗る粗悪である。當地製酒類が露領向密輸品の主要品たるは言ふまでもなく。

製糖工場

阿什河に於けるカガン製糖會社は資本金百萬留にて、一箇年生産能力二十萬布度である。阿什河及び雙城堡に特殊契約を結んで支邦人に甜菜の栽培を爲さしめ、其の面積は年々増加しつゝある。

腸詰工場

腸詰製造は露人間に於て家内工業としても極めて盛である。工場として規模最も大なるものはチユーリン商會の工場であつて、一九一九年の設立、一日産額五〇布度である。

牛酪工場

牛酪の製造は小規模ながら露人間に多く行はれてゐるが、比較的大規模のものは左の如きものである。

東支鐵道牛酪工場は舊哈爾濱にあり、一箇年牛酪製造高一、五〇〇布度、乾酪製造高一、二〇〇布度である。

タスキン牛酪工場は元セメノフ軍の後貝加爾州政務部長タスキンが設立經營せるものであつて、一九二五年以來操業を中止してゐる。

この外哈爾濱附近一帯にて露人の家庭牛酪工場は四〇を算し、馬家溝に於ては牛酪年額一、〇〇〇布度、舊哈爾濱に於ては年額牛酪八〇〇布度、乾酪三〇〇布度を産し、哈爾濱の需要を充たしてゐる。

一九二二—二四年度東支鐵道土地課の發起により北滿洲に牛酪業組合が組織されたが、指導者の無經驗の爲め遂に失敗に終り、不幸にして組合は解散した。其後一九二四年ヴオロンツォフが三河地方及び牙克石地方に於て牧畜業の

旺なるに着目し、斯業を經營し始め、該地方の大村落に多くの牛酪工場を興した。事業の成績は可なり良好であつて一九二五年の如き其の製造し移出したる數量は實に四、六〇〇布度を超えるの盛況を呈した。現在同氏所有の工場中操業せるものは、クチノール、チニエ、モグーチイ、ニジニブラク、スヴェトルイクリ、ウスチクリ、ラブダリン、シチウチエ及びドラゴチエンカ等主なる部落に於ける九工場であるが、この外尙小部落には分工場ありて、此等は乳脂のみを製し、これを最寄の工場に送達する。

近頃ヴォロンツォフ商會が牛乳の買上に暴利を食ふこと甚だしき爲め、住民は牛酪組合工場の組織に着手した。この種の工場の最初のもは一九二七年の春、ベクフクリ村に設けられた。組合工場の成績は甚だ良好である。近き將來にシチウチエ、ラブダリン及びドラゴチエンカにも組合工場が設立される筈である。

一九二六年、三河地方に於て得られたる牛乳の數量を總計算すれば、一年三〇布度の泌乳量を有する牝牛三、六〇〇頭なるが故に、牛乳は一〇八、〇〇〇布度を得ることとなる。而して牛酪一布度を製造するには牛乳二四布度を要するが故に、一箇年に四、五〇〇布度の牛酪を製し得ることとなる。

牙克石地方に於ては、一年間に牛乳三〇布度を出す牝牛一、八四〇頭居るが故に、牛乳五五、二〇〇布度、牛酪二、三〇〇布度を得る譯である。

前記二地方に於ける總計は牛酪六、八〇〇布度にして、一布度の平均卸賣値段を三十五元とすれば、合計二十四萬元となる。

牛酪の品質は頗る良く當地通過の旅行者が等しく賞讃するところとなつてゐる。

ヴォロンツォフ商會は牛酪の販路を哈爾濱、南滿及び北支那に有してゐる。

混茶工場

哈爾濱新市街のチューリン商會混茶工場の一年生産額は二十五萬乃至三十萬圓であつて、職工は二〇人乃至三〇人、電氣動力を以て混茶す。その方法及び割合は極秘であつて公開しない。

チスチャコフ混茶工場は露貨下落のため莫大なる損失を蒙り悲境裡に先代の逝去せる後、ボグラニイチナヤに在りし大混茶工場を閉鎖し、倉庫のみとなし、哈爾濱に於て營業を繼續してゐるが製造額は多くない。

煙草工場

煙草製造業も有望なる事業であるが、近來競争激甚なるため經營容易ならざるものゝ如くである。主なる工場は左の如くである。

チューリン商會煙草工場は哈爾濱新市街にあり、一九一四年に完成し、一箇年製造額八十萬圓乃至九十萬圓である。

使用人は三〇人乃至三五〇人にして、電氣動力を用ゆ。原料煙草は土耳其、埃及、希臘、朝鮮、上海、紙類は佛國、芬蘭、日本等より購入する。

ロバト兄弟商會煙草工場は哈爾濱新市街にあり、英露合辦株式會社にして一箇年の製造額は二百萬圓である。一九二三年よりチタにも工場を設立し煙草製造の特許を得てゐる。

中俄煙公司は奉天城内に工場を有し、猶太系にして、經營者はブイホフスキイである。工場従業員は六〇〇名といふ。

石鹼工場

チューリン石鹼工場は哈爾濱新市街ポリシヤヤ街とチチハルスカヤ街との角にある。工場長はベリメーノフ。虎印。消毒石鹼、化粧石鹼、洗濯石鹼の三種を製し、主として洗濯石鹼を作る。一年生産力四〇、〇〇〇

○布度、實際の生産高は一八、〇〇〇布度である。
 ト、バ、イ、ズ、石、鹼、工、場は哈爾濱八區ブロードリーナヤ街にあり、經營者はミンダレーヴィチである。六角星印。主として洗濯石鹼を製し、その一年生産力は二〇、〇〇〇箱(一箱二・二五布度)、實際の生産高は七、五〇〇箱である。
 イ、デ、アル、石、鹼、工、場は馬家溝ウオロトナヤ街十二番地にあり、經營者はクジミンである。主として煉石鹼を産し、東支鐵道へ納入する。

この外哈爾濱市外ナハロフカ村に工場二三あり。

硝子工場

舊哈爾濱のザクープズブイト經營の硝子工場と一面坡に硝子工場一があるが、何れも經營難のため閉鎖、目下休業中である。

皮革工場

海拉爾のオク、ト、ロ、フ、皮、革、工、場は外蒙へ靴を供給したる廉により一九二六年末支那官憲より閉鎖を命ぜられた。一九一九年の創立にして、オク、ト、ロ、フの個人經營に係り、生革の鞣製能力は年額二十五萬枚に及ぶ。一九二五年度の生産高は靴五、〇〇〇足、防寒靴三、〇〇〇足、毛皮外套四、〇〇〇枚、毛皮手袋六、〇〇〇足、敷物一、五〇〇枚、フェルト五、〇〇〇枚である。

ヴ、イ、ノ、ク、ト、ロ、フ、皮、革、工、場は哈爾濱インテンダンススキー區に於ける哈爾濱皮革工場(日露實業株式會社の分身)をヴイノク、ト、ロ、フが引受け經營せるものであつて、羊毛羊皮の洗滌を行ふ。

滿洲里にはカ、タ、エ、フ、グ、リ、ブ、フ、シ、エ、メ、リ、ヨ、フ、鞣、皮、工、場がある。一九二二年の開設にして代表者はシエメリヨフ、職工數は四〇名、生産能力は一箇年十五萬圓である。

洗毛場

東、支、鐵、道、海、拉、爾、洗、毛、場 一九二三年東支鐵道會社は獸醫課長メシチエルススキーの力説により海拉爾に水力洗毛場を設置した。當洗毛場が最初備へたる水力壓搾器は能力低く(一日壓搾能力六〇〇乃至七〇〇布度)、その一容積噸は僅に二八乃至三二布度であつたが、最近新に備へ附けたる壓搾器は、その一日壓搾能力二、〇〇〇布度にして、その一容積噸は五五乃至六二布度である。尙從來の一貨車の羊毛積載量は四〇〇布度であつたが、壓搾器の改良により今日では貨車の積載量を充分に利用するを得るに至つた。

右の外海拉爾には伊敏河を利用する個人露商の人力洗毛場が二箇所ある。

製材所

露人經營若しくは露支合辦の製材所は左の如くである。

コ、ワ、リ、ス、キ、イ、製、材、所はヤプロニヤ驛にあり。梓鋸七臺、機械鉋數臺を有す。
 ス、キ、デ、リ、ス、キ、イ、製、材、所 ルカシエゾオ驛に在り。

ボ、ボ、フ、製、材、所は馬橋河にあり、梓鋸四臺を有し、目下スキデリスキイ商會に委任經營しつゝあり。

濟富製材所は哈爾濱西家子にあり、一九二三年の設立にして露支合辦である。支那側張伯言は原本を供給し、露人側メージは機械を提供せるものであるが、原料買付難のため目下スキデリスキイ商會に賃貸しつゝあり。

東、支、鐵、道、製、材、工、場 哈爾濱にあり、梓鋸五臺、一晝夜の平均生産力は六、〇〇〇立方呎である。

同、上 石頭河子にあり、前記製材工場の補助工場にして梓鋸一臺あり。

舊哈爾濱驛前のベ、ニ、ヤ、板、工、場はコワリスキイ商會の經營に係り一九二五年四月の創立である。投資額は五十萬圓、一箇年生産能力は三千萬平方呎である。

乾溜工場

東支鐵道經營乾溜工場が石頭河子にある。(内容林業の箇所参照)
スキデリスキイ乾溜工場はルカシエヴオ驛にある。

精米所

獨逸系露人ラックス一九二二年海林にスローン精米所を開設す。資本主は松花江製粉株式會社であつて、従業員は七名、一晝夜精米能力一、五〇〇布度である。

發電所

北滿に於ける露西亞人の電氣電燈業は漸次他國人の手に移りつゝある。哈爾濱に於ては、露人ミチコフ及びハルスキイの經營せる發電所は日本側が買収し東拓系統によつて經營せられ北滿電氣株式會社となり、僅に佛露合辦松花江製粉株式會社が製粉界の不況に鑑み場内發電所を利用して市内に電力を供給せると、チューリン工場が電力の餘力を一般に配給せるに止まる。これとても到底北滿電氣會社の敵ではない。今此等發電所の勢力を比ぶるに北滿電氣會社七割、松花江製粉會社二割五分、チューリン工場五分の割合となる。東支鐵道附屬發電所があつて、僅に社宅へ供給するのみであつて、而も不足を北滿電氣會社に仰いでゐる。因に傅家甸には耀濱電燈公司があつて、傅家甸一帯を其の勢力範圍としてゐる。

横道河子には一九一九年の開設に係りブマーギンの經營せる電燈會社がある。一箇年の發電量は約四三、二〇〇キロワット時、年利益金は約七千元に上る。斯る多額の利益に垂涎して支那人も一九二六年資本金一五、〇〇〇元を以て當地に電燈會社を興し、露人經營の電燈會社に對抗しつゝある。

穆稜には露人ワルスの經營せる電燈會社がある。貨車内に發電所を置き、驛及び其の附近一帯に電燈を供給してゐる。

安達には電燈會社が露支各一宛ある。露西亞側の電燈會社は鐵道附屬地にあり、代表者はサムローヴィチである。本會社は一九一五年の創立であつて、最初東支鐵道の經營であつたが、一九二三年二月之れを分離して獨立經營せしむることとした。一時契約高は二、〇〇〇燈に上つたが、支那側電燈會社のために壓迫せられ、目下は驛關係箇所のみ供給し、その契約高は八〇〇燈に過ぎない。

第六章 林業に於ける勢力

第一節 總 説

東支鐵道會社は夙に必要に應じて安價なる建築材料及燃料を調達し得る森林の必要を認め、建設局は既に支那の地方廳と交渉して滿洲の或る區域にて鐵道用材を伐採する權利を要求し、一九〇三年に營業部は鐵道沿線に於ける森林の永代租借權取得に就き談判を開始した。その結果一九〇四年に齊々哈爾管内では之に關する契約が地方廳との間に調印せられ、また吉林省管内のものは北京政府の審査を請ふこととなつた。然るに日露戦争の失敗の結果、吉林省管内の案は決定を妨げられ、加ふるに支那政府は齊々哈爾管内の既成條約に關しても抗議を提起するやうな事態が生じた。由來荏苒として一九〇七年及び一九〇八年に及んだが、この年鐵道會社は遂に吉黑兩省に於て林地の經營に關する二つの條約を締結することに成功した。即ち一九〇七年八月三十日成立東支鐵道會社吉林省内伐木契約と一九〇八年四月五日成立東支鐵道會社黑龍江省内伐木契約である。

この外西部線興安嶺に於ては呼倫貝爾の獨立自治時代に露人が鑛山、森林及其他の利權を取得し其の一部は現存してゐるが、これに對する考察は呼倫貝爾に關する章節に於て述べる事とする。

林業は滿洲に於ける露西亞人の主なる産業の一つである。先づ一般情況を見るに、東支鐵道は其の建設當時には森林の最も豊富なる地域の附近を通過したのであるが、その後二十五年に亘る濫伐の結果、目今では森林を遠ざかる事

甚だしく、本線より二〇—三〇露里以内には稼行するに値する林地を見る能はざるに至つた。而して森林を遠ざかるに伴はれ、林場専用支線の増設を見、支線の哩數三〇—五〇露里に達するものがある。林場専用支線の全延長は四七〇露里餘である。

東鐵本線が西部森林帯を通過するものは二〇〇露里であつて、該森林帯の南部には嫩江及其の支流が流れてゐる。伊勒呼里山脈並に小興安嶺方面の森林帯は松花江の支流の筏送によつて松花江の本流に通じ、吉林方面の森林帯は一方に於ては東支線によつて貫かれ、他面松花江並に其の支流拉林江及び牡丹江によつて貫かれてゐる。

東部森林帯に於ける東支本線の通過哩數は數十露里に及ぶ。加之この方面は林場専用線が極めて密である。尙この外に本線に至る迄、近きは三—五露里、遠きは十露里の馬車輸送が行はれてゐる。

註 以下擧ぐる所の數字資料は特に附註無き限り滿洲研究會に於て發行せられたるパンフレット、東支鐵道土地課長事務取扱エム・カ・ゴルデエフ氏著「北滿洲の森林と林業」に據れるものである。

滿洲の森林は通常左の四區に分たれる。

- 一、東支東部線
- 二、東支西部線(興安嶺)
- 三、松花江下流域
- 四、吉林省

主なる租借林區及林區面積を掲ぐれば左の如くである。(一九二三年調査)

一 東支東部線

	林區面積 (單位平方露里)	林區總面積に 對する百分比
一、スキデリスキイ	五、三〇〇	二〇・四
二、コワリスキイ	五、四〇〇	二〇・八
三、東支鐵道	八二〇	三・二
四、ビチユゴフ	五〇	〇・二
五、シエフチエンコ	三六〇	一・四
六、スリンキン <small>(一九二二年以降東支鐵道)</small>	一〇〇	〇・四
七、日本公司	四〇〇	一・五
八、海林公司	一〇〇	〇・四
九、磨刀石公司	四五〇	一・七
十、ポポフ <small>(現在ほスキアリ、磨刀石)</small>	二、四〇〇	一・六
同氏及其他林區	六〇〇	二・六
計	一五、九八〇	六二・六

二 東支西部線

三、東支鐵道	七〇〇	二・七
五、札免公司 <small>(シエフチエンコ)</small>	四、〇〇〇	一五・四
一一、コミサレンコ <small>(目下馬忠純將軍)</small>	九〇〇	三・四
一二、メリホフ	二五〇	一・〇
一三、李徳才	三〇〇	一・二
一四、馬忠純	三〇〇	一・二
一五、ウオロンツオフ	二、〇〇〇	七・七
計	八、四五〇	三二・六

三 松花江下流域

三、東支鐵道	三〇〇	一・二
一六、通原公司 <small>(黑龍江省官營)</small>	一、二〇〇	四・六
計	一、五〇〇	五・八
總計	二五、九三〇	一〇〇・〇

第二節 東支鐵道會社の林業

東支鐵道は北滿に於て三租借林區を有し、この三租借林區はその位置により又森林の樹種に於て相異つてゐる。此の三租借林區は既に詳細なる調査が行はれ、各々その經營計畫並に經營設備計畫が立てられてゐる。調査の示す處に據ると、東支鐵道の租借林區の材積は實に莫大なるものであつて、それを主なる品目に分けると大要左の如き數字を成してゐる。

品目及數量 (單位立方サージェン)

東部	西部	松花江下流域	合計
丸	丸	丸	丸
太	太	太	太
枕	枕	枕	枕
木	木	木	木
薪	薪	薪	薪
材	材	材	材
面	面	面	面
積 (デシヤ)	積 (デシヤ)	積 (デシヤ)	積 (デシヤ)
二五九一、〇〇〇	三、二六四、〇〇〇	八三三、〇〇〇	六、六八七、〇〇〇
六、三五〇、〇〇〇	三、六五八、〇〇〇	二、〇七九、〇〇〇	一二、〇六七、〇〇〇
一、五三九、〇〇〇	五〇六、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	二、五四五、〇〇〇
八五、三七〇	七三、三六五	三、一五九、五	一、九〇、一三〇

東部線租借林區、東支鐵道東部線に沿ふ林地の中央に位する本租借林區は上記三租借林區中最大のものであつて、石頭河子とサラヘズイ待避驛の兩側に位してゐる。上記の八五、三七〇デシヤチンの林地は其の位置と森林の性質上三區に分たれる。

第一區 「石頭河子」林區

二九、五八八デシヤチン

第二區 「高嶺子」林區

二二、一一六デシヤチン

第三區 「チグロローワヤ」林區

三四、七二六デシヤチン

石頭河子林區はマイヘ河流域の南部を占め、高嶺子林區はミチアンヘ河及びサンドヴォヂ河の上流と張廣才嶺の南斜面を占め、チグロローワヤ林區はヤプロニヤ驛の南方ホミヘルイ河の流域を占めてゐる。

東部線租借林區の各區の材積及面積は左に示せる如くである。

石頭河子	高嶺子	チグロローワヤ	材積 (單位立方サ)		面積 (單位デシ)		總面積
			有林地	無林地	有林地	無林地	
八〇三、九〇〇	二五、五七九、四四	一、七三三、五〇〇	一、八七八一、二六	三、九四九、三	二九、五二八、六六	二、一六、六五	二、一六、六五
六三六、六〇〇	一八、七八一、二六	一、七三三、五〇〇	三、三九六、〇三	七、六四、四三	三、三九六、〇三	七、六四、四三	三、三九六、〇三

而して上記の材積を品目別に爲すときは左の如くである。

丸太 (本)	枕木 (本)	薪材 (立方サ)	石頭河子	高嶺子	チグロローワヤ
七〇八、〇〇〇	一、六五八、〇〇〇	四三三、九〇〇	六三三、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇
一、六五八、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	四三三、九〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	二、八四七、〇〇〇	二、八四七、〇〇〇
六三三、〇〇〇	一、六五八、〇〇〇	四三三、九〇〇	六三三、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇

東部線租借林區の樹種は頗る豊富である。最も主なるものはテウセンマツであつて、本租借林區面積の三〇パーセ

ントを占めてゐる。これに次ぐものはエゾマツであつて、エゾマツは總林区面積の二五パーセントを成してゐる。残餘の面積中三五パーセントは、アツニ、マンシウトネリコ、モウコナラ、カバ及びクルミの如き硬性樹種並にシナノキ、ヤマナラシ、ハクヤウ、マンシウハンノキ、ヤナギ等の軟性樹種、キハダ、ミヤマカンバ、サハシバ等の珍奇なる有用植物より成り、ナシ、リンゴ、アカシヤ、ムレスズメ等及其他數多を林下植物としてゐる。

本林区は、上記の如く其の樹種が豊富であり殊に鐵道線に接近せるため、東支鐵道にとつては最も價値ある林区であつて、林業經營の主眼を東部線林区に置いてゐるのは無理からぬ所である。

チグロウヤ林区は樹量最も豊富であつて、本林区は一九二六年度には坑木三〇〇車を出し、一九二七年度には薪三〇〇、〇〇〇立方米及枕木其他の少量の伐出を行ふ計畫である。

綽爾租借林区、本租借林区は東支鐵道西部線にあつて、その面積は七三、〇〇〇デシヤチン、その中有林面積は五六、〇〇〇デシヤチンである。その位置は布哈圖驛を距る西南方六五露里の地點であつて、樹質に於て又樹量に於て價値頗る高きものである。森林の過半はカラフトマツ林であつて、多少の樺及びテウセンヤマナラシを之に交へる。

本林区は詳細なる調査の結果として左の如き部分に之を分かつ事が出来る。

(一) 樺、テウセンヤマナラシ、矮小なるカラフトマツ及びモウコナラ等の薪材であつて、その面積は二〇、〇〇〇デシヤチン、材積は二三〇、〇〇〇立方サージエンである。而して其の生長量を四、八〇〇立方サージエンとし、今後八十年間の伐採に堪へる。

(二) 優良なるカラフトマツ林は三六、〇〇〇デシヤチンを占め、これよりして建築用材を得る事が出来る。その

材積は九〇〇、〇〇〇立方サージエンを示し、年々の生長量は約三、〇〇〇、〇〇〇立方呎である。森林の生長の速さと需要の増加より算定するに、これは今後百二十年間の伐採に耐へるものである。森林の基本樹量を減殺する事無くして毎年伐出し得るものは左の如くである。

一、丸	太 (本)	六五、〇〇〇 (一、七五五、〇〇〇立方呎)
二、枕	木 (本)	八五、〇〇〇 (三八二、〇〇〇立方呎)
三、薪	(立方サージエン)	七、〇〇〇 (一、五四〇、〇〇〇立方呎)
計		三、六七七、〇〇〇立方呎

綽爾河は無數の支流に分かれ、並行せる此等支流の谿谷は租借林区の全體を極めて規則正しく分割して伐採を便ならしむるのみならず、綽爾河は租借林区の東邊一帯に沿ふて流れ至便なる運搬水路を形成してゐる。

運輸機關としては上記の水路の外に尙鐵道の支線がある。従つて運搬経路としては二つを擧げる事が出来る。即ち(一)は水路であつて、これは綽爾河を経てホリゴル河を通じて布哈圖驛に出で、(二)は本林区に隣接せる札免公司所有林区の支線であつて、本支線はホルゴ待避驛より分岐してゐる。尙第一は第二よりも輸送區間が長い。

本林区には多數の支那樵夫と馬車夫が使用されてゐるが、此等の中には當地の住民があり亦租借林区へ職を求めて多數去來する者もある。

本林区は東支鐵道の建設當時最も優秀なる林区として租借せるものにして、上記の如く既に詳細に調査済みであるのみならず、井形の通路を作り立木に番號を附し居る程なるも、距離の關係上未だ經營さるゝに至らず、目下支那側

は一九二〇年のカラハンの利権抛棄聲明を楯にとりその回收を企劃しつゝある。

念林河租借林區、本林區は松花江の下流、哈爾濱より二二三露里の地點に於て松花江に入る念林河の上流域に位置し、その面積は三一、五九五デシヤチン、その中森林面積は二〇、〇〇〇デシヤチン餘である。

松花江に臨む念林河埠頭と林區との間には道路が拓かれ、その距離は六五露里である。

樹種の主なるものはテウセンマツであつて、この外エゾマツ、トウシラベ並に多數の硬性樹がある。テウセンマツは極めて太く、往々切口二四ウエルシヨク若しくはその餘のものがあり、高さは四二アルシンに達する。

念林河租借林區の材積は調査の結果左の如くである。

- 一、丸 太(本) 八三一、〇〇〇
- 二、枕 木(本) 二、〇七九、〇〇〇
- 三、薪材(立方サージエン) 四四七、〇〇〇

毎年伐出し得る材積は丸太四〇〇、〇〇〇本、枕木二〇〇、〇〇〇本、薪材二〇、〇〇〇立方サージエン即ち六、〇〇〇、〇〇〇立方呎である。丸太材には針葉樹あり闊葉樹あり頗る優良であつて、枕木は主としてテウセンマツ材である。

地勢は稼行に頗る便である。先にも述べたる如く、本租借林區は念林河に沿ふのであるが、その北境は高い分水嶺に沿ひ、この分水嶺の一支脈は租借林區に入つて林區を殆んど二つの盆地に等分し、林地は概して南方に傾斜してゐる。而して此等盆地の底部には二つの小流があつて、その上流は前の分水嶺に達し、下流は念林河の支流に連つてゐる。

即ちこの水路によつて林材の運搬が行はれるのであつて、本租借林區の伐木に大いに便を與へてゐる。

抑々東支鐵道が林業經營に着手したのは一九一六年であつて、石頭河子附近の東部線租借林區を以つてその嚆矢とする。

林業經營のため東部線租借林區には支線が敷設せられ、支線は林地に鐵道網を作りその延長は五七露里餘に及ぶ。尙従業員、管理機關及び労働者等の用に當つる屋舎、倉庫、鍛冶、加工場及其他あらゆる設備が整つてゐる。尙本林區には廣軌支線以外に移動式輕便鐵道(二・五露里)の設備がある。

伐採年額は東支鐵道の需要と冬期伐採期の天候の如何によつて異り、品目別に於いても亦大いに異なる。チグロワヤ林區に於ては概して毎年四、〇〇〇人の樵夫と二、〇〇〇人の運搬夫を必要とし、豫算は一、五〇〇、〇〇〇留餘乃至二、〇〇〇、〇〇〇留餘である。

石頭河子附近林地に於ける最近七年間の伐採高を示すに左の如くである。

	丸	太(本)	枕	木(本)	薪材(立方サージエン)
一九一六——一七年冬期		六、八〇〇		一九、〇〇〇	三、五〇〇
一九一七——一八年冬期		一四、六〇〇		一九、一〇〇	五、〇〇〇
一九一八——一九年冬期		一四、五〇〇		七六、〇〇〇	一〇、一〇〇
一九一九——二〇年冬期		二四、六〇〇		四九、一五〇	一七、〇〇〇
一九二〇——二一年冬期		四六、〇〇〇		一五〇、〇〇〇	二五、〇〇〇

一九二一—二二年冬期	五四,〇〇〇	七二,〇〇〇	一〇,九〇〇
一九二二—二三年冬期	五〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇

東支鐵道當局は各租借林區に於て伐採せられたる丸太材を製材するために、哈爾濱に在る中央機械工場に附屬して製材機五臺を有する製材所を設備してゐる。その可能挽材額は一日六、〇〇〇立方呎である。尙東部線租借林區には現地の製材所を有しその製材機は一臺である。本製材所は林區に於て直接必要な製材を行ふものであつて、尙小口の註文にも應じてゐる。

最近本租借林區に於ては補助的施設に大いに力を用ひてゐる。即ち左の如くである。

- (一) 一九二二年石頭河子に乾溜工場が設備せられ、その一年の可能産額は左の如くである。
 - イ、上等テレピン油 約 一、八〇〇布度
 - ロ、鍛 接用 樹 脂 約 二、〇〇〇布度
 - ハ、粘着性樹脂(建築材防腐劑) 約 三、〇〇〇布度
 - ニ、木 炭 二〇,〇〇〇(布度餘)

尙支線二十一露里の林中にはレトルト乾溜工場があつて、その消化する原料は年額一五〇立方サージエンである。而してその未精製テレピン油は乾溜工場に廻送せられ、更に精製する事になつてゐる。

(二) 一九二三年には石頭河子にベニヤ板工場が開設された。その年生産力はベニヤ板三、〇〇〇乃至五、〇〇〇平方サージエンであつて、東支鐵道以外一般の註文にも應じてゐる。

(三) 煉瓦工場を設けた。その燃料には自家の木材の廢棄物を用ひ、生産費は頗る安價であつて、而もその生産高は年額二、〇〇〇、〇〇〇枚の成績を示してゐる。

(四) 木炭の製造が行はれ、その年産額は四〇、〇〇〇布度に達する。然し北滿の工業界を賑はす程の大量の生産は不可能であり、僅に南滿洲及び一部支那の中央市場たる上海、北京、天津等の需要に應じてゐるのみである。

第三節 コワリスキイ商會の林業

ウエ・エフ・コワリスキイ氏の經營せる林區は六箇所に散在し、東はヤクニ待避驛より西は穆稜驛に至り、東支鐵道に跨がつてゐる。

林區の面積は左の如くである。

ヤプロニヤ第一及第二林區	二、四三〇平方露里(約 七二五、〇〇〇エーカー)
一 面 坡 林 區	四五〇平方露里(約 一三五、〇〇〇エーカー)
海 林 區	六五〇平方露里(約 一九五、〇〇〇エーカー)
横 道 河 子 林 區	三八〇平方露里(約 一一五、〇〇〇エーカー)
穆 稜 林 區	一、五〇〇平方露里(約 四五〇、〇〇〇エーカー)
合 計	五、四一〇平方露里(約 一、六二〇、〇〇〇エーカー)

各林區はその最寄の驛名を以てその名稱と爲し、哈爾濱より各林區への距離は左の如くである。

ヤブ	ロニヤ	二〇〇露里
一	面坡	一五二露里
海	林	三一三露里
横道	河子	二五五露里
穆	稜	四〇二露里

穆稜林區を除く四林區には廣軌支線が敷設せられ、鐵道又は筏によつて東支鐵道の本線に通じてゐる。支線の延長は九四露里である。加之林區には二〇露里のトロツコがあり、八露里のブルムスベルグ竝に約二五〇露里の土道がある。穆稜には東支本線に至る搬出用としてフォード式トラックとフォデオン式トラクターを使用してゐる。

労働者の數は各林區を通じて二、〇〇〇乃至八、〇〇〇名であつて、その中露人は四〇乃至三〇〇名である。この外建築技師一名、營林専門家四名、法律顧問二名、土木技師一名、技員四名及通譯七名がある。

コワリスキイ商會經營林區の總材積は現に八五〇、〇〇〇、〇〇〇立方呎餘であるが故に、一箇年約三四、〇〇〇、〇〇〇立方呎を搬出しても尙優に二十五箇年間事業を繼續する事が出来る。(註)

本林區の産物は(一)東鐵向薪材及枕木、(二)輸出向テウセンマツ丸太材、挽材、燐寸軸木用テウセンヤマナラシ丸太材、坑木等である。

過去數年間コワリスキイ商會は、哈爾濱(傅家甸を含む)の需要に當つるため一箇年に三〇、〇〇〇立方呎の製材を行ひ、輸出向として七臺の製材機(ヤブロニヤ林區に在り)を以て約三〇、〇〇〇、〇〇〇立方呎を製材して來たが、最近は事業概して不振の状態にある。一九二五年四月哈爾濱に創設せられたるベニヤ板工場も亦然りである。

一九二七年度の伐採計畫は七、〇〇〇乃至八、〇〇〇車である。

註 哈爾濱商品陳列館パンフレット第二九號「哈市に於ける列國の經濟的勢力」併用

第四節 スキデリスキイ商會の林業

露國の烏蘇里地方併合以來父子二代六十餘年に亙つて露支極東の林業界に雄飛したるスキデリスキイ氏の事業は、露國の内亂及赤化の結果、烏蘇里地方に於ける莫大なる財産の喪失して以來、北滿に於ても頓に振はず、一九二四年八月にはルカシエツオ林區を東支鐵道に賣讓せんとしたが、當時東支鐵道幹部の赤白交迭により不成功に終つた。

同氏の經營せる林區は東支鐵道東部線の

イ、帽兒山一面坡間鐵道の南北

ロ、細鱗河驛の北方

ハ、磨刀石驛の南北

にあつて、總面積五、三〇〇平方露里である。

スキデリスキイ商會はボポフ商會の失脚後その所有林區を買收した。

ボポフ兄弟商會は一八九六年の創設で馬橋河に優秀なる林區及製材工場を有し、一時は北滿に於ける製材界の霸權

を握つたものであるが、往年來の不景氣により破産し、その經營にかゝる林區はスキデリスキイ商會に委譲するの已むなきに至つた。

前ボボフ商會所有の林區は東支鐵道の馬橋河、磨刀石及び愛河の各驛の附近に在り、その最大林區は磨刀石林區である。

各林區を通じての總面積は三、〇〇〇平方露里であつて、その中磨刀石の林區の占むる面積は約二、四〇〇平方露里である。

馬橋河林區には延長四二露里の引込線があるが、これの敷設費は五十萬金留餘であつた。又同林區には製材機四臺を備ふる製材所があり、その挽材能力は一、〇〇〇、〇〇〇立方呎とされてゐる。

東支鐵道に對する關係の密接なる點に於て北滿の露西亞系巨商中スキデリスキイ商會の右に出づるものなく、同商會は從來屢々東支鐵道より資金の融通を受け、加之同商會の關係せる稜炭坑も近來順調なる成績を擧げつゝあるが故に、世上北滿林業界の不況が傳へられてゐるが、差當り同商會の生命は安全であると考へられる。

第五節 ヴオロンツォフ商會林區

ヴオロンツォフ商會林區は一九一四年八月六日ヴオロンツォフ商會が呼倫貝爾政廳より山林の租借及伐採權を得たものである。

興安嶺の西方、東支線の左右に亘つて三個の林區がある。即ち伊列克得驛を中心とする興安嶺の西斜面にあるのが

札免公司のコンセツション、次に綽爾河畔一帯にあるのは東鐵經營の林區であつて、ヴオロンツォフ林區は、最も西方に當り、牙克石驛の北方を流るゝハイラル河の上流々域にある(註)。該林區は極めて廣大であつて二、〇〇〇平方露里に及び、大部分雜木無き落葉松の大森林である。最近の調査によれば、千七百萬本の枕木と九百萬本の電柱及び六百萬立方サージエンの薪を供給し得るといふ。

註 興安嶺の各林區の一般圖は東支鐵道經濟局發行「東省雜誌」二九二六年第七號八三頁に掲載せられてゐる。

一九二四年ヴオロンツォフ商會はイシマールコフ林區を買収した。イシマールコフ林區は東支鐵道西部線海拉爾驛の南方約一二〇露里(約三〇邦里)の地點にあり、伊敏河上流一帯を包括せるものであつて、約四九六、四〇六町步(三一九平方里)に相當し、關東州の一倍半に相當する。

本林區は一九一四年十二月二十八日イシマールコフ(舊ラプンスキイ)が呼倫貝爾政廳より山林の租借並に伐採權を得たるものであつて、其の後一九二四年イシマールコフの死後ヴオロンツォフ商會の手に渡つたものである。

本林區の總材積は六二、五〇三、八四〇石、森林面積九五、七七一町步であつて、一町步當平均材積は六五一石、林區全面積に對し一二六石に當る。

一九二五年五月二日ヴオロンツォフ商會と東支鐵道會社との間に合辦契約成り、兩者提携して伐木に従事したのであるが、翌一九二六年に至り、黑龍江省官憲は同林區の利權がヴオロンツォフ商會の單獨經營の條件の下に下付せられたるものと爲し、契約違反の廉に依り作業の停止を命じた。爾來東支鐵道並にヴオロンツォフ商會は伐木解禁に就き百方畫策する所があつたが、遂に黑龍江省當局を加へて三者合辦經營と爲すの成案を得、問題解決の曙光を

見出した。然るに従來出資關係にてヴォロンツォフ商會と東支鐵道との間に意見の疎隔があり又その間に立つて始終幹旋り勞を執つてゐた前海拉爾副領事ウサートイ氏が一九二七年八月六日頓死せるため調印が延引し、最近に至り漸やく契約が成立した模様である。尙三者合辦の結果、従來の名稱をハイミン林業公司と改めたとの事である。上記の事情により本林區は未だ休業中である。

第六節 極東建築會社林區

極東建築會社(ダリネヴオストチノエ・ストロイテリノエ・トワリシチエストヴォ)は一九二六年興安嶺東部斜面にあつて札免公司林區と背中合せの任徳名所有林區を買収し直に伐採に着手し着々として事業を進め、約二、〇〇〇車を準備した。而して之を發送するため札免公司林區の引込線の終點まで運搬し來たつたが、公司との輸送協定不調のため今尙該引込線の終點に其の儘放置されてゐる。

東支鐵道は本線の一驛よりトワリシチエストヴォ林區に引込線を敷設し、更に之れを延長して綽爾林區に達せしむる計畫を立てゝゐる。

トワリシチエストヴォ林區は一九二七—一九二八年の冬期に於て枕木二十萬本及び丸太十萬本を伐採する計畫にして、資金は東支鐵道が支出するらしい。

第七節 札免採木公司林區

札免公司林區は、東は大興安嶺山脈分水嶺線を境とし、西は免渡河驛附近を境とし、海拉爾河の支流免渡河の上流各支流流域の一帶を占め、北はヴォロンツォフ林區と境し、南は前イシマーコフ林區及東支綽爾林區に接する。總面積六一二、九九四・五町歩(三九四・一五方里)を算し、關東州本土の面積の約二倍に當る。

森林面積は二一六、〇〇〇餘町歩、材積は九、七二二萬餘石、その中落葉松は六、三三三萬餘石、白樺は三、三五〇萬餘石、一町歩平均一五八・六石である。年代採量は約七十萬石、出材量は約三十五萬石であつて、材種は薪、枕木、電柱、丸太及坑木である。

本林區は一九一四年一月十三日露人シエフチエンコが呼倫貝爾政廳から山林の租借及伐採權を取得せるものであつて、その後一九二二年四月四日成立せる黑龍江省、滿鐵、シエフチエンコの三者合辦札免採木公司がその經營に當つてゐる。

然るに一九二五年札免公司是洮昂線敷設用枕木の註文を受けたため之れを準備し、林區内鐵道に依り東支線ホルゴ驛を經由して發送しつゝあつたが、端なくもこれが東支鐵道當局の忌諱に觸れ、イワノフ管理局長は昂々溪に於て洮昂線敷設情況視察の上自からホルゴ驛に到り、本林區鐵道と東支線とを連結するポイントを直時撤去せしめ、鐵道の連絡を絶つて本林區の木材發送を不可能ならしめた。本林區には未だに東支鐵道の貨車十七臺が木材を満載せるまゝ立往生し、東支鐵道に於ても該貨車の監視に折々従業員を派遣してゐる。

札免採木公司林區は如上の如き事情にあるも今尙小規模乍ら伐採を繼續してゐる。

第七章 鑛業に於ける勢力

第一節 總 說

鑛業と稱するも目下北滿に於ける鑛業は専ら炭坑業のみなるが故に、鑛業に於ける露國の勢力は實は炭坑業に於ける勢力の謂ひに外ならない。

東支鐵道會社は左の三條約に基き吉黑兩省に於て採炭利權を有してゐる。

- 一、一九〇二年一月十四日成立東支鐵道會社黑龍江省内採炭契約
- 二、一九〇七年八月三十日成立東支鐵道會社吉林省內採炭契約
- 三、一九〇七年八月三十日成立東支鐵道會社黑龍江省内採炭契約

右の三條約に依つて東支鐵道は吉黑兩省に於て鐵道を距る兩側三十支里以内に於ける隨所の採炭權を有する。

露國は東支鐵道の採炭利權以外に尙吉林省に於ける金銀及其他鑛物の採掘に關する條約上の權利を有してゐる。

東支鐵道會社が目下單獨經營若しくは合辦經營を以て採炭しつゝあるものは札賚諾爾炭坑及び穆稜炭坑である。此等炭坑に就き左に説明を加へる。

第二節 札賚諾爾炭坑

札賚諾爾炭坑は東支鐵道に屬し、その開坑は一九〇二年、一九〇七年創業二十五周年を記念し、北滿の炭坑の最古である。

本炭坑は東支西部線札賚諾爾驛附近、滿洲里より二十七露里の地點にあり、一九〇一年ブロンニコヴォ技師の踏査に依つて札賚諾爾驛の西方四露里の地點に深さ平均三サーシエンの地下に褐炭層が発見せられ、此の調査を基礎として一九〇二年九月第一坑一名ブロンニコヴォ坑が採掘せられたるに始まつた。本炭坑はブロンニコヴォ坑（一九〇二年開坑）、第二坑（日戰爭當時開坑操業二年にして停止）及びナホトカ坑（一九〇八年開坑）より成り、目下は地下作業のみ行はれ運輸機關として五哩の専用鐵道を有してゐる。經營方法としては、一九一〇年以前は鐵道の直營であつたが、同年より一九二四年に至る期間には請負制度を採り、一九二四年以後は再び鐵道の直營となり今に至つてゐる。

一九〇四年乃至一九二三年の期間に於て本炭坑に投ぜられたる設備及經營費は一千二百萬留である。^(ヴェストニクイ一九二六年第七號「札賚諾爾炭坑の經濟的意義」二二頁引用)

本炭坑に於ける一九二七年一月一日現在の勞働者及び職員人員は一、一九〇名であつて、その中支那人は八三八名、露人は三五二名である。勞働者の中五〇二名は地下採掘作業に従事してゐる。勞働者及職員用として本炭坑には左の如き設備がある。(イ)病院、(ロ)第一級及び第二級學校、(ハ)消費組合(傳票及び現金賣)、(ニ)鐵道俱樂部、圖書部(閱覽室)等である。

調査は鐵道線の北方一一基米、南方一五基米に亘つて行はれた。この調査に依つて本炭田には三箇の層のある事が判明した。即ち(イ)上層(第一層)厚度二二米、(ロ)中層(第二層)採掘中、厚度八米、(ハ)下層(第三層)厚度二・五米

以内である。

本炭田の埋藏量は莫大であつて、本炭坑測量部の資料に據れば、深度一〇〇米以内(調査済)に於て約九千五百萬噸二〇〇米以内に於て(想定)二億二千萬噸である。滿鐵地質調査所の推定に據れば三億噸であつて(叢書「滿蒙及北支那の炭田」引用)、有名なる地質學者エ・エ・アネルト氏はナホトカ、ブロンニコヴォオ及第二の各坑を通じて十四億四千萬布度と稱してゐる。此の十四億四千萬布度からは既に採掘されたる額を差引かねばならぬ。

札賚諾爾炭層は侏羅紀の成生に係り、不粘結性の褐炭であつて、その出炭の分析の結果は大體左の如くである。

在莫斯科アリネグエツ及び
ルシヤ兩博士試験所分析

東支鐵道分析

水	分 (W)	三七・二一	三八・一〇
灰	分 (A)	三・六〇	五・八二
硫	黄 (S)	〇・一七	〇・三六
炭	素 (C)	四二・六四	三〇・三〇
水	素 (H)	二・九五	揮發分二五・四二
窒	酸素 (O)	一三・四〇	
	素 (N)	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

本炭の熱量は、前記グリネグエツ及キルシヤ兩博士試験所の分析に據れば、三、九六八カロリー、東支鐵道の分析

に據れば三、八八〇カロリーである。

本炭坑の開坑後二十五年の採掘量を示して其の東支鐵道及び一般市場に於ける地位を研究した。

札賚諾爾炭坑の開坑以來一九二七年一月一日迄の出炭總量は四百八十萬噸(二億九千四百九十萬布度)である。

これを年別にすると左の如くである。(單位噸)

年 別	採 掘 量	年 別	採 掘 量
一九〇三年	一六、四五七	一九〇四年	一五八、七六〇
一九〇五年	四六八、七三四	一九〇六年	四四七、一八三
一九〇七年	一八〇、七四九	一九〇八年	一一七、九三九
一九〇九年	一三六、四九〇	一九一〇年	八六、五七七
一九一一年	九九、八四八	一九一二年	一一四、四二一
一九一三年	一六八、七七六	一九一四年	一七二、一五七
一九一五年	二一三、八四三	一九一六年	二三九、五三八
一九一七年	二四七、六四三	一九一八年	一八七、七三九
一九一九年	二六五、四五〇	一九二〇年	三六六、〇三〇
一九二一年	二七〇、八五〇	一九二二年	一九六、二〇八
一九二三年	一九九、六三一	一九二四年	二〇〇、五三九

一九二五年

一一三、五二二

一九二六年

一五二、〇九九

採掘量の増減は東支鐵道の需要如何に懸る。一九二三年度に鐵道の使用せる石炭量に於て本炭坑の出炭は九八%を占め、その後他の炭坑の出炭の併用せらるるに及んで本炭坑の出炭は多少の打撃を蒙つたが、兎に角今日に於ても本炭は鐵道の石炭使用量の過半を占めてゐる。

前にも陳べたる如く、本炭坑の採掘量は鐵道側の需要額に左右されるのであるが、然し一般市場に於ても年々二百万乃至三百萬布度が消費せられ、西部線の無林地帯の市場に於て堅實なる販路を占めてゐる。尙少量ではあるが、布哈圖、富拉爾基、昂々溪、安達、滿溝及其他へも移出されてゐる。

哈爾濱へ本炭が全く移出されないのは距離の遠方なる關係上運賃が高價なるためであつて、運賃の高價は本炭の過度の水分に依る所が多い。

最近二年間に於ける採掘實費は一布度當七哥を多少超える程度である（一九二五年一七・七哥、一九二六年一七・九哥）。この額は純然たる採掘費の外に修繕費、消防費等を含むのであつて、之は一九二六年には一布度に付き約一・七哥を示した。

本炭の價額は、今後第一層（上層）の露天掘案が實施せらるゝならば、出炭の増加及び一般市場への販路の擴張等に依り、炭坑渡一布度三―四哥に引下げ得るであらう。

第三節 穆稜炭坑

從來北滿に於て東支鐵道が經營してゐた炭坑は札賚諾爾炭坑のみであつて、その出炭量に於て將又その炭質に於て到底満足すべきものではなかつた。同炭の九〇パーセントは東支鐵道に用ひられてはゐるが、必ずしも有利なる燃料と云ふを得ず、東鐵が從來撫順炭坑より供給を仰いでゐた用量は頗る巨額であつた。従つて東支鐵道は自家及其他滿洲の諸企業及び一般用として良質の廉價なる燃料を供給し得べき炭田を得るの必要を認め、種々劃策するところがあつたが、茲に一九二四年一月二日スキデリスキイ商會をして吉林省廳との間に穆稜炭坑採掘契約を結ばしめ、現濱江道尹蔡運升を督辦としスキデリスキイを會辦とする穆稜煤礦公司なる一露支合辦會社を創設した。

右契約の概要を示せば左の如くである。

- 一、炭坑位置は穆稜郡小城場溝及梨樹溝であつて、炭坑地積は二十八方支里四百五十五畝三十一方丈とする。
- 二、共同經營期限は本契約調印の日より三十箇年とし、期限滿了後は當事者の同意により契約を更新する事を得。
- 三、會社資本金は六百萬元とし、双方各々三百萬元宛出資す。省廳の出資すべき三百萬元には炭坑を當つる事とし露國側は本契約調印と同時に百萬元を吉林國立銀行に拂込み、殘額二百萬元は之を會社業務の必要に應じ數回に分ち拂込む事。

四、純益金は兩當事者に於て平等に分配し、缺損の場合には露國側の責任として五年間に消却する事。

五、炭坑勞働者は全部支那人とする事。

目下穆稜炭坑は東支鐵道東部線馬橋河驛の北方百二十支里（六十露里）の地點穆稜河の右岸城場溝附近にある。

同炭坑は運炭のため東支鐵道の援助に依つて馬橋河驛の西北十八支里の地點（馬橋河驛と穆稜驛との中間）の小城子

に停車場を新設し、此驛を起點として穆稜河に沿ふて炭坑に至る五七露里の引込線を敷設した。即ち一九二四年の結氷前に基礎工事を卒へ、翌一九二五年三月三日盛大なる開通式を舉行した。東支鐵道は運炭のために多大の便宜を圖り、機關車三臺を貸與し、千布度(十六噸半)積有蓋貨車を廻入してゐる。引込線は名義上は会社が自己の資本を以て敷設した事となつてゐるが、實際は材料工事に至る迄悉く東支鐵道會社が負擔したのであるといふ。

東支鐵道の本炭坑に對する援助は管に上記支線の敷設に止まらない。炭坑當時者はスキデリスキイが自己の負擔出資額大洋三百萬元の内既に二百八十萬元を出資したといふが果して事實であるや疑はしい。然し東支鐵道が炭代として前拂金五十萬元を同人のために出資した事は事實らしい。東支鐵道の本炭坑の運炭に對し特定運賃を定めてゐる事は最も注目し得る。

穆稜炭層は札賚諾爾炭層と等しく侏羅紀の成生に係り、瀝青炭層に屬する。本炭の燃焼は撫順炭に比して緩慢であるが、火持ちの長い點がその長所である。一九二三年露人技師ガリ氏の分析せるところに依れば、本炭の成分は左の如くである。(哈調時報特3種穆稜炭坑參照)

水分	揮發分	固定炭素	灰分	硫黄	該炭性状
四・〇〇	二六・五〇	五九・五〇	一〇・〇〇	微量	粘結性

又一九二六年滿鐵中央試驗所の分析せるところに依れば左の如くである。

水分	揮發分	固定炭素	灰分	硫黄	該炭性状	熱量(カロリー)
二・四〇	三三・〇二	五五・九八	九・六〇	〇・五五	粘結性	六七・五八

穆稜炭田の埋藏量に關しては種々の説があるが、本炭坑の顧問にして本炭坑開設以前より多年地質學的に研究せる

エ・エ・アネット博士の説明は傾聽するに値すると思ふ。即ち左の如くである。(哈調時報特3種穆稜炭坑參照)

Ps = Possible reserve (可能埋藏量)

Pb = Probable reserve (稍確實性ある埋藏量)

A = actual reserve (確實なる埋藏量)

Ps+Pb+A = 21,000,000 ton

Ps = 10,000,000 ton

Pb = 8,000,000 ton

A = 3,000,000 ton

尙滿鐵地質調査所出版叢書「滿蒙及北支那の炭田」は本炭坑の埋藏量を五、〇〇〇、〇〇〇噸としてゐる。以つて參考とするに値すると思ふ。

一九二七年十月哈爾濱帝國總領事館員の調査に依れば、本炭坑の従業員は職員四〇〇名、坑夫二、三〇〇名、合計二、七〇〇名にして、職員及炭坑夫の宿舍も新築せられ、同年八月には發電所も完成し、僻陬の地に宛然不夜城を現

出してゐる。

東支鐵道管理局の調査に依れば開坑以來の採掘量は左の如くである。(數量單位噸)

	一九二五年	一九二六年
東 鐵 へ	八、〇〇〇	六九、〇〇〇
市 場 へ	二、〇〇〇	一四、〇〇〇
計	一〇、〇〇〇	八三、〇〇〇

尙一九二七年十月哈爾濱帝國總領事館員の實地調査せる所に依れば、現在一日の出炭量は一、〇〇〇噸とあるが、多少誇大されてゐないかと思はれる。

現在哈爾濱に於ける同炭の小賣値は貯炭場渡一布度金三十二錢、持込は金三十四錢であつて、撫順炭が貯炭場渡一布度金三十六錢、持込が金三十七錢五厘なるに比べて四錢方安價である。

穆稜炭の顧客は勿論東支鐵道を第一とし(東鐵への賣値は祕密にされてゐるが、察するに一號炭一布度に付き大洋十三、四錢見當であらう)、油房、製粉工場、東北聯合航務局等之れに次ぐ。而してその餘力は哈爾濱を中心として、西部は安達、齊々哈爾、富拉爾基に及び、南部は雙城堡、東部は馬橋河迄分布してゐる。(哈調時報特穆稜炭坑參照)

ボグラニーチナヤ附近に於ては從來蘇城炭のみを使用してゐたが、一九二六年頃から穆稜炭が少しづつ入り、一九二七年に入り激増した。當地方には撫順炭の勢力は全く無い。

近來北滿に於ける撫順炭對穆稜炭の競争は目ざましきものがある。最近穆稜炭は東支側の猛運動によつて可なり健

全なる進展を遂げ、今後の活躍が期待されてゐる。歴史を有する撫順炭の地盤が穆稜炭の力で一朝に搖ぎさうもないが、然し穆稜炭の活躍に依り、それだけ撫順炭の地盤が蠶食されて往く事は否まれなう。

一九二六年度に於ける哈爾濱及東支沿線各地の撫順炭以外の石炭消費高は大約左の如くである。(昭和二年四月七日哈

爾濱日日新聞參照)

蘇 城 炭	六〇〇、〇〇〇布度
穆 稜 炭	四、七〇〇、〇〇〇布度
札 賚 諾 爾 炭	二、〇〇〇、〇〇〇布度
ウ ゴ リ ナ ヤ 炭	八〇〇、〇〇〇布度
チ エ ル ノ フ ス キ イ 炭	二五〇、〇〇〇布度
チ エ レ ン ホ フ ス キ イ 炭	一五〇、〇〇〇布度

即ち約八百五十萬布度であつて、同期間の撫順炭消費高は九百萬布度を示し、その消費高は露西亞よりの輸入炭、札賚諾爾炭及穆稜炭を合したる數重よりも高位に置かれてゐる。この情勢が今後此の儘持續されるや否やは偏へに各當事者の對策如何に懸る。

第八章 金融界に於ける勢力

第一節 總 說

露國が北滿の金融界に覇を唱へたのは一九一六、七年迄である。即ち一九一七年に日本人が漸次擡頭し初め、翌一九一八年日本軍の出兵に依り日本軍票が流入し、日本人の勢力の増大すると共に、舊露國系銀行の衰頹を來たし、爾來北滿の金融界は日支英米の活躍の舞臺となり、露亞銀行の佛國籍移轉に依り露國系銀行は其の主力を失ひ、一九二二年極東共和國銀行支店の哈爾濱に設立せらるゝ迄は金融界に於ける露國の勢力は殆ど皆無に近く、極東借款銀行を除きては小金融組合と質店あるのみであつた。

然るに一九二三年極東共和國銀行支店に代り極東銀行が哈爾濱に設立せらるゝに及んで、露國系金融機關は大いにその面目を改め、舊露國帝政時代の隆盛には及ばないが、極東銀行が其の開設後日尙淺きに拘らず、日本系、支那系、英國系及米國系諸銀行に伍して新參としては相當良好なる成績を挙げつゝあるのみならず、異數の發展を遂げつつある事は刮目に値する。

次に露亞銀行は從來東支鐵道との特殊關係に依り哈爾濱を中心として北滿に於て相當活躍せる一流銀行であつたが、露國革命以來籍を佛國に移し、一九二四年極東銀行が東支鐵道の機關銀行となるに及び業態頓に振はず、一九二六年に至り遂に閉鎖し、支那政府は整理委員を任命して之が整理に當らしめてゐるが、その結果に關しては未だ發表

無きため全然不明である。

舊露國帝政時代に於て既に然りであるが、滿洲に於ける露國系金融機關の勢力は地理的及政治的關係並に投資上の條件に依り概して北滿に限られ、南滿に於ては其の勢力殆ど無く、寧ろ極東銀行の如きは外蒙貿易に關聯して呼倫貝爾から外蒙方面に勢力を張り庫倫に支店を有してゐる。

第二節 極東銀行(ダリバンク)

一九二二年哈爾濱に設けられたる極東共和國銀行支店が一九二三年六月に廢止せられ、それと同時に新に支那共和國商法に準據し合法的にして營業上獨立せる金融機關として現在の極東銀行が設立せられた。

本店所在地は哈爾濱埠頭區キタイスカヤ街一八四番地にして、支配人はア・ヴェ・ボリスキン氏である。

本行の發起人たる株主はソウエート國立銀行の外、ヤ・エル・カバルキン、イ・ハ・ソースキン、イ・ヤ・ロパト及び技師ベ・ペ・クリイニン(故人)の諸氏であるが、銀行設立の合法化に功ありし此等株主(發起人)は事實上株金の拂込を爲さずして各持株の交付を受け(クリイニン氏のみは株の交付を受くる代りに負債償却のため發行せる手形の割引を受く)、株金の殆ど全部はソウエート聯邦の國庫より支出せるものである。

本行は一般銀行業務を營み、特別の小口預金係を設けてゐるが、主として北滿輸出貿易に資金を融通し、ソウエート國籍露人に特に特典を附與し、多數の商人を支持し、之が便宜を圖つてゐる。

極東銀行は其の開設當初に於て既に滿洲を中心として各地に其の事業を擴張するの計畫を有し、一九二四年六月七

日には滿洲里に於て又同年十一月二十日には海拉爾に於て夫々同地の相互金融組合を買収して支店を設けたる外、一九二三年には上海に、一九二四年には天津、北京竝に張家口に支店を開設した。

本行は哈爾濱及地方の商工業に對してのみならず、極東借款銀行、極東猶太商業銀行、猶太庶民銀行等に對しても亦資金の融通を爲し居れるが、一九二六年九月露亞銀行閉鎖に伴ひし恐慌に際しては右三銀行を救済し其の現状維持に貢獻する處があつた。

以下掲ぐる所の極東銀行に關する統計資料は東支鐵道發行「東省雜誌」一九二七年第五號所載「一九二三—二六年に於ける在哈極東銀行の業績」を抄譯せるものである。

バランスの移動と取引高 バランスの移動と銀行の取引に關する計數は同行の事業の駁々たる發達を物語つてゐる。

ダリバンク開設の當年は僅に六箇月間營業せるのみであつて、その業務は主として機關の整頓と將來の事業に對する準備に費されたが故に、以下掲ぐる所の數字は一九二三年を除き一九二四年を以て營業第一年とせるものである。

一九二四年一月一日現在	二、五〇三、〇〇〇	一九二四年に對する百分比	一〇〇
一九二五年一月一日現在	九、五五〇、〇〇〇		三八一
一九二六年一月一日現在	三五、五六六、〇〇〇		一、四二一

一九二七年一月一日現在

三九、一九五、〇〇〇

一、五六五

右の表に於て見る如く同行のバランスは三年間に實に十五倍に達してゐる。而して茲に見逃すべからざるは一九二六年のバランスが前二年に對して著しく隔絶せる事であるが、これは圓の相場の変動に依るものであつて、實際に於ける差は此れよりも少い。

この相場關係がダリバンクの圓建のバランスに如何に影響して居るかは次の事情によつても窺はれるのである。即ち一九二七年一月一日現在のバランスを一九二六年一月一日の相場によつて計算し直せば三九、二〇〇、〇〇〇圓でなく四五、七〇〇、〇〇〇圓となり、その間の増加率は一〇パーセントでなく二九・三パーセントとなるのである。

以上の事情は別としても、兎に角二つのバランスを單に對照するのみで銀行業務の發展情況を正確に知る事は不可能である。正確なるバランスを取るがためには、二個の或る一定の期日を基準とせず、最も確定的にして標準的な平均高を示すを以つて宜しとする。即ちダリバンクの年別月平均バランスは左の如くである。(單位圓)

一九二四年	五、三七二、〇〇〇	一九二四年に對する増加の百分比	一〇〇
一九二五年	一九、九八五、〇〇〇		三〇〇
一九二六年	四〇、八八二、〇〇〇		七六一

即ち月平均バランスは、一九二四年に對し一九二五年に於て三倍し、一九二六年には七・六倍した譯である。ダリバンクの總取引高は左の如くである。(單位圓)

一九二四年に對する増加の百分比

一九二四年	四八二、四〇〇、〇〇〇	一〇〇
一九二五年	一、六九一、三〇〇、〇〇〇	三五〇
一九二六年	一、九五三、〇〇〇、〇〇〇	四〇五

一九二六年度に於けるバランスと取引高の増加の緩慢なるは、同行が前三年に於て其の事業の擴張に大いに積極政策を用ひ、一九二六年に入つて既に一定の事業の規模に到達したものと見るべきである。

運轉資金

ダリバンクの運轉資金は一九二六年度に於て平均二五、六〇〇、〇〇〇圓(他店勘定を除く)、その中銀行所有資本(資本金及び其の運轉による収入)は四、六〇〇、〇〇〇圓即ち運轉資金總額の二八パーセントであつて、他より吸収したるものは二一、〇〇〇、〇〇〇圓即ち運轉資金總額の八二パーセントである。

資本金及積立金

一九二三年ダリバンクは大洋五〇〇、〇〇〇圓の株式資本を以て業務を開始し、一九二七年に於ける同行の株式資本は大洋五、〇〇〇、〇〇〇圓若しくは三、九五〇、〇〇〇圓を成してゐる。

法定積立金並に別途積立金(資産の償却並に疑はしき債務に對する保障)は一九二七年一月一日現在にて三四三、一九三圓である。

従つて同行所有の資本金及び積立金は現在總計四、二九三、一九三圓(大洋五、四三五、一八二元)を成してゐる。

當座勘定及預金

當座勘定と預金とはダリバンクの運轉資金の主なるものであつて、これは一九二六年に於て運轉資金總額の平均七〇パーセントを成してゐる。

當座勘定及び預金の残高は左の如く増加を示してゐる。(單位圓)

年	當一月一日現在 座勘定残高	對一九二四年に 對する百分比	月當座平均 預金残高の	對一九二四年に 對する百分比
一九二四年	八五三、〇〇〇	一〇〇	二、〇〇四、〇〇〇	一〇〇
一九二五年	二、八三九、〇〇〇	三三三	七、七九四、〇〇〇	三八九
一九二六年	一、五六五、〇〇〇	一、三五六	一八、〇二四、〇〇〇	八九九
一九二七年	二、三〇二、八〇〇	二、六九八	—	—

ダリバンクは細民の貯金の便を慮り、一九二五年の秋より貯金部を設け、これに多少高率の利子を附してゐる。一九二六年には貯金口数は二倍半に増加した。

尙現在の當座預金口数は本店及支店を合して一、五〇〇口を算してゐる。

運轉資金の投下

一九二六年度の月平均バランスに據るに、同行の運轉資金の大部分は銀行の収入の源である所謂穀物擔保の貸付(割引貸付業務、他店勘定及其他)に投ぜられ、その中最も主なるものは割引貸付業務であつて(一六、七〇〇、〇〇〇圓)、現金有高並に他店勘定は約三、五〇〇、〇〇〇圓である。

割引貸付業務

割引貸付業務はダリバンクの業務の主なるものであつて、それに関する數字は左の如くである。(單位圓)

年	一月一日現在貸出高	對一九二四年に する百分比	月平均貸出高	對一九二四年に する百分比
一九二四年	1,601,000	100	2,577,000	100
一九二五年	2,698,000	168	6,535,000	254
一九二六年	2,081,000	75	1,670,300	64
一九二七年	1,827,000	115		

貸出高は一九二四年一月一日乃至一九二七年一月一日に殆ど十二倍に増加し、月平均貸出高は三ヶ年に六倍半の増加を示してゐる。

割引貸付総額は、一九二四年には二七、〇〇〇、〇〇〇圓、一九二五年には九二、四〇〇、〇〇〇圓、一九二六年には一六四、五〇〇、〇〇〇圓である。

貸出金の借用期間は大きい興味がある。即ち一九二四年には六十七日、一九二五年には四十七日、一九二六年には七十一日である。従つて貸付業務に使用せられたる資本の運轉回数は一九二四年には五・四回、一九二五年には七・九回、一九二六年には五・一回となる。

貸出金の借用期間が延長し、運轉回数の減少してゐるのは、一面に於て生産企業に對する貸付を擴張した結果であると共に、他面貿易商及其他の顧客の借用期間が延長した結果である。

哈爾濱本店の貸付業務に於ける最も主なるものは滿洲特産物輸出に關聯せる貸付であつて、これが旺となつたのは

一九二五年である。該貸付高は年別して左の如くである。

- 一九二五年 度 約二〇、〇〇〇、〇〇〇圓
- 一九二六年 度 約二五、〇〇〇、〇〇〇圓
- 一九二七年 度(前四ヶ月) 約一八、〇〇〇、〇〇〇圓

ダリバンクの融資によつて滿洲より輸出されたる特産物の數量は一九二五年一月一日より同年五月一日迄に於て二五、〇〇〇、〇〇〇布度であつて、これはエゲルシエリド行特産物輸出貨物總量の二〇—二五パーセントを占めてゐる。

他店勘定及爲替業務

現今世の多少有力なる銀行特に外國貿易に關係ある銀行は何れも手廣き他店勘定を其の主なる營業科目としてゐる。この點に於けるダリバンクの最近の業績は大いに刮目すべきものがある。

ダリバンクは西歐、亞米利加並に極東の主なる金融市場の大銀行と契約を結んでゐるが、これによつてダリバンクが北滿、蒙古及一部支那中部の輸出入貿易に貢獻してゐる所は少くない。

ダリバンクの他店取引は、一九二五年には一六〇、六〇〇、〇〇〇圓であつて、一九二六年には三〇一、〇〇〇、〇〇〇圓に増加した。

一九二四年後のダリバンクは其の業務を貸付に集中した觀があるが、然し支那及滿洲の對内外取引並に輸出入貿易に貢獻せる爲替業務も亦其の主なる業務たるを失はない。一九二四年—一九二六年に於ける爲替業務は左の表に於て之を親ふ事が出来る。

年次	他店及行内宛爲替		爲替受入		合計	一九二四年に對する百分比
	組數	金額	組數	金額		
一九二四年	一六〇九三	一〇、〇八二	四、七七八	五、九六七	一六、〇四九	一〇〇
一九二五年	三一、三五六	三七、二七九	一五、三三八	三三、三二一	六九、五九〇	四三四
一九二六年	三一、九五四	四一、六二七	二四、四五六	三八、四二四	八〇、〇七一	四九九

斯くの如く爲替業務は三年間に五倍してゐる。

極東銀行は東支鐵道會社と密接なる關係を有し、その預金の大部分が東支鐵道の預金であつて、その預金により同行が澁滞たる活躍を續け來たつた事は周知の事實であるが、一九二七年八月十日東支鐵道の収益金露支折半保管問題が解決せられ、極東銀行の在來の東鐵預金は、第一回交渉により前年度純益金千六百萬元を拂出し、第二回交渉により同年九月十日迄に千五百萬元を拂出し、尙今後の収益金も露支間に折半保管することとなつた。これは露支間の協定上已むを得ざる成行であるが、然し極東銀行は信用上多少の打撃無きを得ない。即ち一般の預金者は、前記の如き多額の預金拂出を行つたがため、同行が破産せぬまでも同行に對し或る程度の危険を感じ、それがために預金を引出したものは多くはなかつたが、然し一時大半は預金を見合せ、ために同行は従前に比し多少業務閑散となるに至つた。

第三節 極東猶太商業銀行

所在地	哈爾濱中國大街
設立	一九二二年一月十日
資本金	四十萬圓
積立金	一二三、九七九圓
決算期	十二月
配當	六分
評議員會長	アーロン・カガン
專務取締役	イサーク・ソスキン
取締役	サピロ
大株主	ソスキン、スキデリスキイ、カガン
取引先	朝鮮銀行、極東銀行
信用普通	
支拂並	
銀行業界に於ける地位	三流

本行は哈爾濱銀行の設立に刺戟せられ、猶太人が中以下の小金融機關として設立せるものである。創業當初は業態良好であつたが、餘りに巨額の資金をスキデリスキイ商會に融通したる上、同商會よりの回收抄々しからず且つ猶太商

人一般の業態不良となり貸金の回収容易ならず、相當困難なる立場に陥り、昨今は露亞銀行の閉鎖の餘波を受け更に窮乏を告ぐるに至つた。然るに一九二七年春來スキデリスカイ商會と極東銀行との提携成りたる結果、本行も極東銀行の援助を受くる事となり、漸次整理回収の實を擧げ、昨今にては多少の餘力を有するに至つたものゝ如くである。

第四節 極東借款銀行

本店所在地	哈爾濱馬街
出張所	新市街新買賣街
設立	一九一〇年五月
取引開始	一九一一年六月
保證資金	一、三三二、四一六圓
拂込	一一五、八〇〇圓
積立	一〇七、五〇〇圓
目的	一般銀行業
決算期	十二月
配當	十割
頭取	ユ・エリヤソン

取 締 役 デルシテイン
 大株式出資金 ミチコフ、ハインドロフ、グリーングウド、ラビレンチエフ、ワシリエフ、ボンダレフ
 取引銀行 朝鮮銀行、極東銀行
 信用 厚
 銀行業界に於ける地位 三流
 支拂 振並
 評判 良
 營業振及盛衰 堅實常態

家主地主組合銀行と同じく會員組織の相互金融機關にして組合員は主として猶太人である。各組合員は出資額の十倍の責任負擔をなすと共に、會員に限り融資を受け得る特殊の形式を有してゐる。一九二六年末露亞銀行の閉鎖、大洋建實施、爲替業務禁止等頗る多難の秋に遭遇したるも、極東銀行並に哈爾濱銀行の援助により兎も角も無事に経過するを得た。本行の當事者は銀行業と地方の情勢に通じ、種々局面打開策を講じ、最近新市街に派出所を設立し、夜間業務も行ひ、小口預金の吸收、仲繼送金の取扱其他を勤務階級に求むる等、熱心事に當り居るが故に、小資本なるも相當の活躍を爲し、内情差し當つて懸念の點を見ない。

第五節 其他の金融機關

哈爾濱には極東借款銀行の外、組合員に限り金融を圖る信用機關として猶太庶民銀行及家主地主組合銀行がある。猶太庶民銀行は一九二三年六月三日猶太人のみによつて組織せられ、株金を集め、それを基礎として出資額の十倍までの融通を爲し、責任負擔を爲す。頭取はナウム・ソスキンである。

家主地主組合銀行は一九一三年八月家主及地主の組織せる金融機關であつて、持分最少額を大洋五〇元とし、前者と同じく出資額の十倍の融通(一萬元を限度とす)をなす組織である。

新聞廣告に依れば一九二七年十月一日現在組合員は二九六名を算する。

本組合は近來經營頗る困難に陥り、新組合員の勧誘に腐心してゐる模様である。

哈爾濱に於ては大小銀行の外に質屋が多大の勢力を有し、その金融は頗る多額に上り、質草の流れゆく、日本人の質屋のみにて日二三萬圓の回収があるといふ。

露西亞側質店の代表的なるものはボレワヤ街ダリネヴオストチヌイ・ロンバルドであつて、經營者はクラエフと稱し貸家多數を所有し、哈爾濱の百萬長者と謂はれてゐる者である。利子は月三分である。

この外尙沿線主要地なる海拉爾、横道河子、滿洲里等の各地には小規模の相互金融組合があるが、その内容不明である。

東支鐵道商業部の金融業務は東支鐵道の特産貨物吸收策の最も主なるものであつて、倉庫證券に依り倉庫に保管中の貨物を擔保として驛又は出張所に於て鐵道が金融を行ふのである。東支鐵道は金融事業に對しては可なり多くの注意を拂ひ、その發展を期しつゝあるが、最近では其の事業の擴大充實を圖る事が著しく露骨となり、單なる附帶業務

であるべき筈の商業部の金融は恰かも一個の獨立せる銀行の觀を呈するに至つた。同部は一九二七年六月末以來金融係、貸付係、貨幣相場係等を新設して事業の手を各方面に伸ばさんと試みてゐる。

一九二六年度東支鐵道商業部金融高其顧客及貨幣別は左の如くである。(昭和二年六月十日哈調情報)

- 一、貸付件数 一九七件
- 二、貸付總額 一、四〇一、六五七、〇〇〇(一定貨幣單位に換算せるもの)
- 三、一件の平均額 七、三五一、〇〇〇

四、貸付總額内譯(概算)

大洋	九〇〇、〇〇〇元
金圓	五〇〇、〇〇〇圓
金留	一、〇〇〇留

五、顧客國籍

歐羅巴人	二七名
支那人	四三名

由來商業部出張所の業務は單なる運送業であるべき性質のものであるが故に、營業の目的以外に屬する穀物を擔保としての資金の融通は明かに營業上の違反行爲と認むべきものとして、支那官憲は屢々同部出張所壓迫の舉に出で、出張所の閉鎖を命ぜらるゝものが往々にしてある。

第六節 各國勢力の比較

哈爾濱に於ける各國系銀行の貸出關係を一九二六年六月上旬現在に就て見るに、その總貸出推定高は七千二百七十萬圓であつて、内日本系のは約二千九百萬圓、支那系のは約二千二百六十萬圓、日支以外の外國系のものが約二千百十萬圓といふ割合になる。更に之を一九二七年五月上旬現在のものと比較して金融界に於ける外國の勢力の分野を明かにしたい。(單位圓)

系	統	一九二六年六月上旬現在	一九二七年五月上旬現在
日本系	系	二九〇,〇〇〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇,〇〇〇
支那系	系	二二六,〇〇〇,〇〇〇	一七〇,〇〇〇,〇〇〇
露國系	系	三八,〇〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇,〇〇〇
英國系	系	八八,〇〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇,〇〇〇
米國系	系	六〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇
佛國系	系	二五,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇
合計	計	七二七,〇〇〇,〇〇〇	七三〇,〇〇〇,〇〇〇

(哈爾濱日本商業會議所一九二七年度編纂「哈爾濱の概況」一八頁引用)

第七節 通貨としての露貨

舊露國は滿洲の經營に當り其の産金の豊富なるに任せ、日露戦争時代まで金貨政策をとり、滿洲に黄金の雨を降らせた。當時は北滿に於ける露國の勢力大いに振ひ、金貨に代ふるにロマノフ紙幣を以てして敢へて其の聲價を失せず、漸次流通區域を擴張し、諸取引は殆ど露貨建に依り、一九一八年頃の流通高は哈爾濱に於て四千萬留、東支沿線を合して六千萬留と稱せられた。然るに一九一六年六月横濱正金銀行當地支店が初めて日貨の相場を建て日貨流通の機運を作り、翌一九一七年初朝鮮銀行が哈爾濱支店に金勘定口座を開き金券流通を促進したるに、時恰も露國に於て革命勃發せるため、在來のロマノフ紙幣に動搖を來たし、ケレンスキイ紙幣、シピリスキイ紙幣、大藏證券及同利札及其他信用薄弱なる紙幣の流入を見、更に當時露亞銀行發行の所謂ホルワット紙幣が現はれる等、北滿の市場は露國紙幣の混亂状態を呈し、加ふるに警察權及司法權を收めたる支那官憲が通貨政策に手を伸ばし、又一九一九年六月東支鐵道運賃の金留建實施と共にチューリンはじめ大商店が續々金貨相場に改めたる結果、露國紙幣は底知れざる暴落を續け、通貨としての地位を全く邦貨及支那貨に讓るに至つた。目下金貨留は銀行又は東支鐵道廳内に貯藏されてゐる。今左に哈爾濱に於ける各國通貨の流通高を推定し見るに大體左の如くである。(單位百萬)

一九一八年六月	露貨	日貨	支那貨	合計
三〇〇	五〇	一〇	三六〇	

一九二三年六月	一〇〇	一五〇	一二〇	三七〇
一九二四年六月	五〇	一二〇	九〇	二六〇
一九二五年六月	〇八	一二〇	一〇〇	二二八
一九二六年六月	〇七	一九〇	二〇〇	三九七
一九二七年六月	〇七	一〇〇	二五〇	三五七

由來勞農政府は陰に陽に北滿に於ける露貨流通を畫策しつゝあるが、一九二六年末從來の金建取引を支那貨建に改めたる支那官憲は、これに對し嚴重なる警戒を加へ居るため、露貨流通の再興は目下の所覺束ない状態にある。

第九章 新聞雜誌及通信業に於ける勢力

滿洲に於ける露西亞人經營の新聞事業は悉く哈爾濱に集中せられてゐる。北滿洲は支那官憲とソウエト官憲の反目著しく、搗てゝ加へて赤白露人の軋轢陰に陽に激しきため、勢ひ新聞は各派の宣傳機關として用ひらるゝ傾向あり、斯る土地柄なるため土地の割合に新聞の種類も多く、その發行部數も亦相當見るべきものがある。

哈爾濱に於て刊行せらるゝ露字紙は、モルワ、ノイヴオスチ・ジズニ、ルスコエ・スローヴオ、ザリヤ、ルーボル及び露字弘報(グンバオ)である。左に各紙に就て簡單なる説明を加ふる事とする。

モルワ紙は從來東支鐵道勞農側幹部の機關であつたエーホ紙の印刷所が支那官憲に對する惡宣傳文を印刷したる嫌疑確實となり一九二六年二月十一日支那側により閉鎖せられ、その後同紙の復活の見込無きため、東支鐵道勞農側幹部がエーホ紙の替りとして多大の犠牲を拂つて買収したものである。

モルワ紙の創刊は一九二四年であつて、編輯人兼發行人はエヌ・ペ・ネチキンである。印刷は東支鐵道印刷部に於て行はれ、發行部數は勞農當局に買収せられたるため現在では頗る増加し、八、〇〇〇部と稱してゐるが、事實は六、〇〇〇部見當である。色彩は言ふまでもなく赤系である。

ザリヤ紙は一九二一年に創刊せられ、編輯長はゲ・エヌ・シプロフ、發行人はザリヤ社である。營業状態も良好であ

つて發行部數の如きも最も多く、七、五〇〇部を稱へてゐる。色彩に於ては中立派を以て任じてゐる。ハ、イ、ヴ、オ、ス、チ、ジ、ズ、ニ紙は一九二七年創刊二十周年の記念として「一九〇七—二七年の二十年」なる記念號を刊行せる最古參の露字紙である。編輯人兼發行人はエス・エル・チエルニヤフスキイ及びゼ・エム・クリオリンの兩名である。所屬の印刷所を有し、發行部數は四、〇〇〇部である。色彩に於て準赤系と稱され、猶太民族復興會と關係がある。ルーボル紙は一九二二年の創刊であつて、編輯人兼發行人はエ・エス・カウフマンである。ザリヤ紙の別働隊であつて、黨派關係及主張に於て中立を標榜してゐる。經營状態も比較的良好であるが、發行部數は稍少く三、〇〇〇部見當であらう。ルーボル紙は夕刊である。

ル、ス、コ、エ、ス、ロ、イ、ヴ、オ紙は哈爾濱露字紙の最右翼であるが、その勢ひは概して振はない。創刊は一九二〇年、編輯人はア・イ・コロポフ、發行人はア・エム・スバスキイである。發行部數は約二、五〇〇部である。

グ、ン、バ、オ紙は支那官憲の機關紙であつて、同紙と共に漢字紙の「弘報」紙が刊行されてゐる。一九二六年の創刊で當地に於ける最も若年の新聞であるが、記事に比較的信用があるために漸次勢力を得、目下その發行部數は四、〇〇〇部と稱してゐる。編輯人はア・イ・ヴェイス、發行人は弘報社である。

露國々内の情報は哈爾濱勞農露國總領事館又は東支鐵道勞農側幹部を経て先づ第一にモルワ紙に提供される。哈爾濱の露字紙の中にはモルワ紙は記事の迅速と確實なる點に於て、同紙に肩を並ぶるもの無く、略之と同様の信用を有するものは支那官憲の機關紙露字弘報のみである。この二紙を一流新聞とすれば他の諸新聞は二流又は三流であつて、此等は主として哈爾濱を中心とする社會面に重きを置き、その中多少見るべきものあるのはルーヴオスチ・ジズニと

ザリヤの兩紙である。

滿洲里に於ては以前同市長ヴェ・サビヨルキンがジヴオエ・スロウオ紙を刊行してゐたが目下廢刊してゐる。

奉天にはアルメニヤ人エス・エス・サルキスベコフの編輯兼發行に係るムクデンスキイ・ヴェストニクがある。目下週刊であつて、發行部數は一〇〇部、在奉白系露人の機關紙である。

勞農露西亞の刊行物の輸入に對する支那官憲の取締り嚴重を極め、滿洲里驛に檢閲機關を設置して苟しくも赤化宣傳に類するものは悉く沒收してゐる。殊に新聞に於て甚だしく哈爾濱は素より東支沿線はソウエート露西亞の新聞の全き饑饉状態にある。

露字雜誌の刊行も亦滿洲に於ては哈爾濱に限られ、「ヴェストニク・マンチユーリイ」、「ヴェストニク・アージュイ」、「北滿に於ける農村經濟」、「滿洲研究會時報」の四經濟雜誌に盡きる。左に簡單なる説明を附す。

「ヴェストニク・マンチユーリイ」(東省雜誌 Manchuria Monitor)は東支鐵道經濟局の月刊雜誌であつて、主として東支鐵道に密接なる關係ある經濟問題を扱ひ且つ滿洲の自然地理に關する博物學上の記事を載せてゐる。尙本雜誌は時事的問題に關する「エコノミーチエスキイ・フュレテン」を附録として之を週刊してゐる。

本雜誌は本文に露語を用ひ、主なる記事は英文を以て之を附録としてゐる。一九二六年以降は支那語を以て特別に一雜誌を刊行してゐる。

「ヴェストニク・アージュイ」は露國東洋研究會の機關雜誌であつて、その材料の蒐集程度によつて少くとも年に一回刊行される。

「北滿に於ける農村經濟」は滿洲農村經濟協會の發行する雜誌であつて、材料の蒐集の程度によつて刊行される。「滿洲研究會時報」は滿洲研究會の機關誌であつて、刊行は材料蒐集の情況に依り少くとも年に一回は刊行される。滿洲の露字通信社としては目下哈爾濱にタツスがあるのみであつて、極めて寥々たるものである。今試みに滿洲に於ける通信事業の大勢を示せば即ち左の如くである。

露字通信	大連		奉天		哈爾濱		計
	邦字通信	漢字通信	邦字通信	漢字通信	邦字通信	漢字通信	
計	四	四	七	一六	八	一四三	一九一五三

タツス通信社に關して聊か陳べたい。在哈タツス(テレグラフノエ・アーゲンストヴォ・ソユエザの略稱)は一九二五年に露國々内の通信事業の國家專營化に關聯して在來のロスタ通信社に代つて設置されたものであるが、現在では哈爾濱には特にタツス通信員なるものなく従つて特に事務所を構へず、勞農總領事館内の何者かゞその通信事務を扱へるものゝ如くである。

タツスの情報は勞農總領事館又は東支鐵道勞農側幹部より差支へなき程度に於てモルワ社に與へられ、弘報社、ノヴォオスチ・ジズニ社等の他系新聞社はモルワ社から通信を買ふのである。

最近新聞紙上のタツス通信は「タツス」なる文字を記さず、單に「莫斯科何月何日」と記せるのみであるが、莫斯科の電報通信はタツス以外にない譯である。

第十章 文化事業及社會事業に於ける勢力

第一節 東支鐵道の學校事業

露奉協定に依り一商會社たる東支鐵道會社が支那領土たる東省特別區に於て學校教育を管理するの理由を認めずとの理由を以て一九二六年八月支那側は教育管理局を設立し東省特別區に於ける東支鐵道の教育權を回收せるも其の回收の實が擧らず荏苒年餘に及んだが、遂に一九二七年十二月一日理事長代理郭福綿理事、ラシエヴィチ副理事長代理ゲツケル理事及傳儀年教育管理局長により教育管理協定の調印を見るに至り、東支鐵道は露西亞側及支那側の學校費として各々百二十萬留、計二百四十萬留を支出するに決定した。

一九二五年の初頭に於ける東支鐵道の露西亞側小學校は左の如き情況にあつた。(一九二六年東支鐵道年報引用)

第一級小學校	學 校 數	生 徒 數
哈 爾 濱	一三	一、一三三
沿 線	二一	三、〇七二
計	三四	五、三〇四
第二級小學校		

三、商業 東洋學院
四、師範 學院

院長 ウエ・デ・マラクーリン

(ロ) 中等 學校

- 五、男子 商業 學校 路立 校長代理 エヌ・ヴェ・ウストリヤロフ
- 六、女子 商業 學校 路立 校長 エヌ・ゲ・コジエフニコフ
- 七、第一路立 中學校 路立 校長 ヴエ・エル・アンドレス
- 八、第一私立 男子 中學校 私立 校長 ア・ヤ・ドリズウリ
- 九、第二哈爾濱 男子 中學校 私立 校長
- 十、新混合 中學校 私立
- 十一、第一哈爾濱 混合 實業 學校 私立
- 十二、オゾ 混合 實業 學校 私立
- 十三、第二混合 實業 學校 私立
- 十四、混合露支 實業 中學校 私立 校長 ゲ・ア・ラス
- 十五、師範學院 附屬 中學校 私立
- 十六、エム・ア・オクサコフスカヤ 女子 中學校 私立
- 十七、エム・エス・ゲネロゾワヤ 第一 女子 中學校 私立

十八、路立 工業 學校 路立

十九、ブシキン 混合馬家溝 中學校 私立 校長 エヌ・ベ・ボクロフスキイ

註 路立は教育管理權問題解決後全部區立に改められた。

(ハ) 高等 小學校

- 二十、第一路立 高等 小學校 路立
- 二十一、第二エゴロヴィチ 技師記念 高等 小學校 路立
- 二十二、第二路立 高等 小學校 路立
- 二十三、松花江路立 高等 小學校 路立
- 二十四、路立 支那 小學校 路立

註 路立は教育管理權問題解決後全部區立に改められた。

(ニ) 特殊 學校

- 二十五、路立 工業 學校 路立
- 二十六、中央工場 附屬 技術 學會 私立
- 二十七、齒科 醫 學校 私立
- 二十八、齒科 技術 講習會 私立
- 二十九、簿記 講習會 私立

第十章 文化事業及社會事業に於ける勢力

第十章 文化事業及社會事業に於ける勢力

- 三十、簿記夜學講習會 私立
- 三十一、音樂學校 私立
- 三十二、美術學校 私立
- 三十三、第一路立中學校附屬哈爾濱職業學校 路立

註 路立は教育管理權問題解決後全部區立に改められた。

(ホ) 職業同盟協議會經營學校

- 三十四、プロフェシオナル工業講習會
- 三十五、成年者中等夜學校

左に特に露支工科大学及哈爾濱法科學院に關し特に説明を加へたい。

露支工科大学 本大學は一九二〇年に創立せられたる工業學校を一九二二—二三年度に改造して露支工科大学と爲せるものであつて、現在本大學は豫科及び土木、電氣機械の二本科より成り、豫科は露語を解せざる支那人學生の教育を目的とし、その學年は三箇年、本科は修業五箇年である。校長は大學教授エル・ア・ウストルゴフ氏であつたが、一九二八年二月四日本大學が強制的に支那側に移管せられたる結果、支那側の一方的處置により教育總長劉哲氏が校長に任じ、新に學長の職を置き教育管理局長傅儀年氏が之を兼任し、前記オストルゴフ氏は副校長となり、従來の副校長劉文氏は現職の儘となつた。而して移管と同時に校名を東三省特別區々立工業大學と改めた。教授及講師は四十五名、學生數は支那人聽講生を含め兩科を合して左の如くである。

年度	露 人	支 那 人	合 計
一九二〇—二一年度	九〇	八	九八
一九二一—二二年度	一四六	二八	一七四
一九二二—二三年度	二二〇	四八	二六八
一九二三—二四年度	二二三	四五	二七八
一九二四—二五年度	三一七	五七	三七四
一九二五—二六年度	三五八	六二	四二〇
一九二六—二七年度	四八七	六二	五四九

本校開設以來七箇年に學生數は五倍半に増加した譯である。

一九二四年より一九二六年に至る期間に於ける卒業生は兩科を合して一〇四名である。

東支鐵道會社は本大學に毎年多額の補助金を支出し、之れは本大學經營費の殆ど半額を成してゐる。尙同會社は校舎又は其他の施設に對し一時補助金を支出してゐる。

本大學々生會は毎年「デニ・ポリテフニカ」なる機關雜誌を刊行してゐる。

哈爾濱法科學院 一九二〇年三月一日露國に於ける法科學のプログラムに準じたる高等法制經濟學校が哈爾濱に開設せられ、一九二二年七月一日本校は哈爾濱法科學院と改稱せられた。

院長は大學教授ヴェ・ア・リヤザノフスキイ氏である。

第十章 文化事業及社會事業に於ける勢力

一九二五年秋本學院は經濟科を新設し、その結果法學部と經濟學部とが出来た譯であつて、經濟學部は商科及鐵道科より成り、尙一九二六年秋から新に東洋經濟科が特設せられた。この外同じく一九二六年の秋、本科へ進む支那人學生のために豫科が開設せられた。

教授及講師人員は法學部が十五名、經濟學部が十七名であつて、その中兩學部を兼任せる者が五名ある。學生數は左の如くである。

一九二〇年	五一名
一九二一年	九〇名
一九二二年	一七九名
一九二三年	一五五名
一九二四年 (前半期)	二六〇名
一九二五—二六年度中期	五二二名
内譯法學部	二〇〇名
經濟學部	三二二名
一九二七年一月一日現在	六六二名
内譯法學部	一七八名
東洋經濟科	一五九名

商科及鐵道科

三二五名

法學部は既に四回卒業生を出し、その數は左の如くである。

一九二三年	六名
一九二四年	九名
一九二五年	一〇名
一九二六年	一二名

本學院は法科學院設置維持委員會によりて維持せられ、同委員會は本學院の財政一般を支配してゐる。

第三節 圖書館及學術研究機關

哈爾濱に於ける露人關係圖書館を列舉せば左の如くである。

	創立	藏書
一、グルジャ圖書館	一九〇六年	一三、〇二〇冊
二、東支中央機械工場俱樂部圖書館	一九〇〇年	九、〇〇〇冊
三、東支鐵道俱樂部圖書館	一九〇二年 (一九二五年中央圖書館に合併)	
四、商業俱樂部圖書館	一九〇七年	一〇、〇〇〇冊
五、東支印刷所職員及職工圖書館	一九〇七年	四、八〇〇冊

- 六、哈爾濱スポーツ協會圖書館 一九一九年 六、〇〇〇冊
 - 七、職業同盟協議會圖書館 一九二二年 八、〇〇〇冊
 - 八、ドルコム圖書館 四、三四九冊
 - 九、鐵道管區俱樂部圖書館 二、八〇三冊
 - 十、家主地主組合圖書館 一、三三〇冊
 - 十一、ウクライナ俱樂部圖書館 二、三七〇冊(半數はウクライナ語)
 - 十二、デ・エス・ボヂスコ新公開圖書館 一八、〇〇〇冊
 - 十三、ザリヤ圖書館 三、一〇〇冊
 - 十四、アフォンスカヤ圖書館 二、〇〇〇冊
 - 十五、モロストヴオワ圖書館 一、〇五〇冊
 - 十六、法科學院圖書館 二、〇〇〇冊
 - 十七、露支工科大学圖書館 五、〇〇〇冊
 - 十八、滿洲研究會中央學術圖書館 六、〇一八冊
 - 十九、露國東洋研究會圖書館 一九一〇年 一、五〇〇冊
 - 二十、東支鐵道中央圖書館 一九二五年 五九、五五二冊
- 右の中最大の圖書館である中央圖書館に就て多少説明を加へる。

中央圖書館は一九二五年十月三日鐵道俱樂部の藏書二二、〇〇〇冊を基礎として開設せられ、東支鐵道の經營に係る。

本圖書館の總建坪は二、〇五九平方米突、木製書棚は延長約三五七米突、勤務人員は十五名である。館長は大學教授エヌ・エヌ・トリフォノフ氏である。本圖書館は從來東鐵學務課の管理に屬してゐたが、一九二七年一月より分離し、獨立の豫算を立てゝゐる。

中央圖書館は一九二六年五月特に支那部を設置した。必要なる數字を擧げると左の如くである。

一、記名借覽者數	一九二六年一月一日現在	一、五七二名
	一九二七年一月一日現在	三、〇五〇名
	一九二七年三月一日現在	三、三四七名
二、借出數	一九二五年	二五九、九九五冊
	一九二六年	三五二、五八五冊
三、一九二六年購入冊數	歐羅巴關係書籍	三四、三八四冊
	支那關係書籍	七、五〇〇冊 (計に入れず)
四、藏書數	一九二六年一月一日	二五、一六八冊
	一九二七年一月一日	五九、五五二冊 (一四〇%増)

- 五、來館閱覽者數
 - 一九二五年 六一、三六一名
 - 一九二六年 八一、二九六名 (三三%増)
- 六、東支鐵道従業員記名閱覽者 一九二七年二月一日
 - 三、一二五名 (九六%)
 - 鐵道外記名閱覽者 一二五名 (四%)

この外一九二七年度豫算に於て圖書購入費三五、〇〇〇留を得、尙理事會と管理局の各圖書室には二〇、〇〇〇乃至二五、〇〇〇冊の非業務關係の圖書があり、之は當然中央圖書館に引繼ぐべきものとして、一九二七年度に於て藏書は一〇〇、〇〇〇乃至一二〇、〇〇〇冊に達するであらう。

東支鐵道は哈爾濱に於ける中央圖書館以外に尙沿線の鐵道俱樂部に數多小圖書館を有し、一般従業員の慰安と學術研究の便宜を慮り、尙列車に圖書車を連結して沿線を巡廻せしめてゐる。

註 上記の資料はノレッジ・ガズ・シズニ紙創刊二十周年記念パンフレットより拔萃せるものである。

哈爾濱に於ける學術研究機關を列舉せば左の如くである。

- 一、滿洲研究會 東支鐵道經營
- 二、東洋研究會 東支鐵道經營
- 三、滿洲農業協會 會長エヌ・エル・ゴングツチ、有志
- 四、中等及高等教育普及會 有志
- 五、エスベランチスト協會 有志

六、ロトス藝術研究會 有志

七、接神學會 有志

八、滿洲研究會博物館 東支鐵道經營

滿洲研究會は開設せられて既に五年になる。その名の示す如く滿洲及其接壤地域の自然及び民族の科學的研究を目的とするものである。

會長は何孝元氏、書記はア・ア・ラチコフスキ氏である。

滿洲研究會には博物館があり、博物館は、商工部、土俗部、博物學部、地質部、醫學部に分かれ、館長はベ・ペ・ヤコフレフ氏である。

博物館の壁間には學術上の研究圖書が藏され、その中には古代滿洲に關する古い文獻がある。

本研究會は右の外尙左の如き補助機關を有してゐる。即ち松花江生物研究所、植物園及び出版部である。出版部は開設後短期間に多くの研究書を出版してゐる。

東支研究會は極東研究に關する極めて舊い地方的團體であつて、會員の研究並に報告は同會の出版に係る「ヴェストニク・アージイ」誌により發表されてゐる。

第四節 哈爾濱に於ける慈善公共團體及俱樂部

哈爾濱に於ける露西亞人關係の慈善事業、公共事業團體及び俱樂部は左の如きものである。

(イ) 慈善公共團體

- 一、露西亞赤十字社(病院あり) 有志
 - 二、ドクトル・シニツイン兒童相談所 有志
 - 三、ゴスピタリヌイ・ゴロドク孤兒院 有志
 - 四、イヴェルスカヤ寺院同胞會 有志
 - 五、露國避難民救濟會 有志
 - 六、看護婦保護會 有志
 - 七、貧窮兒童保護會 有志
 - 八、ルースキイ・ドーム(露國避難民救濟機關) 有志
 - 九、ソフイヤ寺院壇家貧民救護會 有志
 - 十、哈爾濱慈善協會 有志
 - 十一、極東廢兵救助協會哈爾濱支部 有志
 - 十二、哈爾濱消防組 東支鐵道 所長エム・エス・バルスキイ
- (ロ) 公會堂及俱樂部
- 一、鐵道俱樂部 東支鐵道
 - 二、商業俱樂部 有志

- 三、職業俱樂部 有志
- 四、勤務者ドーム 職業同盟協議會
- 五、機械工場職工俱樂部 東支鐵道
- 六、ウクライナ俱樂部 有志

鐵道俱樂部 本俱樂部は東支鐵道技術部及び建設局の従業員の發起により一八九八年十二月に創立せられ、最初は舊哈爾濱に於ける二室より成る支那式の房子を俱樂部に當てゝゐたが、義和團の亂、東鐵本社の新市街への移轉、日露戰爭による家屋の徵發等のため幾多の曲折浮沈を経て、現在の宏壯なる鐵道俱樂部に移つたのは一九一二年である。現俱樂部會長は東鐵副管理局長ア・ア・エイスイモント氏である。本俱樂部の經營状態は一九二五年度に於ける收支によつて窺はれる。即ち同年の収入は一五五、〇〇〇留、支出は一三五、〇〇〇留、純益二〇、〇〇〇留である。

商業俱樂部 本俱樂部は哈爾濱在住の實業家並に社會事業家によりて一九〇二年に創立せられた。現俱樂部會長はア・デ・ラヴレンチエフ氏である。

本俱樂部には優秀なる圖書館がある。

第五節 病院

市立病院 一九〇九年頃より哈爾濱市會にて屢々市會所屬病院建設の議が持上つたが、その都度資金の不足のため實現されなかつた。然るに一九一三年同地に天然痘の猖獗せるため此の機會に臨時の病院が設置せられ、それが基礎

となつて翌一九一四年常設の市立病院が設置せられたのである。
 院長はゲ・ア・ベルグマン氏であつて、一九一七年以降現在の醫員は三名、助手は六名である。寢臺數は一六〇臺であつて、目下不足の状態にある。患者數は左の如くである。

一九二四年 約三、〇〇〇名
 一九二五年 約四、〇〇〇名

當院には産院及び醫學圖書館に至る有らゆる施設が完備してゐる。

郷區病院(前赤十字病院) 一九〇九年の創立であつて、院長はエフ・カ・ラウバフ氏である。

本病院は一九二四年支那側と折衝を重ねたる結果、市政局の管轄に入り、従事員のみは舊の儘にある。現在本病院の従事員は院長外四名の醫員と十五名の看護婦であつて、寢臺數は六五である。

東支鐵道病院 東支鐵道病院は八であつて、その所在地は哈爾濱(中央病院及精神病院)、ボグラニトチナヤ、横道河子、富拉爾基、布哈圖、海拉爾及び滿洲里である。

寢臺數は左の如くである。

一九二四年 四九三
 一九二五年 五六五
 一九二六年 六二三

寢臺數は頗る不足であつて、鐵道従業員と寢臺數の割合は左の如くである。

年	従業員及其家族人員	寢臺數	寢臺一箇に對する人員
一九二五年	五七、九四六	五六五	一〇三
一九二六年	六二、六六三	六二三	一〇〇

患者取扱數は左の如くである。

年	患者數	延日數
一九二四年	一〇、三三三	二〇一、七三一
一九二五年	一〇、三五六	二〇六、三六七
一九二六年	一一、二〇一	二二七、四三九

病院勤務人員は左の如くである。

年	醫員	助手	使用人
一九二四年	二二	六八	一八八
一九二五年	二二	七一	一九五
一九二六年	二三	八一	二〇八
一九二七年	二五	九六	二二三

病院勤務人員は露西亞人と支那人とより成り、その割合は左の如くである。

露西亞人 六五・五%

支那 人 三四・五%

支那人の醫員は一九二七年には十二名(その中六名は實習生である)であつて、一九二五年には僅に一名あるのみであつた。この外尙東支鐵道に屬する校醫がある。その人員は左の如くである。

年	醫 員	齒 科 醫
一九二五年	一〇	四
一九二六年	一三	四

校醫は年二回通學兒童を検診し、受診兒童數は二二、〇〇〇名餘である。

鐵道病院中最も大なるものは中央病院であつて、本病院は一九〇〇年の創立、院長はア・ア・ジエムチウジヌイ氏、醫員は十三名である。

中央病院の業務成績は左の寢臺延日數によつて知る事が出来る。

一九二四年	六八、一九六日
一九二五年	八〇、二五七日
一九二六年	九一、五三四日

中央病院には藥局がある。その藥劑發賣件數(處方箋數)は左の如くである。

一九一六年	一一、七五二
一九二一年	一三五、〇五六

一九二六年 一九一、七六三

藥局従事員は局主任共十五名である。

本病院に附屬して一九二〇年に産婆學校が創立せられた。又一九二一年には本病院醫師會に依り高等醫學校が創立せられたが、本校は一九二六年に閉鎖せられた。尙本病院の附屬機關として細菌研究所と圖書館とがある。

東支鐵道沿線に於て病院と稱すべきものは殆ど東支鐵道病院のみである。従つて鐵道病院は單に鐵道従業員を診療するに止まらず沿線の居住民全部の診療を爲すべき必要に迫られてゐる。殊に南部線に至つては病院を有せず、若し有りとすれば、それは鐵道敷設當時に設立せられたものであつて、患者の増加、設備の改善等は全然考慮せられてゐない。

第十一章 呼倫貝爾に於ける勢力

第一節 政治的勢力

呼倫貝爾(巴爾虎)は元哈爾哈外蒙古のチョウレン汗の治下にあつたものであつて、清朝の屬領ではなかつた。一六四九年露西亞人ハバロフなるものが黒龍江一帯に攻め入つて一六五一年にアルバチン城を建設し、これを根據として黒龍江一帯を攻略すると共に、一六七六年アルバチン城より一將を派遣し、彼をしてアルグン河を越え呼倫貝爾を征服せしめた。露西亞人の跋扈を憤つた清の康熙帝は一六八三年に副都統サプスを黒龍江將軍に任じ、露西亞人を征討せしめ、爾來露清の間に攻略絶ゆる事がなかつた。然るに當時の露西亞の皇帝は有名なる彼得大帝であつて、英雄英雄を知り彼は支那歴代君主中の傑物と謂はるゝ康熙帝と干戈を交ゆるを不利とし、一六八九年八月十八日遂に支那と和を結び、茲に所謂ネルチンスク條約が締結せられ、同條約に據り露國は黒龍江の右岸及び呼倫貝爾を支那に讓渡したのである。之が即ち露西亞が未だに呼倫貝爾併合に望みを絶たざる所以である。

然るに露西亞は新に東支鐵道の形を以て露支國境を越え滿洲にその驥足を伸ばすに至つた。支那は之に對する自衛策を講じ、一九〇七年及び一九〇八年の兩年に互つて呼倫貝爾の行政組織の大改革を行ひ、之に府縣制を布き、雍正以來巴爾虎人に與へ來つた自治の特權を奪つた。これによつて巴爾虎人の不平を買ひし事は言ふ迄もなく、加ふるに續々と移民を送つて彼等土著民の生業を奪ひ、その生活を脅す事蒙古人に對すると何等選ぶ所がなかつたため、蒙

古人と等しく巴爾虎人の支那人に對する怨恨は一層熾烈さを加へた。

露國は此の不平に乗ずる事を忘れなかつた。露西亞人の煽動は巧みに效を奏し、支那革命の最中一九一一年九月巴爾虎の各部族の酋長會議が開催せられ、以前附與せられたる自治權の回復を滿場一致を以て決議し、支那政府に向つて軍隊の撤去、統治權の回復、移民の停止を要求した。之は支那政府の容るゝ所とならなかつたが、革命の動亂は邊境に力を用ふる事を許さず、加ふるに同年十二月外蒙古が露西亞の援助のもとに獨立を宣するに至つたので、此れに刺戟を受けたる呼倫貝爾は索倫の酋長勝福なるものを擁立して同月獨立自治を宣言し、露西亞竝に外蒙古に援助を求めた。外蒙古亦巴爾虎を外蒙自治の範圍に併合する事を露西亞政府に乞ひ、巴爾虎在留の露西亞人も大いに賛成し、殊に巴爾虎との貿易關係の密接なる露國商人は、若し巴爾虎を支那の領土と爲し置くならば此れにより露西亞の對蒙貿易の蒙る損失は頗る大であると唱へた。然るに露西亞の外務當局は巴爾虎が統治上蒙古よりも寧ろ滿洲に密接なる關係あるものとして彼等の要望を斥けた。併し之は一種の口實に過ぎず、實は日露の默契があつたため露西亞政府は呼倫貝爾を外蒙古に併合することが出来なかつたものと考へられてゐる。

一九一一年支那革命によつて支那を離れ外蒙古と同様獨立自治を宣言したる呼倫貝爾は、一九一五年の露支蒙協定並に露支協約によつてその獨立を取消され、外蒙古よりも稍々權利の淡い一種の自治區となり、略々露西亞の保護領の形となつた。

露西亞の保護領に似たる呼倫貝爾自治區は其の後間も無く勃發せる一九一七年の露西亞革命に依つて再び支那に還つた。斯して呼倫貝爾の自治は外蒙の自治と同じき運命に陥り、支那政府は徐樹錚をして外蒙古回收に當らしむると

同時に滿洲の張作霖をして呼倫貝爾回收を圖らしめた。

張作霖は呼倫貝爾の回收に先立ち、先づ張紀武に對し呼倫貝爾一帶の調査を命じた。張紀武は呼倫貝爾の各地を隈なく巡視したる後、その回收に關する詳細なる意見を張作霖に具申した。その大體の趣意は、呼倫貝爾を以て舊の如く黑龍江省内の一行政區と爲し、その域内に存する森林、鑛山、漁場等露西亞人に屬する有らゆる利權を回收すると共に、此の地に居住せる呼倫貝爾人を懷柔するが爲めに彼等の最も崇拜せる呼倫貝爾副都統勝福を尊重して公爵に陞、その側臣にも等しく位を授け虚職を與へて人心を收攬し、以て擾亂の再發を防ぐべしと云ふにあつた。

張作霖はこの猷策を用ひ、一九一九年十二月勝福の頓死に依り意外の便宜を得て、遂に迫つて自治を取消し、印信文書を引渡さしめ、一九二〇年一月張作霖及び黑龍江督軍孫烈臣の連名を以つて許可を北京政府に電請し、其の許可を得て呼倫貝爾を黑龍江省の一行政區と爲し爾來今日に及んでゐる。

然し呼倫貝爾人は勝福の弟貴福を擁立して自治取消を承認せず、支那は之を壓迫すると共に一方懷柔を試みたが容易にその目的を達せず、呼倫貝爾の自治取消は殆ど空文に終つたが、中央に戰亂の絶ゆる暇なき支那は北邊に事を構へ他國の此れに乗ずる機會を與ふる事を好まず、黑龍江省官憲は呼倫貝爾に居住する支那人を支配するに止まり、土民は大體舊制度に依り蒙古政廳によつて統治されてゐる。

次は呼倫貝爾の赤化問題である。

呼倫貝爾と露國との關係は地理上及歴史上絶つべからざるものである事は上述せる所により明かである。

蒙古政廳には右廳及び左廳があり、現右廳長は貴福、左廳長は成徳であつて、貴福は中立派、成徳は親露派と目さ

れてゐる。而して貴福は學務衛生の如き閑職に就き、成徳は外交財政等の要職を掌握せるため、蒙古政廳の實權は自ら親露派の手中にあるものと見るべきである。左廳長成徳は東支商業部出張所並に勞農露國領事館と常に連絡あり、呼倫貝爾を支那より全く分離して之を行政上外蒙古共和國に併合するを以て理想とせるものゝ如くである。

斯の如く成徳は親露派の首魁であつて、その味方には教養ある一部の青年がある。青年の有識階級は外蒙共和國及びブリヤート蒙古自治共和國に於ける民族自治の實現に對する美望の念已み難く、成徳に共鳴して密かに心を露國に寄せ、内には活佛の權威を認めず旗長選舉制の實施の必要を叫んでゐる。有識階級青年の間には露國に於て教育を受けたる者多く、現在も若干の學生が成徳の指圖にて露都に留學してゐる。要するに露國は成徳一派及有識青年に親露者を見出してゐるのであつて、これが呼倫貝爾に於ける赤化分子と謂はるゝ所のものである。

赤化分子たる青年と反對、若しくは少くともそれに對して無關心なる分子は王侯貴族、貴福一派及民間の中年及老年者である。殊に中年及老年階級に至つては政治的に全く無意識であつて、彼等にとつては、呼倫貝爾は現在支那の治下にあるも甚だしき壓迫を加へられざるのみならず或る程度の自治をさへ默認せられ何等不安なき日常生活を送り居る今日、今更事を構へて平地に亂を起すの要は認められない。又近來外蒙共和國及びブリヤート蒙古自治共和國より呼倫貝爾へ侵入する避難民は相當の數に上り、此等避難民は異口同音に兩國に於ける課税の過重なる事、徵税方法の苛酷なる事を旺に吹聴する。實質主義者であり爲政者の善惡を當然の事として課税の輕重によつて裁く中年及老年者にとつては此等避難民の訴ふる一言一句は實に深刻なる響きを與へ、未聞人特有の猜疑心と警戒心とを喚ぶに充分である。要するに彼等に取つては民族自治の美名よりも何より重税を恐れるのであつて、之が即ち彼等が事勿れ主義

者であり、現状維持主義より來たる反露主義者である所以である。

然しながら有識青年は蒙昧なる蒙古人間に在つては決定的なる一大政治的勢力であつて、之を呼倫貝爾蒙古人の實権者であり親露派である成徳が後援指導せる以上、呼倫貝爾に於ける勞農露國の政治的勢力は之を否定する事が出来なう。

之を要するに呼倫貝爾に於ける露國の勢力はその舊帝政時代より傳統的に抜くべからざるものであつて、殊に勞農政府は支那革命後に興りたる蒙古政廳と結び、これを通じて有識青年間の民族運動を助成し、民族を背景として牢乎たる政治的勢力を扶植するに至つたことは事實と謂はねばならぬ。然し巴爾虎人の獨立は彼等の實力乏しきため所詮露蒙の軍事的及財政的の徹底的の援助なくしては到底所期の目的を達成し得ず、また露國としては呼倫貝爾が外蒙と異り地理的に著しく不利なる位置にあり之を援助せば當然支那との正面衝突を免れず又對外殊に對日對支關係の悪化を希はざること甚だしく、ために呼倫貝爾の獨立に對して財政的及軍事的に徹底的の援助を與ふるが如きは萬々有り得べからざる事に屬する。現時の露國の對呼倫貝爾政策は寧ろ之れよりも消極的であつて、自國の對蒙貿易の保護及び振興、支那に對する牽制、民族開放への漸進にあるものと考へられ、かくとも近き將來に於て露國の勢力が表面的となり呼倫貝爾の砂原に風波を捲き起さうとは思はれない。近來新聞紙上に散見するところの呼倫貝爾の所謂赤化は未だ世上傳へらるる程重大化はしてゐないものと見るのが至當と思はれる。

第二節 産業利權上の勢力

呼倫貝爾の獨立自治時代に露國と呼倫貝爾政府との間に如何なる關係(條約)があつたかは、今の所審かでないが、少くとも同領域内に於ける露人の森林及鑛山利權を許與する事に就ての兩者の諒解があつた事は疑はれない。呼倫貝爾に於ける露人の利權は此の自治時代に設定又は改訂せられたるものであつて、林鑛漁墾等に關する利權契約は實に五十件に達し、其の内容を検すれば實に呼倫貝爾に於ける凡らゆる富源を網羅せる觀がある。

然るに支那は容易に革命を達成して漸次利權の回收に着手し、一九一五年六月には既に外蒙の自治を取消して露支蒙條約を締結した。

註 該條約に據れば呼倫貝爾は外蒙に入らず従つて同條約には無關係である。

呼倫貝爾の獨立自治は外蒙に比し一層心細いものであつたが、此の地方に對する露國の利害は昔に前記利權問題のみで無かつたことは勿論である。茲に於て露國は呼倫貝爾政府と支那政府との間に這入つて之を調停し、遂に一九一五年十一月六日呼倫貝爾に關する露支條約に調印せしめ、呼倫貝爾を特別區域と爲し支那の統治に歸せしむる事とした。而して露國の利權に關しては同條約第八條に於て『露國企業家ト呼倫貝爾官憲トノ間ニ締結セラレタル規約ニシテ露支兩國代表委員ノ審査ヲ經タルモノハ中華民國政府ニヨリ即時承認セラルベキモノトス』と規定せられてゐる。尙一九一七年三月露支新條約が結ばれ(柏原孝久氏著「蒙古地誌」に據る)その第七條に『呼倫貝爾ガ露國ト締結シタル各條約ハ支那政府ノ審査ヲ經テ始メテ有效タルベシ』とあるが、此の條約の結果支那が果して露呼間に存せし條約を審査せるや否や又何を承認し何を否認したるや審かでない。

然るに一九二〇年一月蒙旗は右特別區域の取消を請願するに至り、大總統は之に基き同年一月二十八日大總統令を

以て前掲一九一五年の露支條約を廢棄する旨を宣した。而して本大總統令に依れば、奉天及黑龍江省官憲は更に細則を設けて從來露人に屬したる利権の處分法を解決せねばならぬ事になるが、其れが果して如何になつたか是亦審かでない。然し實際の事實を見るに支那は此の機に乗じヴォロンツォフ其他の利権を回收せんと試みてゐる。この回收は實現しなかつたが、呼倫貝爾の獨立を取消し特別區域制を撤廢したる今日に於ては、利権は政治上多大なる動搖を來たし、假令國家間に締結せられたる協定の改廢に依り條理上個人の經濟的權利は變動せざるものとするも、實際に於て其の權利の遂行に少からざる妨害を受けてゐる。事實に於てシェフチェンコ林區の如きは、シェフチェンコ商會が明かに蒙古政廳より得たる利権なるに拘らず、勝手に之が權利を行使して其の事業を經營することを得ず、遂に黑龍江省の政權が其の間に割り込み幾多の經緯を経て辛うじて札免採木公司なるものが成立し、又一旦開始せられたるヴォロンツォフ商會の林業經營が種々の口實を設けられて黑龍江省政權に妨害せられ、甚だしきは遂に其の身柄迄も拘禁せられ、政府、東支鐵道、ヴォロンツォフ商會の三者合辦も成らんとして成らず、徒らに遷延して其の事業の經營を困難ならしめたるも其の一例である。

呼倫貝爾に於ける露人の利権に就ては露支間に廢棄又は追認の主張がありその法律的基礎は極めて不安定である。即ち支那側は前記大總統令により呼倫貝爾特別區域制を廢し一九一五年の露支條約の廢棄を聲明し、新に任命せられたる呼倫貝爾善後交渉事宜督辦は蒙古政廳より露呼間に締結せられたる契約の移交を受け、漸次之を廢棄したるに拘らず、ヴォロンツォフ商會の森林利権の如きは其の納税を履行せるの故を以て之を回收せずと稱してゐる。また呼倫貝爾に於ける露人の利権契約が今日尙有效であると考へる根據がある。即ち上部黑龍江金鑛會社に係はる損害賠償事件

の判決である。

本事件の内容は上部黑龍江金鑛會社の權利地域内に於て第三者が採金せるに對し會社側より損害賠償を支那裁判所に提起せるものであつて、第一審に於ては原告の勝訴となり、第二審に於ては原告の代表せる會社自身は露國に於て夙に存在を失ひ居るを以て出訴の權利を有せずとの理由を以て第一審の判決を取消し原告の敗訴となつた。

右に據れば若し金鑛會社が現存し居れば、第二審に於ても當然原告の要求は認められたるものと考へられる。然るときは金鑛會社の權利は前掲の條約又は法律の如何に拘らず依然有效であつたとしなければならぬ。因に第一審に於て採擇されたる證據書類たる上部黑龍江金鑛會社の權利契約書は(一)一九〇一年黑龍江省將軍との間に締結せられたるもの及び(二)一九一四年二月十六日呼倫貝爾政廳との間に締結して海拉爾露國副領事館に提出されたるもの、二つである。

即ち第一審に於ては前記二つの契約は共に有效であるとの前提から原告の賠償要求を是認した。而して之は一九二二年十一月十七日のことであつて、民國大總統令發布以後に屬する。第二審及其他支那の法律家は第一審の認めたる前記二契約を以て等しく有効と認むるや否や、之に依つてその他の利権の効力が決定する譯である。

要するに本問題は條理よりも實際を重んずべきものであるが故に、結局所謂外交的に解決せらるべきものであらう。然るに本問題に對してはその利権取得者たる露西亞側に於て強硬なる主張を爲さず、年を経ると共に漸次支那側に壓迫せられて、或は之を回收せられ或は資金及其他の關係により其の經營に着手するに至らざる状態にあり、また漁業權の如きは全部期限満了せるため、利権は既に餘す所幾何も無きに至つた。

現存せるものはヴォロソフ商會の森林利権(一九一四年締結、無期限)、東支鐵道の綽爾林區(一九〇八年支那政府は從來沿線各地に散在したる東支鐵道の使用林區を一定の場所に限定するの必要を認め、同年興安嶺に於てペーラヤ河及ホリゴル河(ヤル河の支流)の流域を東支鐵道に提供し、一九二二年此等の林區は綽爾河の上流域に於ける一、五〇〇平方支里の土地と交換された)及びシエフチエンコ商會の森林利権(一九一四年締結、無期限)の三である。以上の外一九二六年露國の極東建築會社は興安嶺の東部斜面に於て任徳名林區を買収したが、其の買収の経緯は未だ之を審かにしない。

漁業權に就ては蒙古政廳より得たる特許期限満了後は其の希望者が年毎に該官廳に之を出願し、特許を得たる者は其の特許税を納付して事業を営みつゝある状況にして、其の許否の權は無論支那官廳に在り、而も毎年特許の出願を要し或は特許を與へざるゝなるやも知れざるが如き事情の下に置かれ居るが故に、殆ど利権といふ程のものでない。然し漁場經營を許可せらるゝものは從來支那人及露西亞人に限られ、漁場經營に於て露人は支那人と同等の權利を有し同等の義務を負ふてゐる。若し日本人にして同地方の漁場を經營せんとせば支那人又は露人の名義に依るか又は此等と共同經營するの形式に依らねばならぬ。

尙從來露人の當地方に於ける漁業は呼倫湖、克魯倫河、烏爾順河及びムートナヤ河等に於て行はれてゐるが、茲に滿洲里在住蒙古貿易業者サピョルキン及びカタエフの兩人は貝爾湖の漁撈の極めて有望なるを知り、一九二四年以來同湖の漁業權を獲得せんがため海拉爾に於ける外蒙政府代表者を通じて外蒙政府と數次に互つて交渉を重ねたが、交渉進まざるため兩名は一九二五年六月初旬直接庫倫に赴き蒙古政府と交渉するところがあつた。然し蒙古政府側の要

求過大にして、企業者が貝爾湖全部の漁業權に對し利権代償として年額一萬三千金留を納付せんとするに對し蒙古政府は擔保金として三十五萬金留を收め且つ漁業設備全部を企業者側にて負擔したる上利権代償として年額四萬三千金留を要求し、尙漁業使用労働者一人につき蒙古旅券發給手数料十二金留(一箇年期限)及び勞農露國旅券發給手数料金十七留(一箇年期限)を要求し且つ特に勞農露國旅券に對しては其の入國の都度別に六金留の査證料金を要求し、又搬入する必需品に對して正規の輸入税を賦課する等、到底經濟上引合はず、この外使用労働者の政治的色彩の保障責任を企業者側に負擔せしめんとし、遂に交渉纏らず、約三週間庫倫に滞在の上六月末歸滿した。

要するに貝爾湖漁業權の獲得は昔から蒙古政府が同湖の漁業權を他國人に附與するを好まず且つ先年來蒙古の赤化に伴ひ勞農露國の勢力が増大し其の威令が行はれるため相當困難と見られてゐる。最近傳へられる所に依ると、蒙古協業組合が該利権を獲得せりとか或は同組合の仲介に依り某人が之を獲得せりとか稱せられるが眞偽不明である。

鑛山に關しては上部黑龍江金鑛會社が一九一四年及一九一五年に各々期限を五十箇年としてアルグン河及同支流々域の採金權を獲得したが、之は既に回收せられ、目下廣信公司によつて經營されてゐる。また露人ウサトフスキイは一九一五年に期限を五十箇年として滿洲里驛より貝爾湖北岸烏爾順河西岸に至る哈爾哈境界との中間地方の採鑛權を獲得し、また露人ゴロホフスキイは一九一六年に期限を五十箇年として採鑛權を獲得したが(區域不明)、此等の契約は未だ履行せられてゐない。

一九二四年露支及露奉一般協定が成立し、追つて各般に關する細目協定が締結せらるゝことゝなつてゐるが故に、近き將來に於て呼倫貝爾の露國利権問題も解決せらるゝ運びとなるであらう。

第三節 漁業に於ける勢力

露西亞が初めて呼倫貝爾地方に於て漁業に従事したのは東支鐵道敷設直後であつて、之を以て同地方の漁業の嚆矢とする。初代に於ける露西亞人の漁業は漁業と言ふよりも寧ろ密漁と言ふべきであつて、蒙古人は宗教上漁撈の慣習を有せざるため漁業家に對し幾多の迫害を加へ、東支鐵道會社に對して漁撈禁止運動の経緯を重ね、遂に一九〇二年漁撈は一旦禁止せらるゝに至つたが、結局露支兩國政府間の交渉效を奏し、一九〇五年支那政府は蒙古人を慰撫し、一定の税金を納付するの條件を以て露人に漁撈を正式に許可する事となつた。

漁業の許可權は呼倫貝爾の獨立により一時呼倫貝爾政廳に移つたが、露國の革命と共に自治制の取消となり同地方が再び黒龍江省に編入せられたる結果、許可權もまた移管せられた。

露西亞人の漁業は露支の政情の變化による打撃甚だしく、殊に露國革命の影響は遂に露國々境封鎖となり、露國の市場を全く失ひ、漁場は一時全部閉鎖するの已むなきに至つた。

呼倫貝爾に於ける水系は呼倫湖、貝爾湖、烏爾順河、克魯倫河の四であつて、漁場は呼倫湖（一名呼倫池或は達賴諾爾）、貝爾湖（一名布伊爾諾爾）、烏爾順河、克魯倫河、ムートナヤ河、哈拉哈河、アルグン河等に分れる。

この中目下漁撈の最も盛なるものは呼倫湖及烏爾順河であつて、克魯倫河は之に次ぎ、貝爾湖は赤蒙の勢力範圍であつて、他の之に近づく事を許さなす。

呼倫湖に於て漁場を經營せるものは露西亞人及支那人である。一九二四年十二月に於ける漁場名及持網數及一日の

撈漁回數を示せば左の如くである。（哈調資料「北滿に於ける漁業」引用）

漁場名	網數	漁撈回數	漁場名	網數	漁撈回數
カタエフ	四	六	シリニコフ	一	一
ウヅローヒン	一	二	サビヨルキン	四	八
ガンチムーロフ	二	四	玉昇	一	二
吉順德	二	四	洪興泉	一	二
愛發	一	二	パリース	一	二
同和順	二	四	張連喜	一	二
計	二二	三九			

烏爾順河に於ては往時盛に漁撈の行はれたる頃には三十餘箇所の漁場があつたと謂はれてゐる。その後減水のため其の漁業は全く衰へたが、一九二四年より再び一齊に漁場が新設せられ、今日に及んでゐる。一九二四年夏の漁場數は左の如くである。

烏爾順河	八箇所	露人二、日露合辦一、支那人五
克魯倫河	五箇所	露人三、支那人二
ムートヌイ河	二箇所	露人一、支那人一

上記の經營者は何れも企業の名義人であつて、個人經營にかゝるもの少く、多くは支那人の合資、露西亞人の合資

又は露支合辦經營である。邦人及露人の合辦經營も亦一つある。露西亞系漁業家中最も有力なるものはカタエフ、サピョルキン及ガンチムーロフの三名であつて、共に滿洲里に於て十數年間漁業を営み、同地に於ける資本階級の人物である。右三名の投資額は左の如くである。(哈調資料「北滿主要都市商工概覽」引用)

カタエフ

三〇、〇〇〇元

サピョルキン

三〇、〇〇〇元

ガンチムーロフ

二〇、〇〇〇元

其の他の露人漁業家はボリーメフ、プーシキン、ミヘーユフ、ブルシエンツォフ等の如きであつて、資力微弱にして振はず、漸次支那人に壓倒されつゝある。

第十二章 滿蒙に於ける所謂赤化宣傳機關及其運動

第一節 露國共產黨哈爾濱縣委員會

滿洲に於ける露國共產黨は秘密結社としての存在であつて、その行動等極秘裡に行はれ居るを以て其の内容を審かにすることは困難であるが、極東革命委員會に屬する哈爾濱縣委員會が存在する事は、ソウエート大會に哈爾濱の代表を選出派遣して居るに徴しても明かである。

註1 ソウエート當局は東支沿線を以て露國共產黨及職業同盟の組織上の一縣と見做し、これを哈爾濱縣と名附けてゐる。

沿線各地の黨員は露領の一縣下に於けるが如く多數ならざるが故に黨組織中の最小單位であるヤチエイカ(細胞)を組織し、これを「ウチコム」「ライコム」の如き統轄機關に隸屬せしめてゐる。縣委員會(グブコム)は駐哈勞農露國總領事館内に有るものゝ如くである。

露國共產黨員は黨員としての互ひの結束を固めつゝ從來その殆ど全員が各地の各種職業同盟に籍を置き(露國は職業同盟の赤化を最も重要なものと認め、共產黨員は何等かの職業同盟に加盟し居るを以て宜しとしてゐる)、組合員の團結を固くし、組合を共產黨の旗幟の下に統御して、積極的な活動を續け來たつた。その活動の最も露骨にして當地の黨員の數の最も多數を示したのは東支鐵道管理局長にイワノフ氏が就任した頃である。然るに最近に及んで露國

の内治外交頗に氣勢昂らず、却つて奉天軍の勢力益々増大し、一方北京勞農大使館事件以來支那官憲の共產黨員に對する取締峻厳となり、遂に滿蒙に於ける勞農露西亞の勢力の主體である鐵道職業同盟の存在をさへ脅威するに至りたる結果、幹部の命により各種職業同盟に於ける共產黨員の活動を中止し、職業同盟より共產黨の事務を分離するの已むなきに至つた。即ち現在の共產黨員は以前の如く上司の命令若しくは黨規の定むる所に従ひ黨としての積極的の任務を行ふ事無く、單に組合員の結束を鞏固にする意味に於ける極めて消極的なる行動に移つたのである。然し之れは共產黨が一時雌伏の状態にあるのであつて、沈黙の裡に有りながらもその一糸亂れざる組織は整然として存在し、命令一下直に陣に着き得る準備は常に整つてゐる。

第二節 職業同盟

一 一般的觀察

元來勞農國民の集團して居住せる所には必ず職業同盟の組織がある。彼等は同盟の力を以て雇主に對し勞農國家に於て作製せられたる労働契約の承認を強要するを例とする。而して雇主は該契約を承認調印する場合に左記の如き條件を容認する事となる。

- 一、職業同盟加入員以外の自由労働者を雇傭せざること。
- 二、勞銀は公定勞銀を支拂ふこと。
- 三、疾病保險を附すること。

四、解雇の場合は二箇月前に豫告して四箇月の解傭手當を給すること。

五、若し労働者との間に争議を惹起せる場合は之を職業同盟仲裁に附し資本國の法廷に於て争はざること。

六、勞農國民たる雇傭主が此の契約を認めざる時はその勞農露國國民たる權利を剝奪し得るものとす。

故に滿洲に於て勞農國民が資本を擁し多數労働者を使用する場合には必らず其處に此の組合組織が生れる。

東省特別區に於ける露西亞人の職業同盟は東支鐵道従業員より成る東支鐵道職業同盟と東支鐵道外の勤務者より成る哈爾濱縣職業同盟協議會との二つに分かれ、この二者は各々獨個の立場を以て哈爾濱勞農露國總領事館に從屬し、更にハバロフスク極東局(イキムロフ)(全露職業組合同盟極東支部)を経て莫斯科職業同盟協議會に屬してゐる。

職業同盟は勞農露西亞に於けると同様全露中央諸機關に隸屬し當地の勞農官憲の指揮下に赤化運動に従事してゐるが、近時支那官憲の取締嚴重にして鐵道職業同盟の存在をさへ脅威するゝ結果、職業同盟は共產黨の事務を分離し極東局へ自由聯合の形式を以つて加入(申込は終れるも未だ總會開催せられざるため未だ承認を受けず)すると共に、人民委員會は時局に鑑み東支沿線地帯の監督を軍事委員部に移した。東支沿線に於ける諸機關各工場及其聯合團體は極東局の組織に加入し乍ら獨立の自由を有し、監督權に於ける完全なる自治を附與せられてゐる。但し立法權は認められてゐない。

聊さか舊聞に屬するが、一九二六年六月頃の職業同盟人員は左の如くである。

鐵道 職業同盟 一四、五〇〇名

哈爾濱縣職業同盟協議會 九、五〇〇名

第十二章 滿蒙に於ける所謂赤化宣傳機關及其運動

計

二四、〇〇〇名

而して右二四、〇〇〇名を色彩によつて區分すれば左の如くである。

共産黨員	六〇〇名(二・五%)
候補者(準黨員)	九六〇名(四・〇%)
積極的共鳴者	一、六八〇名(七・〇%)
共鳴者	一八、六六〇名(七七・七五%)
準白系	一、九二〇名(八・〇%)
純白系	一八〇名(〇・七五%)
計	二四、〇〇〇名(一〇〇%)

二 哈爾濱縣職業同盟協議會

哈爾濱縣職業同盟協議會の最高機關は總會であつて、總會は其の常設機關として幹部會を設く。總會に参加する者は、(一)代表者會議、(二)市政廳勤務者、(三)糧食生産業、裁縫業、建築業、印刷業、商工企業、國民民主食品及共同住宅、藝術、水運業、教育、金屬工業、醫務衛生、各種事務所、地方運輸業の従業員の各同盟である。

哈爾濱縣職業同盟協議會は本部を哈爾濱に有し主要驛に區委員會(ウチコム)を、小驛に地方委員會(メストコム)を置く。

區委員會所在地は、哈爾濱、ボグラニーチナヤ、横道河子、布哈圖、海拉爾である。

地方委員會所在地は、ボグラニーチナヤ、穆稜、愛河、横道河子、石頭河子、哈爾濱、昂々溪、札蘭屯、布哈圖、海拉爾、札賚諾爾、滿洲里、双城堡、密門、寬城子である。

メストコムは其の最高機關を總會とし、常務機關として幹部會を組織す。メストコムはメストコム總會又は代表者總會を開く事あり。議長は秘書一名及九名の各代表を従ふ。常設機關としては共済金庫、労働保護委員會、監査委員會、生産評議會、監督委員會、ロシヤ赤十字社、婦人部、青年部、文化部等を設く。

右の中共済金庫は代表集會費金庫を含み、その役員は議長、會計一名、各代表九名である。

青年部は、義勇少年團、政治教育部、無神論部、編輯部、體育部、新生活部に分かれ、既に支那官憲により解散を命ぜられてゐるが、暗々に存在を保つてゐる。

婦人部は、編輯部、裁縫部、兒童館、政治教育部に分れる。

文化部は、手工部、音樂部、藝術部、演藝部、文盲退治部、父兄會(學校により第一級及第二級に分かつ)、政治教育部、圖書部、編輯部、労働俱樂部、職業部、労働通信部に分れる。

メストコムの組織は鐵道職業同盟と職業同盟協議會に於て區別がない。

尙メストコムを設置するに足らざる小驛にはプロフ・ウボルノモーチエンヌイ(職業代表)を置き最寄りのウチコムに直隸せしめその下に秘書及會計を置く。鐵道職業同盟に於ても同様である。

南滿奉天に於ては全露職業同盟奉天支部が一九二五年十月に組織せられた。加入組合は(一)市街運輸馬車曳自動車